

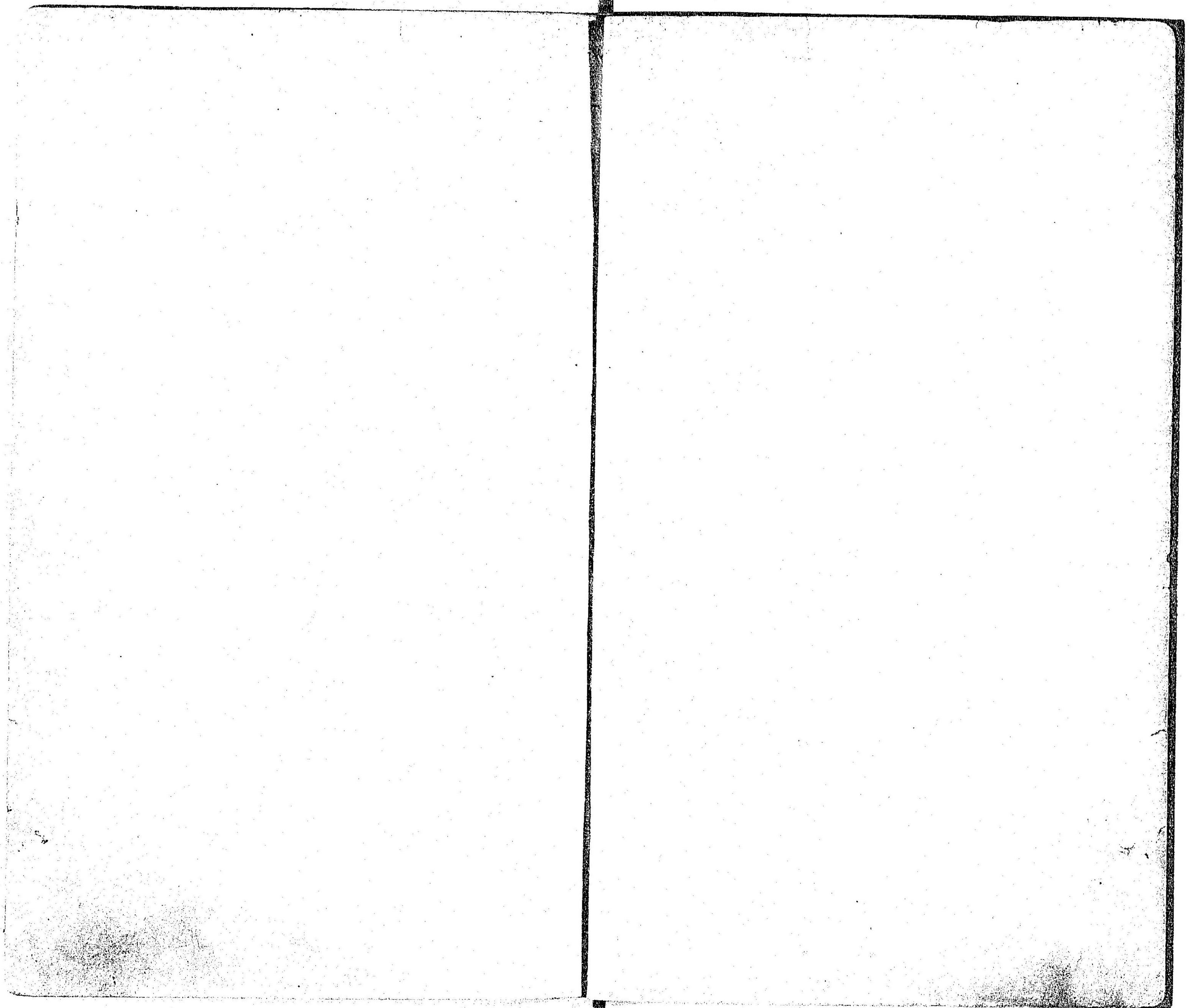
近世醫學叢書

第十四編

醫學士 栗本庸勝著

賣春、害毒及其豫防

南江堂書店發行



60-239/a

近世醫學叢書

第十四編

醫學士 栗本庸勝著

賣春、害毒及其豫防

南江堂書店發行

大正
2. 3. 24
購求

編者より

- 一、本書ハ「寶春の害毒及其豫防」ト題スル如ク、數年來醫學士栗本先生ガコノ種ノ方面ニ於ケル研究論文ヲ蒐集ス
- 二、書籍ノ題名ハ勿論、編纂ノ順序方法ヨリ校正ニ至ル迄、編者自ラ事ヲ處シ、栗本先生ノ關スルトコロニアラザルヲ以テ、缺點アルモ累テ先生ニ及ボス勿レ
- 三、本書ノ編纂發行ニ就テ之ヲ承認セラレタル栗本先生ノ好意ヲココニ感謝ス

賣春ノ害毒及其豫防目次

歐米各都市ニ於ケル花柳病豫防ノ狀況ニ就テ

緒言	一
第一 獨逸國伯林市	二
第二 伯林市以外普魯西ニ於ケル狀況	一七
第三 奧國維也納市	二二
第四 丁抹國コッペンハーゲン市	二五
第五 伊太利國	三〇
第六 佛蘭西國	三五
第七 白耳義國	三八
第八 和蘭國	三七
第九 瑞西國	三八
第十 英米兩國	三九
總括	三九

娼妓病院治療統計の價値に就て……………四〇

賣笑婦の生活程度に就て……………七四

檢微法に就て……………一一〇

賣淫は果して社會生存の一條件なるや否や……………一二五

賣春ノ害毒及其豫防終

賣春ノ害毒及其豫防

醫學士 栗本庸勝著

歐米各都市ニ於ケル花柳病豫防ノ狀況ニ就テ

緒言

本編ハ明治四十一年公命ヲ以テ予ガ親シク歐米各都市ニ於ケル花柳病豫防ノ狀況ヲ視察シ、歸來其獲タル所ヲ記述シテ當路ニ提出セルモノ、梗概ナリトス。

遮莫予ガ此調査ハ前後二回ノ萬國會議列席ヲ終レル後短時日ヲ以テ、東飄西泊頗ル多忙ノ間ニ遂行シタルモノ、其觀察ニ於テ將タ其叙述ニ於テ爬羅剔抉未ダ核子ニ及バサルモノ甚ダ多カルベシト雖、今姑ラク旅程ノ序ヲ逐フテ左ニ其概要ヲ記ス。

第一 獨逸國伯林市

伯林市ハ賣淫婦

現今ノ伯林市ニアリテハ決シテ我遊廓若シクハ妓樓(ホルデル)ノ如キモノヲ見ルコトナシ蓋シ法律ノ堅ク之ヲ禁止スレバナリ故ニ人彼地ニ赴キ當該官吏ニ就テ娼妓アリヤト問ハ答フルニ絶對ニ之レナキコトヲ以テスルヲ常トス。

然レドモ這ハ單ニ表面ニ現ハレタル形式ニ過ギズシテ其裏面ニ至テハ東西同軌ナリ今其近年ノ登錄賣淫婦ニ關スル調査數ヲ掲グ可シ。

一八九六年	五〇九八人	一八九七年	五七九四人
一八九八年	四五四四人	一八九九年	四三九九人
一九〇〇年	四一四七人	一九〇一年	三九七六人
一九〇二年	三八三五人	一九〇三年	三七〇九人
一九〇四年	三二八七人	一九〇五年	三一三五人
一九〇六年	三五一八人		

以上ハ警視廳ニ於ケル名簿ニ登錄セラレタル者ノ數ニカ、リ其以外登錄

ヲ受ケザル所ノ所謂密賣淫婦ニ至リテハ恐ラク之レニ十數倍スベク下ハ婢女ヨリ上ハ寡婦若シクハ女優等ニ至ルマデ其範圍極メテ廣汎ナリ而シテ之ガ監督ハ頗ル至難ナルノミナラズ一面現下ノ警察機關ヲ以テシテハ或ル程度マデハ之ヲ看過スルノ止ムヲ得ザルモノアリト當該官吏ハ言明セリ。

伯林市ニ於ケル賣淫婦ハ我ガ娼妓ニ異リ多クハ街頭若シクハ咖啡店等ニ於テ嫖客ヲ曳キ之ヲ己レノ住宅ニ誘フナリ故ニ余ハ姑ラク之ニ「街娼」ノ名ヲ與ヘント欲ス而シテ彼等ノ街路ニ於ケル言動ニ對シテハ頗ル精細ニ且ツ嚴重ナル規則アリト雖モ其實際ヲ窺ヘバ殆ンド實行セラレザルノ觀アリテ纔カニ其最モ甚シキ者ノミ警察ノ制裁ヲ受クルモノニ似タリ彼等ノ住居ハ多ク下宿屋ニシテ咖啡店ハ彼等唯一ノ策戰地ナルガ如シ。

密賣淫婦ニ對スル所置

密賣淫婦ニ對シテハ獨逸花柳病豫防會ニ於ケルレッツサーブラ等其主腦タル人々ノ提言ニ基キ近時一種ノ手段ヲ執リツ、名ケテ秘密的監視若シクハ穩和的監視ト稱スルヲ得可ク。

登録セラレザル賣淫婦即チ密淫賣婦ニシテ一日多キハ三十ノ
 ヲ下ラザル數ニ於テ、警吏ノ爲メニ拘引セラレ來ルヤ先ヅ警視廳
 シタル検査所ニ於テ常設ノ一女醫ハ之レガ病毒ノ存ズルヤ否ヤヲ診
 ルト共ニ、一面自カラ説諭者トナリ其速ニ醜業ヲ棄テ、正業ニ就クベキ
 トヲ懇諭シ無毒ノモノニシテ言ヲ容ル、アレバ之レヲ婦人團體ノ設立
 ル救護所ニ紹介シテ恒業ヲ與フルコト、シ之レニ反シテ訓諭ニ應ゼサル
 トキハ今後醜業ニ從事スベカラザルコトヲ嚴戒シテ一時之レヲ釋放シ更
 ニ風俗巡查ノ監視ノ下ニ在ラシム然レドモ尙依然トシテ其醜業ヲ繼續ス
 ルニ於テハ茲ニ之レヲ監視簿ニ登録スルモノトス又如上ツ拘引ニ際シ檢
 査ノ結果有毒者ト決セラレ、モ最初ハ直チニ強制入院ヲ命ズルコトナク、
 豫メ指定セル所ノ市内ニ開業セル花柳病専門ノ醫師十數人中ノ何人カニ
 就テ先ヅ其以來治療ヲ受クベキコトヲ嚴命スルト共ニ警視廳ハ直ニ此旨
 ヲ該醫師ニ通告シ、醫師ヲシテ毎週一回治療成績ヲ申告スルノ義務ヲ負ハ
 シム此醫師ハ一面花柳病豫防會員トシテ特ニ無償ヲ以テ彼等ヲ治療ス、而
 シテ市ハ此指定醫師ニ向テ、患者一人ニ付三ヶ月ノ治療費トシテ僅ニ六マ

ルクヲ補助スルノミ、然カモ市ハ是ガ爲メニ年々五千馬克ヲ支出スト謂ヘ
 リ。

若シ治療中ノモノニシテ、其未ダ治癒ニ就カザルニ先チ治療ヲ中止スルト
 キハ醫師ハ直チニ之ヲ警視廳ニ申告シ、警視廳ハ本人ヲ拘留ニ處シ後強制
 的ニ市立病院ニ入院セシム、斯クシテ密賣淫婦ニシテ其疾病ノ治癒ニ趣ク
 トキハ以後再醜業ニ從事セザルベキコトヲ警察ニ誓言セシメテ釋放ス、然
 レドモ事ノ實際ニ於テハ其多數ニアリテ正業ニ復スルコトナキヲ以テ、猶
 ホ醜業ヲ繼續スルノ形跡アルモノハ、直チニ之ヲ監督簿ニ登録シ以テ所謂
 「街娼」ノ班ニ伍セシムルナリ。

以上記述ノ如ク現下伯林ニ於テ密賣淫婦ニ對シ施行シツ、アル方法トシ
 テ、

- 第一 訓告ヲ加フルコト
 - 第二 外來治療ヲ受ケシムルコト
 - 第三 直ニ登録セザルコト
- ノ三點ハ是レ實ニ穩和的監督ノ主眼ト云フベキナリ。
- 予ハ在伯中既述ノ女醫ニ再三面接シテ當初ノ訓諭ノ效果如何ニ就キテ親

シク聽ク所アリシガ、悲哉、理ヲ悉クシ淳々戒導ヲ與フルモ其效果ヲ收ムルハ約一布仙ノ少數者ニ過ギズトテ意氣頗ル揚ラザリキ。

未成年者タル密賣淫婦ニ對スル措置 既述ノモノハ凡テ成年者ニ對スル措置ニ係リ、若シ密賣淫婦ニシテ未成年者(獨國ノ制二十一歲迄ヲ未成年者ト看做ス)ナルトキハ先ヅ裁判ヲ經テ、之ヲ後見人ノ保護ニ委ネ、後見人ニシテ保護ノ力ナキカ或ハ他ニ何等乎ノ理由ヲ存ジ、且ツ到底正業ニ復スルノ期待スベカラザルニ當リテハ、乃チ賣淫婦トシテ登録スルモ年齢十八年以下ノ者ハ絶對ニ登録スルコトナク、之ヲ未成年者保護所ニ送致シテ二年間ノ勞役ニ服セシメ以テ改悛ノ餘地アラシム。

賣淫婦ニ對スル檢徵其他ノ制裁

登録ヲ經タル賣淫婦ハ衛生的監督上之ヲ三階級ニ別チ以テ檢徵回数ノ頻疎ヲ定ム、即チ左ノ如シ

- 第一級ノ者 每週二回 第二級ノ者 同 一回
 - 第三級ノ者 每週一回
- 茲ニ所謂第一級者トハ左ノ項目ニ該當スルモノヲ云フ

- 一、 年齢二十四歲ニ滿タザル者
 - 二、 醜業ニ從事シテ未ダ一ケ年ヲ經ザル者
 - 三、 微毒ニ罹リ治療ニヨリテ治癒ニ趣キ爾後未ダ三年ヲ經過セザル者
 - 四、 爾他風俗上若クハ衛生上最モ監督ヲ要スル者
- 第二級トハ年齢二十四歲乃至三十五歲ノ者、第三級トハ年齢三十五歲以上ノ者ヲ指セルナリ、而シテ或ハ第二級ヨリ第一級ニ或ハ第三級ヨリ第二級若シクハ第一級ニ何時ニテモ檢査醫ノ意見ニヨリテ之ヲ轉換スルコトヲ得ルモノトス。
- 醜業婦ニ對スル風俗上ノ制裁トシテハ精緻嚴肅ナル制裁ノ在ルアリテ其條文ヤ頗ル周到ヲ極ムト雖モ遺憾ナル哉其實行ニ至リテハ未ダシト云ハザルヲ得ズ。
- 由來伯林ニアリテハ警察區域ヲ十二ニ劃シ一區域ニ十人乃至三十人ノ平服ヲ裝ヘル風俗巡查ヲ配シテ之ガ取締ニ當ラシムト雖モ既ニ述べタルガ如ク到底其完全ヲ期シ難キモノニ似タリ。
- 檢徵及驅徵ノ狀況ニ就テ少シク之ヲ詳記センニ賣淫婦ニ對シ其入院治療

ヲ命ズルト否トハ全ク警視廳検査醫ノ權内ニ在リ、其標準ノ大體ハ左ノ如シ。

第一、局部ニ糜爛ヲ有スル者、第二、軟性下疳ヲ有スル者、第三、硬性下疳ヲ有スル者、第四、微毒性皮疹ヲ存ズル者、第五、第三期微毒ヲ患フル者、第六、臨床的徵候ヲ缺如スルモ淋毒ヲ保有スル者

今検査ノ實況ヲ見ルニ舌鏡ハ之ヲ五布曹達水ヲ以テ消毒シ子宮鏡ハリゾホルム、ポルチレ液等ヲ以テ消毒シ之ニ阿列布油ヲ塗布ス。

又淋菌ノ検査ハ其總テニ行フコトナク唯必要ヲ認メタル者若シクハ疑惑アル者ニノミ之ヲ施セリ。

一般ニ看護婦ノ醫務ヲ補助スルコト少ナク多クハ検査醫手ヅカラ之ヲ行ヒツ・アリタリ。

要スルニ伯林ニ於ケル検査ハ簡略ニシテ且緩柔ナルヲ認メタリ。

現時該検査ノ主任ハケツベル氏ニシテ部下ニ既掲ノ女醫ヲ除キテ十二人ノ検査醫アリ、凡テ勤務ハ一日二時間年俸平均二千四百馬克ヲ與ヘラレ公務ノ餘暇ヲ以テ自宅開業ヲ認容セラル。

検査ハ凡テ之ヲ警視廳内ニ舉行スルガ故ニ検査當日ニ於テ賣淫婦ハ廳ノ裏門ヨリ接踵其來集スルヲ見ル若シ検査ニ際シ有毒者タルヲ決セラル、トキハ一日モ猶豫ナク入院ヲ強制シテ之ヲ市立救護所内ニ於ケル花柳病治療部ニ收容セシム。去ル千九百七年中此所ニ收容セラレタル賣淫婦患者ノ全人員ハ實ニ一萬九千六百人と聞ケリ。

予ノ到リシトキハ恰モ百十人ノ入院患者ヲ見タリキ、又入院費用トシテハ患者一人ニ對シ一日平均二馬克五十ペニヒラ要スト云ヘリ。

治療部長トシテハ目下ドクトルビンクス氏在リテ之ヲ統率シ外ニ二人ノ助手アリテ事ヲ助ク、病院ノ規模ハ未ダ大ナラズト雖モ設備ニ至リテハ殆ンド間然スル所ナキヲ見タリ、其退院ニ際シテハ臨床上既ニ治療ヲ思ハシムルモ猶ホ日ヲ隔テ、前後三回ノ淋菌検査ヲ施行シ以テ其許否ヲ決スルヲ規トス、括言スレバ伯林ニ在リテ検査ハ稍々寛裕ナルニ反シ治療ハ峻嚴ヲ極ムルモノ、如ク、其狀恰モ我ニ全ク相反スルニ似タリ。

事態茲ニ至リシ所以ノモノヲ考フルニ一ニハ一部ノ検査反對派(アポリチヲニスムス)ガ、女流團體ノ聲援ニ籍リ頻リニ取締ノ女子ニノミ偏スルヲ非

難シ男子モ亦須ラク検査スベキモノナリト主張シツ、アルニ鑑ミ是等ノ
論難ハ或ハ當局者ヲシテ多少ノ手心ヲナスニ至ラシメタルニアラザルヤ
ヲ思ハシムルノ點ナキニアラズ。

又予曾テ花柳病専門ノ某醫學者ニ會セル時氏曰ク固ヨリ予一個ノ私見ナ
リト雖モ檢徹ナル事業ハ世人ガ之ヲ過信スルノ結果或ハ反テ花柳病ノ蔓
延ヲ助長スルノ憂アラザルナキ乎宜シク一面ニ於テハ英國ノ如ク又伊太
利ノ如ク多數ノ自由治療所(施療所)ヲ設置シテ花柳病ノ治療ヲ簡易ナラシ
メ依テ以テ之ガ蔓延ヲ防止セザルベカラズト蓋シ至言ト云フベシ。

賣淫婦ノ住居

予ハ一日伯林警視廳ニ於ケル風俗課長及ビ風俗巡查ノ嚮導ヲ得テ賣淫婦
ノ住居ヲ視察シタリ。

エルサツセル街ニ於ケルモノハ多クハ地下室ニシテ我六疊斗リノ二室ヲ
占メ其一室ニ「ベット」ヲ置ク茲所ハ多ク勞働者ノ來リテ一夕ノ春ヲ買フニ
アリテ五分時ニ二十乃至三十「ペン」ニヒラ支拂フト云ヘリ更ニ「ヨアヒム」街
ニ行キシニ這ハ屋根裏ニシテ四顧暗炎晝尙ホ燭ヲ要スルノ所ナリキ乃チ

去テベルグ街ニ趣キシニ茲所ノ賣淫婦ハ下宿屋(ブリバート)ロトギスニ居
ヲ構ヘ前二者ニ比シテ遙ニ清麗ニシテ其多キハ一家六七人ノ群居セルヲ
見タリ此賣淫婦ノ收入ニ就テ聞クニ多キハ一年一萬二千馬克ニ達シ一席
ノ嫖客ニ要求スル所ハ五―十乃至十五馬克外國人ナラバ二十馬克ヲ一般
トスト云ヘリ又先ニ云ヘル勞働者等ヲ客トスルモノノ如キニ至リテハ一
夜實ニ三十人ニ淫ヲ瀆グモノアリト云フ。

賣淫婦ノ罹病數

賣淫婦ノ花柳病ニ罹患スル比例ニ關シテ聊カ調査スル所アリシニ意外ニ
モ甚ダ多數ノ罹病率ヲ示シ一千九百六年ニ在リテ登録セラレタル伯林及
ビ其附近ノ賣淫婦ヲ罹病者二十布仙非登録ノ密賣淫婦ハ十六九布仙ヲ占
メ之ヲ我ガ吉原ニ於ケル娼妓平均三九布仙東京ノ密賣淫婦二十二布仙ニ
比シテ著大ノ差異アリト雖モ之ヲ以テ直ニ彼レニ花柳病多ク我ニ寡少ナ
リト輕斷スベカラザルト共ニ亦檢徹ノ効果ヲ云爲スルニ資センコトハ早
計ニ失スルモノト謂ハザルヲ得ズ。

畢竟伯林ニ於ケル檢徹制度ハ吾人ノ豫想ニ反シテ爾ク森嚴ナラズ然レド

モ其治療ニ至リテハ嚴肅ヲ極メ退院ノ許否ノ如キ輕々之ヲ決定スルコトアラザルナリ、此特長ハ蓋シ彼ノ缺陷ヲ償フテ餘リアルモノナランカ。

第二 伯林以外普魯西ニ於ケル狀況

伯林以外普魯西亞ノ各都市ニ在リテ到ル所亦登録セラレタル賣淫婦ノ存在ヲ見ルベシ、今二三ノ例ヲ舉グレバ左ノ如シ

アルトナ ニアリテハ現今二百九十九人ノ賣淫婦アリテ伯林ト同ジク之ヲ三級ニ別ツ、現時第一級ノモノ七十九人ニシテ二週ニ一回ノ身體検査ヲナシ、第二級ノモノ百五十三人ニシテ四週ニ一回、第三級ノモノ五十八人ニシテ八週ニ一回ノ身體検査ヲナス、而シテ顯微鏡的検査モ亦之ヲ行フ。次ニ軍港ヲ以テ、著明ナルキールニハ現今二百五十八人ノ賣淫婦ヲ存ジ、皆等シク健康票ヲ攜帶セシム、又ドルトムンドニハ三百六十六人ヲ計上シ一地域ヲ劃シテ住居セシム、其他東普魯亞ハ概シテ賣淫婦多キガ如シ。又ケーニヒヘルクノ賣淫婦ハ二百五十三人ヲ算シ、毎週二回ノ検査ヲ反復ス、タンチヒハ二百八十一人ヲ有シ同ジク一週二回ノ検査ヲ行フ、ボーゼン

ニハ百四十人ヲ有シ、プレスラウニハ八百七十七人アリテ是等ハ凡テ警察ノ監督ヲ受ク。

アクデブルグニハ三百八十五人、ケルンハ千三十人共ニ一週二回ノ検査ヲ施行ス。

某市(特ニ匿名トナス)同市ニ於ケル取締ハ他ト稍々其ノ趣キヲ異ニスルモノアリ、即チ登録賣淫婦ヲ別ツテ三階級トナシ、第一級ニ屬スル者ハ二百人ニシテ比較的良生活ヲナシ、同居男子(ツヘルニール)ノ繁累ナク且一定ノ住居ヲ有スルモノトス、彼等ハ一ヶ月二回自宅ニ於テ區醫タル検査醫ノ検査ヲ受ケ診察料トシテ一馬克ヲ之ニ支拂フ、検査醫ハ毎回其結果ヲ警視廳ニ報告スルノ義務アリ、而シテ千九百八年ニ於ケル七千二百二十六回ノ検査中六十六人ノ患者ヲ出セリト云フ。

第二級ニ屬スルモノハ約二千人ニシテ第一級者ニ比シテ稍々劣レルモ猶ホ相當ノ生活ヲナシ一定ノ住居ヲ有スルモノニ在リテハ一週二回自ラ警視廳ニ趣キテ検査ヲ受ケザルベカラズ、又其治療ハ之ヲ市費ニ仰キ市立病院内特設ノ極メテ整頓セル皮膚科病室ニ收容セラル。一千九百八年ニ於ケ

ル四千八百七十九回ノ検査中八十四人ノ患者ヲ出セシト云フ。
第三級ニ屬スルモノハ一定ノ住居ヲ有セズ其數ハ略々第二級ニ同ジク、一
千九百八年ニ於ケル六千四百八十四回ノ検査中二百十八人ノ患者ヲ出セ
シト云フ。

此地ニアリテモ尙ホ伯林ニ於ケル如ク當初懇諭ヲ試ミテ以テ正業ニ復セ
ンコトヲ圖リ其聽カザルニ於テ始メテ登録スルモノナリ然シテ如上登録
ヲ經タルモノノ外尙ホ多數ノ密賣淫婦ノ街頭ニ出沒スルヲ見ル。

茲ニ特記ニ價スルモノハ獨逸ニ在リテ賣淫婦ハ本邦ニ於ケル賦呈ノ如ク
特ニ課税セラル、コトナク警察ノ登録ヲ經テ其監視ヲ受クルモノニアリ
テ之ニ要スル檢査及ビ治療ニ關スル費用ハフランクフルトアム、マイン市
ニ於ケル第一級ニ屬スル賣淫婦ノ單リ之ヲ自辨スルアルモ他ハ悉ク皆警
察若シクハ市町村ノ負擔ニ屬スル事ナリ。

畢竟是等ノコトハ國民健康ノ保護上ヨリ當然市町村ノ自ラナスベキモノ
ニシテ其ノ關係尙ホ急性傳染病ニ於ケルニ異ナラズト云フニアリ蓋シ彼
我國情ヲ異ニスル所以ノモノ茲ニ至ラシメシ者ナルベシト雖モ我邦モ亦

大ニ之ニ鑑ミザルベカラズト思考ス。

ハンブルヒ市茲ニハ約六百乃至千人ノ賣淫婦アリ何レモ警察ノ監督ノ下
ニアリテ二種ニ別タル其第一種ニ屬スルモノハ普通ノ賣淫婦ニシテ嚴重
ナル監督ヲ加フ即チ所謂限局法ニヨリ一定ノ地域ヲ劃シ目下九ヶ所ヲ指
定シ其居住ヲ許シ且同居男子(ツィヘルテル)ヲ有スルヲ禁ズ。

如上ノ六百人乃至千人ニ對シ三人ノ公醫アリテ一週二回ノ定期検査ヲ行
フ検査ハ指定シタル彼等ノ住宅ニ於テ之ヲ行フ又監視應ニハ更ニ上級檢
査醫ナル者三人アリテ一週一回各所ヨリ賣淫婦中ノ數人ヲ突然監視應ニ
召喚シ検査以外特ニ所謂監督検査(スチヒプローベ)ヲ行ヒ以テ私宅ニ於ケ
ル定期検査ノ果シテ良ク勵行セラレツ、アリヤ否ヤヲ見ル此際必要ニ應
ジテ鏡檢ヲ行フモ平素ハ之ニ重キヲ置カザルモノ、如シ。

予ガ實視ノ際特ニ注意ヲ喚ビタルハ賣淫婦ガ各自乳色ノ子宮鏡及ビ舌鏡
子ヲ攜帶シ來リ之ニ依テ検査ヲ受クルコトノ一事ナリキ。

密賣淫婦ニシテ檢舉セラル、トキハ兩度ニ涉リテ戒告ヲ加ヘ然ル後始メ
テ登録ヲ許スモノトス、而シテ其登録セラレタルモノハ凡テ就業ト同時ニ

強制的ニ疾病金庫ニ加入セシメ置キ他日彼等ニ要スル治療費即チ入院費ハ該金庫ヨリ直チニ市ニ向ツテ之ヲ支拂フガ故ニ賣淫婦ハ間接ニ之ヲ自辨セルモノト見做スヲ得ベシ如此ニシテ凡テ有病者ハ之ヲ市立病院ニ收容シ之ガ治療ヲ施スコト極メテ周到ナリ其治療ヲ主宰スルハ刻下マールクス氏ニシテ検査部長ヲ兼テ一萬一千馬克ノ俸給ヲ受ク部下ノ検査醫ハ三千六百乃至二千八百馬克ヲ支給セラレ等シク餘暇ヲ以テ自宅ノ開業ヲ認容セラル、モ賣淫婦ヲ診療スルコトノミハ嚴ニ之ヲ禁ズ。

市立病院ノ花柳病部ハ特ニサンケルアルク街ニアリテ其規模モ大ニ施設亦タ整備シ賣淫婦ノ種類及ビ病症ニ依テ病室ヲ區別スルカ如キ又衣服ノ公給浴場ノ設備ノ如キ其他看護ニ秩序アル等觀ルベキモノ少カラズ且ツ目下百個ノ病牀ヲ存スルモ今尙ホ頻リニ増築ヲ促シツ、アリ醫員トシテ前記マールクス氏ノ外尙ホ二人ノ助手アリ千二百馬克乃至千八百馬克ノ俸給ヲ受ク。

次ニ第二種ニ屬スルモノハ目下二百人餘ニシテ之ヲ名ケテ變則的監督ヲ受クベキ賣淫婦ト稱ス即チ第一種ノ者ニシテ改悛ノ意ヲ表シ進ンデ正業

ニ就カントスルモノアルトキハ果シテ其事實ナリヤ否ヤヲ調査シタル上漸次監督ヲ緩フス即チ検査ノ回数ヲ遞減シ其全ク正業ニ復セルノ認定ヲ下スニ至リテ全然警察的關係ヲ絶ツモノトス。

又ハンブルヒニ特有ナルハ賣淫婦ノ分娩ヲナセルニ際シ六週間母兒共ニ之ヲ市立病院ニ收容スルコトナリ又産兒ハ其遺傳微毒ヲ存ズルト否トニ拘ハラズ生後一ケ年間ハ警察ノ監視ノ下ニ置キ時ニ醫師ヲ派シテ之ヲ觀察ス。

要スルニハンブルヒニ於ケル賣淫婦取締ノ狀ヲ伯林ニ比スルニ伯林ニアリテハ罹病時ニ於ケル治療ニ於テ頗ル周密ナルモ法律ニ於テハ稍々緩柔ナルノ趣アルニ反シテハンブルヒニ在テハ治療及ビ規律ノ兩者共ニ併セテ其周到ヲ得タルモノニ似タリ。

第三 奧國維也納市

奧國維也納ニアリテハ妓樓ヲ以テ未ダ決シテ善良ノモノトハ做サルモ必要已ムナキモノトシテ之ヲ認許シ居レリ今維也納ニ於ケル賣淫婦ニ就

テ其種別ヲ舉ゲレバ左ノ如シ。

第一ハ妓樓ニ於ケル賣淫婦即チ娼妓ニシテ今現ニ六十人ヲ存ジ各自ノ寫眞ヲ貼布シタル健康證明簿ヲ攜帶ス。

第二ハ任意的賣淫婦即チ伯林ニ於ケル登録街娼ニ該當スルモノニシテ第一ノ如ク自己ノ寫眞ヲ貼付シタル各健康證明簿ヲ攜帶シ其數目下一千二百人ヲ算ス此種ノ賣淫婦ハ第一者ト共ニ一括シテ之ヲ登録賣淫婦ト稱シ公然警察ノ監督ノ下ニ立チ一週二回身體ノ檢査ヲ受ク。

第三ハ秘密的賣淫婦デスクレーテ、プロスタツトイオンニシテ花賣女等ガ副業トシテ之ヲ行ヒ目下其數二百五十人ヲ算ス此種ノ者ノ醜業ヲ默許スルニ際シテハ別ニ健康簿ヲ附與セズ單ニ左記ノ條件ノ下ニ之ヲ許シ且ツ其際警察ノ監督ヲ甘諾スベキ旨ヲ記セル書面ニ其氏名ヲ自署セシムルモノトス。

一、年齢二十五歳以上タルベキコト **二**、一定ノ住居ヲ有シ且ツ他人ト同居セザルコト **三**、戶外ヲ徘徊シ、嫖客ヲ誘致セザルコト **四**、一週二回ノ檢査ヲ乞ハシムルコト **五**、住居ヲ轉シタル場合ニハ直ニ之ヲ申告スルコト **六**、花

柳病ノ感染シタルトキハ警察指定ノ病院ニ入りテ治療ヲ受クベキコト以上ノ許可ハ凡テ二十四歳以下ノ未成年者ニ對シテハ決シテ之ヲ與フルコトナシ。

第四ハ最多ク考慮ヲ費サレタルモノニテ即チ衛生監視賣淫婦ト稱スルモノナリ彼等ハ第三ノ如ク秘密ニ醜業ヲ營ミ均シク默許ノ部類ニ屬シ目下約三百人ヲ存ズ其多クハ「ホテル」ニ備ハル、下婢ニ屬シ表面無垢ニシテ且ツ勤勉ナル下婢トシテ仕ヘツ、アルモ其裏面ニ至リテハ否ラズ往々窺カニ淫ヲ賣ルモノ少カラズ警察ニシテ之ヲ探知シタル場合ニハ本人ヲ召喚シテ糾問シ告グルニ毎週二回潛カニ警察ニ來リテ檢査ヲ乞フニ於テハ醜業ヲナスコトヲ默許シ且ツ傭主ニ之ヲ告知スルコトナカルベキヲ以テス然シテ後日此ノ如キ輩ノ醜業ヲ廢シ他ニ嫁スルニ際シテハ其面前ニ於テ彼ノ氏名其他ヲ記セル一切ノ書類ヲ燒棄シ以テ純良ノ人ニ伍スルヲ得セシムルナリ此方法ハ刻下頗ル識者ノ稱賛ヲ得ツ、アルモノ、如シ。

要スルニ維也納ニ於ケル賣淫婦ニ對スル施設ハ尙ホ他ノ行政事務ニ於ケ

ルト等シク、其頗ル整理的ナルヲ見ル。

維也納ニ於ケル檢査

之ガ回数ハ多ク一週二回トナス、檢査ノ場所トシテハ第一ニ妓樓ヲ擇ビ檢査醫茲ニ出張シテ之ヲ行ヒ、第二ニ檢査醫ノ居室ニ於テ之ヲ行ヒ第三ニハ或ル場合ニ限リ賣淫婦ノ自宅ニ於テ之ヲ施スコトヲ許セリ、檢査醫ハ目下四十八人ヲ算シ凡テ公衛ノ俸給ヲ受ケ一人ノ檢査醫一日平均二十人ノ賣淫婦ヲ診査スルノ比例ニ居リ、檢査ハ主ニ臨床的ニシテ淋菌檢査ハ餘リ多ク行ハズ罹患者アレバ六時間以内ニ強制入院ヲ命ズ、其病院トシテハ指定ノモノ三個在リ、入院費ハ公許ノモノハ市費ニシテ默許ノモノハ自辨ナリ。

維也納ニ於ケル妓樓

予ハ維也納逗留中一日衛生課長ニ導カレテ親シク妓樓ヲ見タリ、其際衛生課長ハ二人ノ娼妓ヲ面前ニ呼出シ樓主待遇ノ如何ンニ對スル不平ノ有無並ニ貯金額等ニ就テ自ラ尋問スル所アリキ、蓋シ之ヲ以テ一面樓主ヲ監督シテ壓制ヲ加ヘサラシメ、人身賣買ノ迹ナカラシメンコトヲ期スルモノニシテ其用意ヤ頗ル周到ナリト謂ツベシ。

維也納ニアリテハ上掲四種類ノ賣淫婦ノ他尙ホ警察ノ監督ヲ免レツ、アル莫大ノ密賣淫婦アリ、之ヲ野生賣淫婦ト稱シ時ニ拘引セラレテ戒告若シクハ登簿ヲ命ゼラル、其未成年(二十四歳以下)ニ對シテハ改悛ノ情ナキモノニ限リ之ヲ未成年者救護所ニ送り二ケ年ノ勞役ニ附スルコト、セリ、終リニ附記スベキハサライエウヲニ於ケル娼妓(公娼)ノ制度ナリ、サライエウヲハバルカン半島ノ横ニ位シ埃國ノ南方ナルホスエン州ニ在リ、茲ニハ一定ノ區域ヲ劃シ市民ヲシテ妓樓ノ業ヲ營ムコトヲ許シ官ハ多少之ヲ保護セリ、蓋シ元來軍隊ノ健康ヲ衛ラシメンガ爲メニ一千九百年地方議會ノ議ヲ經テ之ヲ開設セルモノナリシガ漸次般賑ヲ極メ、今ハノワ、ツリカノ街名ト共ニ著明ノモノトナレリ、予ノ滯歐中ハ恰モバルカン半島ノ風雲急ナルト、キニシテ親シク之ヲ見ルヲ得ザリシガ同地ニ在リテ該營業ハ之ヲ左ノ條件ノ下ニ許可スト聞ケリ。

- (一)必ず上水ヲ敷設スルコト
 - (二)下水ヲ完全ナラシムルコト
 - (三)燈火トシテ電燈ヲ採用スルコト
 - (四)庭園ヲ設クルコト
 - (五)客室(寢室)ト娼妓ノ寢室トヲ別ツコト
- 蓋シ妓ヲシテ安眠ヲ得セシメ以テ其健康ヲ害セザラシメンガ

爲メナリ(六)客室寢室ニハ水道ト洗滌器トヲ準備スルコト(七)完全ナル浴槽ヲ設クルコト(八)必ズ別個ノ應接室ヲ具フルコト(九)適當ナル娼妓ノ庖厨及食堂ヲ具フルコト(十)各戸ニ檢査室ヲ設ケ一週二回檢査ノ看護婦ト共ニ來リテ職務ヲ行フニ供ヘシム(且ツ其際障子ニハ警察官ノ詰所アリテ之ヲ監視ス)而シテ娼妓一人ハ彼レノ疾病金庫ヨリ各ニクローン宛檢査醫ニ支拂フモノトス。

サライエウヲニハ現下七戸ノ妓樓アリ多キハ十五人寡キモ六人ノ娼婦ヲ養フ。

千九百三年ノ皮膚科會議ニ際シ時ノ政府ハ之ヲ示シ會員ノ賛成ヲ得タリト稱ス。

第四 丁抹國コツペンハーゲン市

丁抹ノ首都タルコツペンハーゲン市ニテハ實ニ去ル千九百二年迄ハ妓樓ノ公設ヲ許シタリシモ然シテ同年之ヲ禁止シ超ヘテ千九百六年所謂丁抹國規則ノ發布ニ至ル間ハ下ノ如キ取締方法ヲ執レリ即チ當時賣淫ノ業ニ

従事セル五百乃至六百人ノ婦女ハ凡テ之ヲ登録シ一週二回ノ檢診ヲ施シ且ツ其住所ヲ指定シタリ而シテ此登録ニ先チ二回ノ戒告ヲ試ミ尙ホ其改メザルモノヲ登録スルノ制ナリキ其他一般男女共ニ自ラ花柳病アルコトヲ知リテ他ニ之ヲ感染セシメタルモノハ一定ノ制裁ヲ加フルノ法ヲ執レリ斯クシテ一千九百六年三月三十日ニ至リ彼ノ著明ナルデネマルリ規則ナルモノノ發布セラレタリ。

該規則ノ發布ニ由リテ從來ノ賣淫婦ニ對スル檢診ハ廢セラレ其登録認定モ亦撤廢セラレ表面上全ク警察的監視ハ絶無トナレリ茲ニ至リテ賣淫婦ノ跋扈日ニ甚シク跳梁月ニ激シク局ニ警察ニアルモノ竟ニ之ヲ等閑ニ附スベカラズトナシ一種ノ行政的制度ヲ之ニ應用スルニ至レリ。

ソハ等シク敢テ登録スルヲナサズ住居ノ制限ヲナサズ定期的ノ檢診ヲ行ハズト雖モ賣淫婦ト認定シタルモノニ對シテハ先ヅ二回ノ戒告ヲ與ヘ次テ必要ニ應ジテ臨時的檢診ヲ行フコト、ナセリ而シテ檢診ニ際シテ花柳病ノ存在ヲ發見シタルトキハ命ジテ或ル病院ニ入ラシメ或ハ其外來治療ヲ受ケシメ若シクハ市醫ノ治療ヲ乞ハシメ三者中其孰レタリトモ开ハ本

人ノ望ム所ニ任ズ而シテ此治療ヲ肯ンゼサルモノニハ相當ノ制裁アリ又治療費ハ市ノ負擔スル所タリ。其他一般開業醫ヲシテ花柳病治療ノ場合ニ於ケル報告ノ義務ヲ負ハシメ尙ホ其患者ノ賣淫婦ナルトキハ直チニ警察ニ報告セシメ他ハ每週一括シテ報告セシム但シ敢テ患者ノ住所氏名ハ記載ニ及バズト規定ス法規ハ斯ク制定セルモ一般ニ醫師ハ如上ノ報告ヲ勵行セザルヲ以テ實際ニ於テハ殆ンド其ノ効ナキモノニ似タリ。

予、コッペンハーゲンニ在ルノ日某氏予ニ云テ曰ク「檢診制度ノ廢止ニヨリテ未ダ特ニ花柳病ノ蔓延ヲ來セルノ事實ヲ認メズサレド密賣淫婦ハ其大ニ增多セルカ疑ナシ」ト以テ其報告ノ如何ナル價值ヲ有スルカヲ察知スベシ又予一日治療ノ狀ヲ觀ンコトヲ欲シ親シク病院ヲ視察セシニ極メテ激惡ナル花柳病患者ノ數多入院セルヲ目睹セリ該病院ノ某氏曰ク今日ノ取締制度ハ決シテ完全ノモノト做スベカラズ早晚改良セザルベカラザルモノナリト予ハ彼ノ有名ナル丁抹規則ナルモノガ決シテ完美ノモノニアラザルコトヲ茲ニ揚言スルニ躊躇セザルナリ。

予ガ病院ヲ巡視セシ際ニハ其花柳病科ニ收容セラレツ、アリシ賣淫婦ハ凡テ六十人ナリシ又予ハ一夜警察衛生課長ニ伴ハレ同市チオリ街ヲ逍遙セシガ柳陰影暗キ所賣淫婦ノ三々伍々團ヲナシテ嫖客ヲ侍ツヲ見タリ其多數ナルコトニ於テハ決シテ彼ノ伯林フリートリッヒ街ニ讓ルナキヲ思ヘリ。

第五 伊太利國

伊太利帝國ガ國情其他ニ於テ我ニ肖似セルコトハ同ジク人ノ知ル所又屢次ノ政變多般ノ革新ヲ經タル歴史ニ於テ頗ル亦我ニ似タルモノアルハ經世家ノ夙ニ知悉スル所ナリ。

同國ニ於ケル賣淫婦タル公娼ト私娼トノ取締ニ至リテモ亦其政變ト同ジク幾多ノ變遷ヲ經タリ先ヅ初メニ一千八百五十五年ニ於テ賣淫婦ノ取締ヲ開始シ次テ一千八百六十年カヴール氏ハ佛國式ニ則リ衛生的取締法ヲ施行セリ之ニ二ノ手段アリ一ハ任意的登錄ニシテ他ハ強制的登錄ナリ甲ハ之ヲ公娼ニ施シ乙ハ之ヲ私娼ニ行フ所ノモノトス。

超ヘテ一千八百八十八年クリスビー氏ニ至リテ之ヲ改正シ爾後亦幾多ノ變遷ヲ經テ終ニ現今ノ制ヲナスニ至レリ即チ今日同國ニ行ハル、方法トシテハ先ヅ檢診ハ之ヲ單ニ妓樓ニアル者ノミニ施シ爾餘ノ賣淫婦ニ對シテハ特ニ登録ノ制裁ヲ加ヘズ而シテ之ヲ補フベキ他ノ花柳病豫防策トシテ治療方法ヲ普及シ且ツ完全ナラシメンガ爲メニ到ル所ニ花柳病治療所(チスベンザリヲ)ヲ設立シ以テ之ニ充テタリ該診療所ハ實ニ無償ヲ以テ花柳病患者ヲ診斷シ且ツ治療スベキ責アルモノトス。

翻テ娼妓検査醫ハ警察官署直接之ヲ任命スルニ在ラズシテ樓主先ヅ之ヲ推舉シ豫メ警察官署ノ認可ヲ受クルモノトス而シテ娼妓検査醫ハ其診斷ヲ下シタル患者ニ關スル届出ノ義務ヲ負フ刻下ローマ府ニ於ケル治療所ハ其數果シテ六ヲ算シ費用ノ三分ノ一ハ市之ヲ負擔シ三分ノ二ハ國庫ノ支出ニ係ルモ今ヤ政府當路者ハ之ヲ逆比セシメント努メツ、アリ。而シテ一方ニハ人口四萬以上ヲ存スル都市ニアリテハ規トシテ一乃至二ヶ所ノ治療所ヲ設置セザルベカラズ更ニ其以下ノ市町村ニ在リテモ亦必要ニ應ジテ公費ヲ以テ治療スルカ若シクハ所謂貧民醫ナルモノヲ置キ之

ヲシテ無償ノ下ニ花柳病患者ノ治療ニ當ラシムルノ制アリ又兵營ノ所在地ニ在リテハ必ズ此治療所ヲ設置セザルベカラザルト共ニ何レノ地ニ在リテモ一朝花柳病侵害ノ兆アルトキハ政府當路者ハ診療所ノ開設ヲ市町村ニ命ジ得ベキ權能ヲ存ズ。

如上診療所ノ爲メ年ニ國庫ノ費ス所實ニ二十六萬フランヲ算スト云フ。其他チスベンザリヲニ於テ治療シ能ハザル重症ノ患者ニ對シテハ大學病院內ノ花柳病科若シクハ特ニ設ケラレタル治療病院(サレチエルチケ)ナルモノニ無料ノ入院ヲ許セリ此病院ハ國內ノ大都市ニ建設セラレ之ガ爲メニ費ス國庫ノ負擔ハ年々六十萬フランナリトス以上ノ兩費額ヲ合算スレハ年額約百フランニ近キヲ致スナリ。

予ハ滯歐中觀シク羅馬大學ニ於ケル前記ノ治療部ニ該當スル花柳病科ヲ參觀セシニ男子四十女子九十合シテ百三十ノ病床ヲ存シ一月一人三、四ラシノ治療費ヲ要スト聞ケリ。

又哺乳兒ニシテ遺傳梅毒ノ徵アルモノハ母子共ニ收容ス。翻テ前記妓樓ナルモノハ固ヨリ法律上ニ於テハ之ヲ公認セザルモ事實ニ

於テハ之ヲ默許ス、而シテ妓ハ此所ニ寄寓シ若シクハ他ヨリ來リテ業ヲ營
 ミ共ニ任意ノ検査ヲ受クベキモノトス、検査ハ娼妓ノ居宅ニ於テ之ヲ行ヒ
 若シ醫師ニ不正ノ行爲アルカ若シクハ娼妓ニシテ検査ヲ拒否スルトキハ
 嚴罰ニ附ス、又同一ノ妓樓ヨリ屢々花柳病者ヲ續出スルトキハ其責ヲ樓主
 ニ歸シ爲メニ其樓ハ閉鎖ヲ命ゼラル、コトアリ。
 又別ニ監督醫(インスペクトール)ナルモノアリテ一ヶ月一乃至二回各妓樓
 ヲ巡視シ検査醫ノ作業ヲ監視ス、間々陸軍々醫之ニ代リテ監視ノ任ニ方ル
 コトアリ、其他一般ニ花柳病豫防ニ關シテハ毎ニ軍隊トノ連絡ヲ取リツ、
 アリ如上監督醫ハ二千五百乃至三千「フラン」ノ年俸ヲ支給セラレ検査醫ハ
 更ニ夫レ以上ノ手當ヲ樓主ヨリ受ク、公務ノ餘暇自宅開業ヲ許サレ居ルコ
 トハ二者共ニ相同シ。
 目下ローマ府及ビ其附近ニ妓樓ヲ算スルコト其數三十五娼妓ハ七百人ヲ
 算ズ、其密カニ賣淫ヲナスモノニ至テハ恐ラク之ニ十倍乃至二十倍ナラン
 ト聞ケリ。
 又年齢二十一才以上ナラザレハ絶對ニ娼妓タルコトヲ許サズ尙ホ妓樓ニ

於ケル飲酒音曲ハ絶對ニ之ヲ禁止セザルモ他ニ妨害ナキ程度ニ之ヲ許シ
 以テ一方ニハ嫖客ヲシテ性慾上ノ希求ヲ充タスノ他ニ無益ノ浪費ナカラ
 シム。

此他伊太利國ニ於ケル一般醫家ハ花柳病蔓延ノ場合ニアリテハ其取扱ヒ
 タル該患者届出ノ義務アリ。

同國政府ノ衛生局長ハ親シク予ニ語リテ曰ク、以上ノ制度ノ實施セラレテ
 ヨリ我國ニ於ケル花柳病患者ハ診療所制度ノ爲メ大ニ其數ヲ減ジタリ妓
 樓ハ亦漸ク其影ヲ没シツ、アリト。

夫レ然リ豈夫レ然ランヤ予ガ親シク各診療所ヲ見又ハ病院ニ到レルノ時
 本邦ニ在リテハ決シテ容易ニ目觀スベカラザル底ノ激烈ナル花柳病患者
 ノ病牀ニ呻吟セルノ狀ニ鑑ミ心竊カニ思ヘラク花柳病豫防ノ事舉ケテ之
 ヲ治療普及ノミニ一任シ他ノ檢診方法ヲ閑却スルハ未ダ以テ其宜シキヲ
 得タルモノニアラザルナキカト、然レドモ此治療方法ガ伊太利ニ在リテハ
 最近ニ於ケル一ノ良法タルベキハ毫モ疑ヲ容レザルトコロナラン、予ハ伊
 太利ノ現制ヲ此結論ノ中ニ歸納シ我レ亦鑑ミル所ナカルベカラザルコト

ヲ深ク胸底ニ刻ミツ、更ニ足ヲ佛蘭西ノ地ニ入レタリ。

第六 佛蘭西國

夫レ佛蘭西ハ由來外交ノ中心ナリ所謂自由民族ノ聲ニ生ジタル所ナリ此所ニアリテ花柳病豫防法賣淫婦取締ノ策ハ果シテ如何ニ企劃セラレ然シテ如何ニ實施セラレツ、アリヤ是レ予ガ特ニ興味ノ眼ヲ注ギシ所以ナリ之ヲ記載ノ上ニ呈スルニ所謂佛蘭西式ナルモノハ頗ル著明ノモノニシテ彼ノ賣淫婦ヲ登録シテ警察的監視ノ下ニ來ラシメ之ニ身體検査ヲ行フコトハ實ニ其教範ヲ佛蘭西ニ採レルモノナリ。

現下彼ニアリテ此方針ヲ如何ナル形式ヲ以テ表現セラレツ、アルヤ元來佛蘭西ハ自由開放派即チ検査反對派(アポリチヲニスムス)ト干涉派即チ登録検査派(レグレメンタリスムス)トノ二論派アリテ今尙盛ニ論戰シツ、アリト雖モ一般ニ之ハ彼ニ比シテ優勢ノ狀ニ在リ。

當路者ノ採ル所亦實ニ立脚ノ地ヲ此登録派ノ論旨ニ置ケリ一日某高官ハ予ニ語リテ曰ク然リ人權ヤ尊ブベシ、女權亦必ズシモ輕視スルヲ許サズト

雖モ賣淫ナル業ニ生クルモノハ本來監督ヲ受クベキ曲質ノモノナリ彼等ハ遂ニ監督ナクシテハ社會ニ共同的生活ヲナシ得ザルモノナリ之ニ向テ吾人ガ監視ノ眼ヲ注ギ身體検査ヲ施スハ之レ應テ吾人ノ正當ナル人權ヲ保護シ之ヲ擴張スル所以ノミト以テ彼國當路者ノ意嚮ヲ察知スルニ足ラ

翻テ予ハ親シク之ヲ事實ノ上ニ見ント欲セリ佛蘭西ニアリテハ今ヤ到ル所任意的登録ニ屬スル種類ノ者更言スレバ娼妓ハ彼輩ノ營業所タル妓樓ト共ニ漸次其數ヲ遞減スルノ一面ニ於テ之ト反比シテ強制的登録ヲ必要トスルモノハ歲々増加シツ、アリ加之登録ヲナスコト能ハズ隨テ亦検査ヲ施スコト能ハズ將タ風俗警察ノ裁下ニモ來リ能ハザル所ノ賣淫婦平板ニ云ヘバ高等密賣淫婦ハ絶大ノ勢ヲ以テ其數ヲ加ヘツ、アルヲ見ル。

取締ノ方法ハ巴里ニ於ケルト爾他ノ都市ニ於ケルトニ由リテ著シク寬嚴ヲ異ニス、巴里ニ在リテハ監視總監直チ之ニ任ジ他ノ都市ニ在リテハ市長(佛蘭西ニ於テハ市長ハ凡テ警察權ヲ具フ)ヲシテ之ニ當ラシム。現時ノ制度ハ千六百八十四年路易第四世ノ治下ニアリテ行ヒシ所ノ制ニ

漸次改正ヲ加ヘタルモノニ係リ、風俗若シクハ、衛生ニ危害アリト認めタル婦女ハ何時タリトモ之レヲ拘束シ得ト云フヲ以テ其原則トナス、而シテ這種ノ婦人即チ密賣淫者ヲ檢舉シタルトキハ先ヅ登録ノ要アリヤ否ヤヲ決シ次ニ身體検査ヲナシ然シテ後チ一定ノ紙牌ヲ付與ス、之レ二種アリ一ハ紅色ニシテ他ハ白色ナリ、甲ハ曾テ花柳病ニカ、リタルモノ乙ハ健康ナル者ノ標徴ナリ然シテ爾後甲ハ一ヶ月四回乙ハ二回宛自ラ警視部ニ來リテ検査ヲ受クベキ責アルモノトス。

又妓樓ニ起臥スル任意登録者ハ一週一回ソノ場所ニ於テ検査醫ヨリ検査ヲ受クルモノトス。

以上ノ検査ニヨリ疾患アリト認めラレタル者ハ凡テサン、ラザールト稱スル監獄内ノ治療部ニ送致セラレ茲ニテ治療ヲ受ク、而シテ其治療方法ハ伯林ノ如ク嚴肅ナラズ治療成績モ亦良效ナラザルガ如シ。

若シ夫レ密賣淫婦ニシテ拘引セラレ又ハ登録者ニシテ規則ニ反シタルトキハ警視廳ノ風俗係長ハ廳内ニ於テ判事二名ノ立會ノ下ニ正式ノ宣告ヲ下ス。

現時巴里ニ於ケル登録賣淫婦即チ有牌者ハ其數六千乃至七千人ナリト云ヘリ、又一昨千九百七年中ニ檢舉セラレタルハ實ニ五萬九千四百二十三回ノ多キニ上リ就中一萬一千二百二十六回ハ所罰セラレタルモノナリ、其他高等賣淫婦ニ在テハ其數實ニ幾何ナルヲ知ラズ然カモ彼等ハ曾テ檢舉セラルルコトアラザルナリ、蓋シ彼等ニアリテハ衛生上顧慮スベキ點少キガ爲メナルナランカ。

登録ハ其任意的タルト將タ強制的タルトヲ問ハズ婦女ノ年齢十八年以上ノ者ニアラザレバ之ヲ施行セズ、夫レ以下ノモノハ其父兄ニ引渡シ父兄ナキ者ハ之ヲ勞役所ニ送り二十一才ニ至ルマデ收容スルコト、セリ。

検査醫ハ現時二十六人アリテ其職ニ當レリ、彼等ハ交互ニ半數ガ警視廳ニ半數ハ妓樓ニ赴キテ各自一日一時間半ノ業務ニ服シ其俸給ハ醫長年額四千五百フラン、醫員ハ千五百フランヨリ三千五百フランニ至ル、自宅開業ハ公務ニ支障ナキ程度ニ之ヲ許セリ。

今二種ノ賣淫婦ニ對スル制裁ニ就キテ少シク記センニ、先ニ言ヘル紙牌ヲ有スル強制的登録ノモノニ向テモ特ニ住地ヲ制限セザルモ人ヲシテ嫌惡

ノ情ヲ起サシムルノ居ナラザルコト、管部ニ近ク住ムベカラザルコト等ノ制アリ、此輩ハ一席ノ春ヲ賣リテ低キハ二乃至五フラン、高キハ百フラン以上ヲ求ムト云フ。

妓樓ニアル所ノ第二者即チ注意的登録ノモノハ目下一樓ニ五乃至二十人アリ、巴里全市ノ妓樓ハ其數四十二ヲ算シ春賣ノ價十乃至五十フランナリト云フ。

如上ノ六種ハ畢竟之レ公認セラレタル賣淫婦ナリト雖モ爾他尙幾多ノ階級幾多ノ名稱ヲ有スル這般ノ徒ノ存在ヲ見ル今少シク左ニ之ヲ記セン。

先ヅ第一ニツシモンテース(半世界)ナリ、コハ毎ニ巴里流行界ノ中心ヲナシ貴婦人ト伍シテ舞蹈ヲナシ、トキニ良人ト相携ヘテ宴ニ赴クモ客アレバ即チ他ニ行キテ淫ヲ嚮グ、這般ノモノハ比較的風紀ヲ害スルコト多カラズ、且ツ良ク衛生ノ道ヲ守ルヲ以テ官憲亦敢テ干渉セズ、次ニツミカストル(雙體海狸)ハ獨身者ニシテ常ニ盛裝シ前者ト均シキ行動ヲナス、是等ノ出入スル家屋ニハランデウー(貸席待合ノ類)アリ、又メーゾン、アバルチエ(秘樓婦人連ノ會合場所)アリ、又街娼、ランバルドウズ(濠娼)燕娼等ノ類アリ。

是等幾多ノ公娼私娼ノ他亦官吏ノ未亡人等ニシテ相互ノ媒合ヲ以テ業トナスアリ、特ニ外國トノ娼婦ノ出入ヲ介スルヲ以テ職トスルアリ、其他記スベキハ彼ノランデウーノ如キ茲ニ女優行キ人ノ妻赴キ賣春婦出入シ頗ル混沌ノ狀ヲ呈シツ、アリ、是レ佛都巴里刻下ノ裏面ノ狀態ナリトス。
要スルニ巴里ノ地今ヤ淫風滔々トシテ地ニ漲リ、當路ノ密賣淫婦檢舉ハ夜ヲ日ニ繼グト雖蓋シ其九牛ノ一毛ニ足ラザルハ是レ現下ノ狀勢ナリトス。

第七 白耳義國

白耳義ニアリテハ賣淫婦ニ對シ風俗及衛生上ノ取締トシテ、或ハ妓樓ノ設置ヲ許セル地アリ、或ハ之ヲ許ササル所アリ、又賣淫婦ヲ登録シ以テ之ヲ認ムル地方モアリ、是等ハ舉ゲテ警察權ヲ有スル市長ノ監督ニ任ス。

首府ブルツセル市ニ於テハ現時任意的若シクハ強制的ニ登録セラレタル二種ノ賣淫婦アリ、或ハ單獨ノ居住ヲ許シ、或ハ妓樓ニ起臥ス。
登録ハ左ノ條件ノ下ニ之ヲ行フ

- 一、外國人ナラザルコト
- 二、年齢二十歳以上ナルベキコト
- 三、十六歳以

下ノ未成年者ナラザルコト、若シ未成年者ニシテ醜業ヲ營ムトキハ官憲ハ之ニ誠告ヲ與ヘ且ツ父兄ニ引渡ス其改悛ノ狀ナキモノハ十七歳以上ニ達スルヲ待テテ強制的ニ登録ヲナス 四、居住地ヲ轉スルトキハ直ニ届出ヲ要スルコト。

現下ブルツセル市ノ妓樓凡テ七戸娼婦ハ五十七人ヲ算シ、登録ヲ經タル街娼ハ百十四人ナリ、共ニ學校又ハ寺院ノ附近ニ在ルヲ禁ジ、廢業ノ場合ニハ之ヲ確認シタル後、身分表等ヲ一切焼却ス。

身體検査ハ一週二回宛市立病院内特ニ設ケタル検査所ニ於テ、之ヲ舉行ス賣淫婦ニシテ若シ住宅ニテ検査ヲ受クルトキハ一人一ヶ月ニ付五フランヲ市ニ納付スルノ規定ナリ、又以上ノ検査ヲ拒否スル者アルトキハ拘留ニ處スルノ制ヲ設ケ、目下市立病院ニ検査醫ノ職ヲ奉ズルモノ二人アリ、共ニ年俸六千フランヲ受ケ、公務ノ餘暇自宅開業ヲ許サル、予ハブルツセル市ニ逗留中親シク市立病院ヲ視察シ、且ツ其際千九百七年ノ一年間ニアリテ登録賣淫婦中ヨリ一人非登録賣淫婦中ヨリ十九人ノ花柳病患者ヲ發見セリトノコトヲ聞知セリ。

往年第一回萬國花柳病豫防會議ヲ開催セル此地ニ在リテ實況斯クノ如シ以テ其手段ノ如何ニ簡粗ナルカヲ推知スベシ。

第八 和蘭國

和蘭國ニアリテハ全然賣淫婦ニ對スル取締規則ヲ見ズ隨テ亦檢徴制度ナルモノナシ、只單ニ未成年者ヲ誘惑セシモノニ對スル制裁アルノミ然シテコハ警察權ヲ有スル市長其執行ニ任セリ、海牙市ニ於テハ等シク去ル千八百九十七年ニ於テ其以前ニ存セシ賣淫取締規則ナルモノヲ廢止セルナリ、余ハ同市視察ニ際シ警察署長ト會談セシガ、其言ニ據レバ目下海牙市ニハ妓樓ナキモノ、ホテルスナルモノアリ、九人ノ婦女之ニ從事シ陰ニ醜業ヲ營メルヲ知ルモノ之ヲ默許ス、勿論検査ヲ行フコトナシ、若シ女子ガ外國人ナルカ或ハ十六歳以下ノモノナレバ嚴ニ之ヲ禁ズト。

アムステルダム、ロッテルダムノ二市ニ公然タル妓樓ナキモ海牙市ニ等シク「ホテルス」アリ賣淫婦茲ニアルモ當局者之ヲ默許シ居レリ、例外トシテ獨逸ニ近ク國境ニ位スルレーナルテン市ニ於テハ妓樓ヲ許シ且ツ身體検査

ヲ行ヒツ、アリ。

第九 瑞西國

瑞西ニアリテハ各州共ニ固ク營業的賣淫ヲ禁ジ有毒者ハ特ニ峻嚴ナル處罰ヲ加フ故ニ妓樓ハ無論之ヲ見ズ然レドモ實際ニハベルン、チユーリヒニ於テ妓樓ニ似タル家屋アリ警察ハ祕密ニ之ヲ默許ス例外トシテ單リゲン
|フ市ニハ公認ノ妓樓アリ其數十六軒百人ノ賣淫婦アリ檢徵ヲ行フ。

第十 英米兩國

此兩國ノ各都市共ニ妓樓及登錄制度ヲ存ゼスト雖モ英ニアリテハ貧民ニ對スル救療機關ノ整備セルアリ一方ニ個人ノ衛生思想ノ發達セルアリ相俟テ花柳病ノ害毒爾ク甚シカラザルヲ得ルモノニ似タリ然レドモ尙當局者ハ言テ曰ク兵營ニ於ケル花柳病蔓延ノ狀況等ニ徴シテ檢徵制度ノ之レアルハ其ナキニ優レルモノ、如シト。

米國ニ於テモ各市密賣淫者ハ其跋扈セルヲ見ル予ノ紐育ニ於テ警察署長

ニ會セシトキ檢徵ハ之ヲ行フノ必要ヲ認ムルモ女權ノ發展セル我米國ニ於テハ終ニ之ヲ行フベカラズト云ヘリ之ニ反シテ單リシカゴ市ニハ麗々タル一種ノ妓樓アルヲ見タリソハ數層ノ高樓巍然トシテ聳ヘ不夜城裡歡樂ノ聲頻リナルヲ聞ケリ但シ身體檢査ハ之ヲ行ハズ一ニ賣淫婦ノ自衛ニ任シテ以テ病毒傳播ニ備ヘシム。

綜括

以上予ハ歐米各國ニ於ケル花柳病豫防ノ爲メニ現下如何ナル方針ノ下ニ如何ナル手段ヲ執リツ、アルヤニ關シ聊カ其視察セルモノヲ簡述セリ要スルニ今ヤ恐ルベキ花柳病ハ先進ヲ以テ誇リ文明ヲ以テ居ル所ノ歐米ノ各都市ニ在リテモ絶對ノ勢ヲ以テ傳搬シ蔓延シ害毒ノ及ブ所測知スベカラザルノ狀勢ニアリ茲ニ於テ衛生學者警察官吏ノ如キ當局ノ責任者ハ言ヲ要セズ宗教家教育家ノ如キ多少トモ之ニ關係ヲ有スルモノハ所有方面ヨリ花柳病ニ因スル危害ノ問題ニ關シ孜孜トシテ其ノ攻究ヲ懈ラズ滔々タル此大勢ヲ抗止センコトニ腐心シ進ンデ賣淫婦取締ノ方法ヲ改善セン

ト企圖シツ、アリ。

其結果ハ逐次發表セラル、ノ機アルベシト信ズ(明治四十三年三月四日皮膚科泌尿器科雜誌第十卷第三號及第四號)

娼妓病院治療統計の價值に就て

諸君私の爰に題を掲けてお話しすることが極めて活氣のない……詰らないことの様、に御聴取になると信じて居りますが私は此の機會を利用して是非諸君の尊聴を煩したい、そして又其必要な點を成るべく多くの方々に知らせたいと云ふ希望を持つて居た所へ幸に幹事の方から御依頼もありましたので旁々丁度幸と存じて御話しする譯であるから暫らく御清聴を願ひたいのである。

扱諸君も知らるゝ通り微毒亡國論或は又花柳病兵力を損すなど、云ふことは疾くに先輩の人々から唱導せられて居り今日に至りては滔々たる天下悉く花柳病の害毒を知らぬ者はあるまいと思はれる程になつたのは頗

る喜ばしいことであるが扱一寸一口に言ふと昔しは微毒をは最も恐るべきものゝ様に思つて居た爲に此演題の主たる病院のことをも單に微毒を驅るのだといふので何方でも驅微院と云ふて居りました、實はその方がよいのではありまするが夫れでは本統でない今日になりましたは單に微毒のみでなく一般の花柳病並に娼妓の凡ての傳染性の病氣に對しても之を入院せしむるのであるから娼妓院と云ふのが至當であります。

一體娼妓と云ふものが必要であるかと云ふのは少しく問題外ではありますけれども併し關係があるから一應は述べて置かねばならぬのであるが此問題は、道德でも理屈でも解釋するにとかく六ヶ敷所謂生理的慾望又動物性慾望とでも云ひましようが一の性慾を充たす爲めには是非なければならぬもので若し此娼妓なるものがなければ必ず私娼即ち密賣婦が横行するのである、之は古今東西何れの國何れの時と雖も此現象を見ざるはなしと云ふて可なりであります例へば左の表を御覽になつても一例は解るのであらうと思ひます、即ち左表中にある群馬縣の如きは日本國中、和歌山縣と共に公娼のない縣である(和歌山縣は本年の縣會で公娼設立建議案

を可決致しますから或は來年頃には公娼を置くやうになるかも知れませんが此群馬縣の所を御覽になると娼妓は無論一名もないが其代りに藝妓の欄で六百三十六人と云ふ比較的多数の存在するを認めませう更に飲食店雇女の數を御覽下さらば如何でありませうか實に千七十五人と云ふ多數で全國中第五位に居るのを認めます此現象は即ち密賣婦が跳梁跋扈して居るのを證し得るところであるまいか又此表にはありませぬが和歌山縣殊に和歌山市では東京で謂ふ高等淫賣の如き者が非常に多く居りまして盛んに旅店其他に於て密賣淫をする事實は多くの人の知つて居る所であります而して其結果は今茲に詳しい表を持ちませぬから其數を申すことは出来ませぬが徴兵検査の上に體質虛弱體格不良と云ふので不合格になる壯丁の數の同縣下に頗る多いのは事實であります恐らくは之れは彼の微毒に基因するものと思はれるのである。

明治卅四年末現在貸座敷娼妓及藝妓人員取調表

都府縣	貸座敷數	娼妓人員	藝妓人員	料理店數	料理店雇女人員	飲食店數	飲食店雇女人員	待合茶屋	待合茶屋雇女人員
東京	四八五	五、一五八	三、二八四	六二六	二、二〇八	二、八八八	五、七六一	五一七	一、二七二
京都	一、五六五	一、九九〇	一、二六〇	四六二	八八七	三、八四一	一、一五四	一七二	三一
大阪	一、六二一	五、二五三	二、〇〇〇	五五九	一、一一〇	四、四七九	一、一三一	四二九	五五
神奈川	一九一	一、八七九	六三六	七一六	一、四三五	一、八三三	七八九	七八	一〇四
兵庫	一八〇	一、二一一	一、三三五	〇五八	一、一四〇	七、二二四	一、〇五三	一四〇	三五
長崎	二八六	二、〇七三	四四九	三二四	八八七	一、六七五	一、五六八		
新潟	五〇三	一、三八二	一、七七一	一、一七七	八五八	二、八三八	三九〇	三三	四
埼玉	二六	二〇五	一九六	七三八	九七五	二、四〇四	二四二	四	
千葉	三八	三〇七	一九八	一、六七四	二、〇六三	九六七	二〇八	一	二
茨城	五三	二六七	四五六	二、二九四	二、八四七	一、四二五	一七三	一四	二
群馬			六三六			二、〇八〇	一〇七五		
栃木	一三五	七八四	四四四	五一六	五三三	一、八七三	二三四		三
奈良	五〇	三三二	一五四	三六六	二七一	一、四五九	一九七		
三重	四四三	一、八五一	七二二	四二〇	七二一	三、一三九	五五三		
愛知	三六〇	一、五三二	一、三八四	一、八〇七	一、六九三	三、八六五	七二九	二八	二二
静岡	一七六	六七四	八二一	四四九	六三七	六、四八八	八九九	一	四

徳島	和歌山	山口	廣島	岡山	鳥根	鳥取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨
六六	一七九	三一八	一三三	四九	三七	二八五	四四七	二一九	七一	一八九	一七七	九四	一四一	八三	一六〇	八六	二六六	三〇	
一〇〇	六九九	一、四七五	三二八	一〇四	四四	六三九	四九九	四六三	二四二	九〇〇	四七五	三五七	五八八	五〇二	九七五	五三七	三三三	一四三	
二五〇	三一九	七〇九	三七一	三五八	一七一	七七四	九五五	六八六	二六三	四〇九	二一〇	三一二	四四六	九六	一、一八四	五七三	三四五	一一四	
六二九	二五五	五〇七	一、二五五	六二〇	二七六	四三一	四四五	一、〇二六	三二六	一九六	三二八	五四〇	六三一	二二七	二、二七〇	一、〇〇八	四九一	二五〇	
五三七	三一七	六四三	七二六	三一二	二二八	四〇八	六五二	六四二	二一五	三二八	二四二	三九八	八三三	四六九	一、三三九	三六九	四六七	三〇一	
一、七一八	一、二二七	二、四四三	一、三二一	一、五二五	一、九二二	七八一	一、二六九	六六九	七二五	一、八二四	六八九	一、二二五	三、二一四	二、四九三	五、八一九	一、六八二	三、〇七六	九〇九	
二〇二	二三五	六〇七	八二七	一四一	二八一	一四二	二二四	一二八	五三	三九五	七四	七八	一、〇二六	八一	三三三	一五九	三六一	四七二	
三二	一												七	二				一	
三													二二	二九					

香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄	北海道	合計
一一六	三三	四八	一三一	三九	八〇	九八	三二	二〇	五〇一	四五四	一〇、六九三
三八七	一一八	一六九	九五八	一一一	二六三	八九八	八〇	二二一	九〇三	一、八六七	四、三五五
五四〇	五一六	四七一	七二一	三七九	一五九	一四六	一八五	二〇一	四八	一、二八七	三、二七九
六一七	四八七	一九五	九六二	三四九	二七五	二九〇	一〇九	一三八	五五	一、六五五	三、四二九
四二七	三七〇	九六	一、八六〇	三四三	四六三	四六七	二二八	四二二	一六六	一、四二二	四、四二二
三、八七三	三、〇四七	二三一	二、六七八	四、四〇八	七六八	二、二九三	一、五二九	一六七	四五〇	八六九	一、九五七
四六四	二九七	二一九	六四三	二九七	八一	四五五	一五二	一〇〇	一三	二二五	三、八二九
			三	一		二				二	一、四九七
			二	二		四					一、五九二

若し如此密賣淫婦が跋扈するとすれば、其結果の恐るべきことは申すまでもないことである、然らば則ち之を防ぐには公娼を置いて之を無毒の状態にして置くこと云ふのが、極めて必要條件である、茲に於てか所謂検徹即ち健康診断をすること云ふことになるのであります。

娼妓を検査すると云ふことは我國では英國人「ドクトル」ニュートン先生が

元祖で丁度慶應の末年、横濱で之を創めたのであります。當時彼の英國の赤隊が澤山横濱に居りましたので、其健康を保護する上から、其當時の英國公使パークス閣下などが、熱心に唱導せられて、其結果愈ニエートン先生が擔當して之を實行することになり、只今芝に居られる松山棟庵君や横濱の宮島義信君などが其助手のやうな風でやられました。即ち検査をしてから有毒の者を入院治療する爲に病院を開きましたので、夫れから神戸にも出來長崎にも出來て、先づ當時の開港場丈には、検査と治療とが行はれるやうになつたのであります。

其後府下では、明治四年の九月に始めて南北千住の娼妓に對して検査をすることにりましたが、其頃はまだ此等の社會では検査の何たることを解しませず、夫れか爲めに大に忌避しまして、其結果追々他の検査をせぬ地方に住替をするやうになり、從て千住の貸座敷では非常の影響、打撃を受けましたので、之等から其筋へ検査の中止方を嘆願に及びました。其極遂に明治五年の四月、一旦之を廢止するの止むを得ざるに至つたのであります。が併し元々必要な事柄でありますから、明治六年六月更に東京府で新吉原根

津の二廓と、品川千住、新宿、板橋の四宿に検査會所なるものを設置しまして、醫員をして毎月數回各所を巡回診察せしめまして、有毒の娼妓は總て愛宕下の病院へ入れて公費を以て治療すると云ふことになりました。今度は一體に何方でも始めたのでありますから、格別の苦情もなくよく行はれるよ

うになつたのであります。之が抑も府下での梅毒病院の創始で、夫から追々諸所に梅毒病院の設置を見るに至つたのである。

検査制度が、以上申した如き歴史を持つて居り而して、其娼妓が公けに安全なりと認めらるゝものであるとすれば、其安全の程度がどの位であるか云ふとは人の最も知らんと欲する所でありませう、或は娼妓其者の安全の程度がどの位であるか、或は娼妓と密賣淫者との安全の差異はどの位であるかと云ふことを知るも必要でありませう、併し此の兩者の比較論を立てるには中々材料が多くなりますし、密賣淫婦に對して健康診断を行つた數が餘り多く御座いませぬから、今日此席で御話することは少し六ヶ敷と思ひます、のみならず之は固と餘談に入るので、御座いますから、旁々略して置

きまして、單に本論に就て娼妓病院の統計に就てのみ申上やうと思ひます
 娼妓に關する統計に就ては、從來餘りよく研究されて居らぬやうでありま
 すが、一體此の統計の必要なることは前にも申述べた通り、社會に害毒を流
 す程度を極める指針になるのでありますから、極めて綿密でなければなら
 ず又一日も之を缺くべきものではありません。

則ち此の統計は、政をなすものにも必要であり、衛生學者にも必要でありま
 して、若し此の統計が誤つて居るとすれば、其誤つて居る統計を根據として
 立てたる議論でも、法制でも凡て誤つて居ると見做さねばならぬ結果にな
 るのでありますから、之れは餘程確實にして置かねばならぬものでありま
 すが、扱て娼妓の統計……從來あります娼妓に關する統計を窺ひ見ま
 すると、私は甚だ之れに信を置くことを躊躇するのであります、夫れは内務
 省の省令で、微毒に關する報告例があり、それを見れば私の申すこと
 が誤りてない、と御諒察になることが出来ると思ひます、私は何も内務省令
 を悪く云ふのではない、が、學問上から言ひますると、随分可笑しな事實があ
 ります、試に左表に就て其一斑を示しますると、此報告例の中で、眞性と假性

との區別がありますが、此二つの區別が已に根本に於て誤謬を來す……
 統計の誤謬を來す根元になつて居るのである。

眞性、微毒、假性、微毒、とは何を指して云ふ歟、此二定義に就て、各人已に其解釋
 を異にして居りました、或人は眞性とは微毒の謂ひにして假性とは其他の
 花柳病を指して謂ふなりと、又或人は眞性とは微毒、淋病、軟性下疳等の顯如
 なる花柳病を指し、假性とは其等の疑あるもの及剝脫、糜爛等の非花柳病を
 總稱したる名なりとして居ります、此の如き有様にて區々に解釋されて居
 りますから之等の人によりて作爲せられた統計の信を置くに足らぬのは
 言ふまでもないのである、例へば左の年別表の上に見ても年によりて、眞性
 と假性とに著しき數の異つておるのを認めますが、更に第二の地方別にし
 て表によりて觀察致しますと益々奇異なる現象があるのを認められます
 先づ其各年別の患者比較表を示しますると左の如くであります。

明治二十五年	受檢人員百人中		患者百人中	
	患者	健康者	眞性	假性
	三六、一	九六、三九	一六、二一	八三、七一

娼妓病院治療統計の價值に就て

娼妓病院治療統計の價值に就て

二十六年	三、四四	九六、五六	一八、六〇	八一、四〇
二十七年	三、六八	九六、三二	一〇、六七	八九、三三
二十八年	三、二九	九六、七一	一〇、六〇	八九、四〇
二十九年	四、〇六	九五、九四	一〇、〇〇	九〇、〇〇
三十年	三、四四	九六、五六	九六、五六	一二、六八
三十一年	三、〇三	九六、九七	九六、九七	一二、〇七
三十二年	二、七四	九七、二六	九七、二六	一四、一四
三十三年	三、〇六	九六、九五	九六、九四	一六、二一
三十四年	二、七五	九七、二五	九七、二五	一三、二九

五〇

又明治三十四年中の各府縣の表を見ますれば左の如し

東 京	大 阪	神 奈 川	兵 庫	長 崎	受 檢 人 員 百 人 中		患 者 百 人 中	
					患 者	健 康 者	眞 性	假 性
東 京	大 阪	神 奈 川	兵 庫	長 崎	三、八五	九六、一五	一、〇三	九八、九七
					一八、二	九八、一八	三、四七	七八、五三
					二五、一	九七、四九	七、五三	九二、四七
					二一、六	九七、八四	四、六八	九五、三二
					九、九六	九〇、三一	一、二三	九八、七七
					三、六六	九六、三四	一四、六三	八五、三七

新 潟	埼 玉	千 葉	茨 城	栃 木	奈 良	三 重	愛 知	靜 岡	山 梨	滋 賀	岐 阜	長 野	宮 城	福 島	岩 手	青 森	山 形	秋 田
一、七二	〇、八八	二、七四	一、三一	一、六六	一、三一	〇、五六	一、三三	五、三四	五、三七	二、二七	二、二七	二、七五	〇、六一	三、三五	一、三七五	一、四、五二	〇、七一	二、四八
九八、二八	九九、一三	九七、二六	九八、六九	九八、三五	九八、六九	九九、四四	九八、六七	九四、六六	九四、六三	九六、七三	九七、七三	九七、二五	九九、三九	九六、六五	八六、二五	八五、四八	九九、二九	九七、五四
五五四	三一、一九	一一、四二	一三、七一	二、五五	一、七六	一八、三六	〇、七三	三三、三三	六、三六	一、七六	二一、三七	六、二三	二五、三七	一三、八四	四、五四	二七、六八	三六、七九	三〇、七七
九四、四六	六八、八一	八八、五八	八六、二九	九七、四五	九八、二四	八一、六四	九九、二七	六六、六七	九三、七四	九八、二四	七八、七三	九三、七七	七四、六三	八六、一六	九五、四六	七二、三二	六三、二一	六九、二三

娼妓病院治療統計の價值に就て

五一

沖繩	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	廣島	岡山	島根	鳥取	富山	石川	福井
四、三九	六、二〇	〇、五〇	一、九三	四、四五	〇、七九	三、四二	〇、四三	四、四九	二、六三	五、九九	〇、六一	二、二二	〇、七一	一、四六	一、〇七	二、〇五	〇、八九	一、九八
九五、六二	九三、八〇	九九、九〇	九八、〇七	九五、五五	九九、二一	九六、五八	九五、五七	九五、五一	九七、三七	九四、〇一	九九、三九	九七、七八	九九、二九	九八、五四	九八、九三	九七、九五	九九、一五	九八、〇二
三、八〇	〇、二三	五、三五	五、六一	六五、四八	四、六九	三八、一六	三〇、八八	一五、四〇	四、七六	四七、一二	一〇、四一	三六、二七	二二、六五	五九、五〇	六、九八	一三、五六	一五、五五	一四、〇四
九六、二〇	九九、七七	四八、六五	九四、三九	三四、五二	九五、三一	六一、八四	六九、二二	八四、六〇	九五、二四	五二、八八	八九、五九	六三、七三	七七、三五	四〇、五〇	九三、〇二	八六、四四	八四、四五	八五、九六

北海道	一、六一	九八、三九	二三、二〇	七六、八〇
全 國	二、七五	九七、二五	一三、二九	八六、七一

此の第二の表によりて観察しますると、受検人員中の患者の割合も府縣を異にするに従て少なからざる差異のあるのを認めますが、夫れよりも甚だしいのは患者中の眞性と假性の割合が府縣によりて著しく差異懸隔のあることであり、例へば鹿兒島縣では眞性か〇、二三%であるに、宮崎縣では五一、三五%を示して居り、其隣縣なる熊本縣では五、六一%、又其隣縣なる佐賀縣では六五、五五%を示して居る如きは、何たる現象でありませうか。或は岩手縣の四人五分に對して、青森縣では二十七人六分、滋賀縣では一人七分で、隣の京都府では二十一人四分など、云ふ如きも、畢竟するに同一方法によりて所置せられた統計でなく、各勝手に解釋を下して統計を作爲した結果なりと斷言するに足らぬのである。而して其根元となつたのは、即ち彼の眞性假性なる曖昧の名前がある爲であります。併し内務省でも此區別の不都合なことは最早十分認めて居るから、無論改正さるゝこと、信じて居るのであるが、彼の明治卅三年十月發布になつた

内務省令第四十四號の娼妓取締規則によりますと、益々其改正を必要とするのを覺らしめたのである。看よ從來單に檢徴と稱して微毒花柳病等のみを檢査したもののが此省令によりて程度を進めて娼妓健康診斷と云ふ名前となり従て曾ては花柳病者のみを收容した驅微院へは、花柳病並に花柳病以前の傳染疾病にかゝりたる者をも、收容すべき娼妓病院となつたのではありませんか、即ち少くとも、娼妓病院の統計眞性假性の區別のみでなく外の項目をも加へざるべからざることになつたのである。

既に娼妓病院の統計に改正を加へる必要が迫つたとすれば、之を如何に改正すべきかと云ふ事が、次て來る問題である。

私は元來粗雜なる頭でありまして此の統計のことには、極めて門外漢であります。私の友人二階堂保則君が幸ひ内閣統計局に居られ又私の方の警視廳の統計にも囑託を受けて居られました。同君は殊に醫事統計に就ての先覺者でありますから、同君の助力によりまして、昨三十七年の八月に、娼妓病院統計規定を制定しまして九月以降、之を實施することに改めました。勿論警視廳では、從來と雖、内務省報告例以前、即ち眞性假性區別以上種々類

別して、娼妓健康診斷統計及娼妓病院統計を調製してありましたが、今回は尙それ以上に一層進歩した専門的の頭腦から出來た統計に改むることに致したのであります。其改正の目的と致しまする點は

- 第一、に娼妓罹病籍を製し之を娼妓病院に備へ置き、隨て各娼妓生來の疾病に關係ある經歷及就業以來の全罹病を通説するの資に供すること
- 第二、に娼妓病院に於ては、入院患者ある毎に、其一人一回の罹病事實を、各一華の娼妓疾患調査票に記入し置き、凡て娼妓病院の統計は此の調査票を以て調査すること

この二點でありましたが、要するに、近世統計學上に於て景も進歩したる統計方法と認められて居る、小票調査法を、此娼妓病院の事實に應用しまして完全なる娼妓病院統計を調査せんと思つたに外ならぬ次第であります。今左に其兩種の雛形をお目にかけます

氏名	年	月	日	住	姓
	號	年	月		
名	業	年	月	日	所
					名

娼妓病院治療統計の價值に就て

血 族	父	健存	(年齢 歳)	死亡	(年齢 歳 死因)
	母	健存	(年齢 歳)	死亡	(年齢 歳 死因)
	兄弟姉妹	人	(健存 人)	(死亡 人)	
月 經	初 開	歳ノ	春 夏 秋 冬	結 婚	初 婚 歳 今日迄 度
就業時ニ於ケル線事上ノ有様	未 婚	已婚有配偶	離婚獨身	寡 婦	
妊 娠	回	(流産又ハ死胎分娩	回	生兒健存	人)
職 業	娼妓トナラサル以前ノ職業中 藝 妓 料理店雇女 銘酒店雇女 飲食店雇女 貸座敷又ハ引手茶屋雇女 待合茶屋又ハ遊船雇女 藝妓屋雇女 遊技場雇女 貸席雇女 旅人宿雇女 秘妾タリシコト				
	娼妓トナラサル以前ニ約ク	年	ヶ月間		
	一旦娼妓廢業ニ約ク	年	ヶ月間		
歴	初メテ娼妓トナリタルハ明治	年	月	日	
	今回ノ就職直前職業				
就 業 前 ノ	微 毒	初メテ罹リタルハ明治	年	月	日
	爾 後	療法ヲ受ケタルコト	回		
	淋 病	初メテ罹リタルハ明治	年	月	日
	爾 後	再發シタルコト	回		

病 軟下瘡 初メテカ、リタルハ明治 年 月 日
 歴 爾 後 カ、リタルコト 回
 其 他

就 業 後 の 罹 病 事 實

入院年月日	病 症	治療日數	入院年月日	病 症	治療日數	備 考

娼 妓 疾 患 調 査 票

目 治	年	住 所	妓 名
第	號	姓 名	年 齡 歳
入 院	月 日	未年中入院一回數	第 回
病 歴	月 日	轉 歸	治療日數
第	初 起 硬 結		
一	硬 下 瘡		
	尿 道 炎		
	膀 胱 炎		

するにも立ち到つた場所もありましたが、之れが他日種々な有益なる統計を産み出す母となるのであります。娼妓疾患調査票の方は、重に土肥博士や寺田學士、其他各娼妓病院院長諸君の意見を呈しまして作爲したもので、先づ第一微毒と分つて、第一期第二期第三期とし、之に眼病、耳病、鼻病、内臓病の四項目を加へ、更に一期二期三期中に就て各々區分を致してあります。淋病でもその通り、可成は區分を小さくして判明し易くしてあります。軟下症と剝脱とを一つにして區分せぬ事に就ては、多少議論もありましたが、要するに之れは専門家でも、時として區別し難いのがあるからと云ふところから一つにしたのであるが、或は之は更に改正を要するかも知れぬと思つて居ります。

其外痔瘻之れは娼妓に随分多い疾病で、或は結核性であるか、又は微毒性であるか、乃至は職業的關係であるか、兎に角注目すべき程多いものであるから特に別に欄を設けて記載したので先づ大體是位ありましたならば左程不都合はないと決定して作つたのであります。が、學問の進歩は日一日として怠つておりませぬから、他日又再び之を改正するやうにならぬとも云へませぬが、其時は決して改正に吝なるものではありません。

此二つのものは現時東京府内の各遊廓で實施して居りますが、此改正の結果、得まする利益と云ふものは凡左の六ヶ條あります、即ち

第一 娼妓の疾患統計は、其就業から廢業迄の期間を通算して始めて大成する譯のものであるにも拘はらず、從來は此罹病籍の如きものがない爲めに之を知ることが出来なかつた。然るに此改正によりて娼妓の戸籍謄本の様な此罹病籍を作爲した爲に、主もに其娼妓一代のことが分明するに至つたこと。

第二 には更に病氣に罹つた事實のみならず、色々な娼妓の生來のこと、假令へば年齢、血族、月經、緣事、妊娠、分娩等のことや、又曾て營みたる職業などの統計をも取り得る途が開けたこと。

第三 には從來は娼妓が入院する毎に、前の疾病のことや何か色々聞く必要があつたものゝ、此罹病籍が出来た後は、同一患者の入院毎に同一項を度々反覆して聞き糾す様な思をする煩ひのなくなつたのみならず、一月で從來の疾患關係が分るのであるから、治療上にも至大なる便益があ

ること。

第四 には元來疾病統計は其目的によりて之を二つに區分します、即ち其一は患者即ち人を主眼として其の罹病關係を觀察致しまするのと、第二は疾病を主眼として觀察を下すものとてありますが、今回の改正で小票調査に致しました爲に是等兩欄共直ちに調べ出すことが出来る様になつたのであります。

第五 には従來の統計では前にも屬に申述べた通り、眞性假性と云ふ様な甚だ漠然たる名稱があつて爲に統計の基礎を一定することが困難であつたので此改正によりまして、花柳病の分類を頗る精密に致して記載し得るやうに作つたので且つ同時に併發病の總てを調査し得べき式であるから、此票によつて調査したる統計は強害なるものと云ひ得ることが出来、從て單に行政上の指針となるに止まらず、學問上にも大なる研究の資料を與へ得る基本となつたこと。

第六 には此規定によりますと、在院日數を調査し得ると、共に各患者の罹つた病院の各に對する治療日數をも、調査しうる事が出来るのであ

るから、之に依りて調製した統計は病院事務上に有利なると共に、又治療事務上にも少からぬ利益を與へたこと。

以上申述べた六個の利益が、此統計規定改正の結果であります、併し之を行ふて、其利益を確實にすると云ふのは、各病院の責任に俟たねばなりません。

如何に規程がよく出来て、如何に統計の式が完全にあつても、肝要な其中に記入する事項や數字が不完全であつては、決して確實なる統計にはならぬのであるが、幸に各娼妓病院の院長諸君は熱心に之に當らるゝ御約束でありますから、近き將來には必ず善い結果を得ることゝ深く信じて居るので御座います。

扱此の如き規定の改正を斷行致しましてから、已に大分目を開きましたが、未だ各病院に備へしめた、罹病籍に就ては調査を致しませんから、茲には勿論お話しが出来ませんが、只昨年九月實施以降、十二月末日迄の四ヶ月間に於ける各病院の退院者の事實を調査した病院統計は先般完成致しましたから、此の短日月に於ける少數の事實が、何等の方則をも示すものではあり

ますまいか、只其一端を窺ふに足るものと認めてお話しを致さうと思ひます。先づ娼妓の年末現在員を年齢別に致しますれば

合計	二十歳未満							二十歳乃至二十五歳							二十五歳乃至三十歳							三十歳以上							計								
	吉原	洲崎	新宿	品川	千住	板橋	八王子	調布	府中	吉原	洲崎	新宿	品川	千住	板橋	八王子	調布	府中	吉原	洲崎	新宿	品川	千住	板橋	八王子	調布	府中										
二、二四二	五九二	二一五	三二一	四三	三六	一六	二	九	八六二	六六三	一九八	二九二	一四七	一四〇	四一	二六	一七	七六〇	四三一	一八	一三九	五〇	三一	一六	一〇	一一	二二七	一〇三	五	五三九	五三〇	二四九	一八八	六四	四五	三八	五、四九四

と云ふ數でありまして、割合に二十歳乃至廿五歳のもものが娼妓に多いと云ふことが見えます。更に之を百分比例に致して見ますと次の如くになります。

總數	二十歳未満							二十歳乃至二十五歳							二十五歳乃至三十歳							三十歳以上							計								
	吉原	洲崎	新宿	品川	千住	板橋	八王子	調布	府中	吉原	洲崎	新宿	品川	千住	板橋	八王子	調布	府中	吉原	洲崎	新宿	品川	千住	板橋	八王子	調布	府中										
二、二、六一	二四、三三	一五、二三	五九、五五	八、一一	一四、四六	八、五一	三、一三	二〇、〇〇	二二、六八	四三、三五	四三、三五	二六、六八	七、三六	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

此表によつて觀察致しますると先づ娼妓の年末現在數が五千四百九十四人で、娼妓になることの出来る年齢が十八歳以上と云ふのであるから、二十歳未満と云ふ欄では千二百四十二人即ち總數の約五分の一強、次の二十歳乃至二十五歳の欄では二千三百八十二人即ち總數の五分の三強、次の二十五歳乃至三十歳の欄では千四百六十六人で總數の五分の一半位の割合で

あるが、要するに年齢の若いものが多いと云ふ事實が分るのである。一寸、表に就て見た丈では、二十歳未満のものよりは二十五歳乃至三十歳の者の方が多い様であります。が、前にも述べた通り二十歳未満は僅に十八歳より十九歳までと、十九歳より二十歳までとの二ヶ年者のみの數で、之を五ヶ年の者の數と同一に見るのは觀察を誤つて居るのであるから、平均の「プロセント」を此年の數を以て割つて見ると

二十歳未満は平均一・三五で二十五歳乃至三十歳未満は平均五・三三となり其半分にも足らぬと云ふことが解り、更に之を最も多しと思はるゝ彼の二十歳乃至三十五歳の平均なる八・六七に比べても、二十歳未満の者の方が遙に多いことを示して居るのである。そこで一つ問題が起つて來るので即ち娼妓は若年者程多いと云ふ事實によつて考へれば、娼妓を買い入れるには必ず若年者を求むる、若い程を望むと云ふ事が證據立てらるゝ。

之は常に衛生上のみならず、諸般の關係から注目すべき價のあることで、私共一個の考へでは如何であるか、健康診斷をしてからでなくては娼妓は許さぬのであるから、若し十六歳で娼妓の業、夜起きて居る娼妓の業に堪へぬ

程の弱い體質のものは許さずに置けばそれで良い、體格か體質か之に堪えると認められたならば十六歳位で許しても良いことゝ信ずる、況んや、どうせ娼妓になる位な者は十六歳位から十八歳の娼妓になり得る迄の期間は或は娼妓に類した行爲をやつては居るまいかと云ふ懸念もあるから、之が果して吾々の想像の如くであるとするれば、寧ろ始めより検査をして、保險を附けて、營業させる方が衛生上の必要條件ではあるまいかと考へたのであります。尙此事に就ては諸君の御考を願つて置き度次第である。

次には其娼妓が花柳病其他の傳染病にかゝりて娼妓病院に收容せられたものに就て、同しく三十七年九月一日以降、同十二月三十一日迄の満四ヶ月間の總數を調べて見ると、其人數は二千五百七十二で、其入院の回數は三千八百三十一回であります。言を換えて申しますと、年末娼妓の現在員五千四百九十四人中、幾何かゝ花柳病其他の傳染性疾患にかゝり、入院した、而して前にも述べた、四ヶ月間に入院した回數が三千八百三十一回で、此三千八百三十一回入院したのは、幾人の罹病娼妓なるかと云へば、實に二千五百七十二人である。故に此二千五百七十二人の娼妓中、此期間に一回のみ入院した

者もあり、二回入院したのもあり、或は三回乃至四回、五回、六回と入院した
ものもあるであろう。

此の罹病娼妓即ち患者を各遊廓別及年齢別にすれば次の如くになります

合計	府中	調布	八王子	板橋	千住	品川	新宿	洲崎	吉原	二十歳未満			二十歳乃至二十五歳			二十五歳乃至三十歳			三十歳以上			計
										人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合			
三六六	四	四	二	九	九	一五	四七	一四九	一二七	七二八	四二九	一六二	一六四	七〇	二〇	六一	四二	三〇	二六	一、〇六一		
一、六四〇	七	一四	一七	七〇	六〇	一〇	一〇	一五〇	一九〇	七	四	三	一	一	一	一	一	一	一	二、五七二		
四八七	七	四	三	一〇	二〇	六一	四二	一五〇	一九〇	七	四	三	一	一	一	一	一	一	一	二、五七二		
七九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二、五七二		

此表によりまして、之を前に掲げてある年末娼妓の現在數に照し合せ、其百
人中此四ヶ月間に幾何が患者となつたかと云ふことを見まするに

地区	二十歳未満	二十歳乃至二十五歳	二十五歳乃至三十歳	三十歳以上	合計
吉原	四三、六八	八王	四七、三四		四七、三四
洲崎	五三、六八	調布	三二、三五		三二、三五
新宿	四七、一二	府中	四八、八九		四八、八九
品川	四七、四七	總數	四七、三七		四七、三七
千住	三八、一五		四六、八一		四六、八一

と云ふ事實を現はして居りまして、洲崎が最も多く、八王子が最も少ない、新
宿、品川、板橋、府中は互に伯仲の間に在りて殆んど平均位に近く、吉原は稍や
少く、千住は大に少なく、調布は稍や多きを認めらる、又之を各年齢者に就て
觀察しますると

年齢級	二十歳未満のもの	二十歳乃至二十五歳未満のもの	二十五歳乃至三十歳未満の者	三十歳以上の者
(第一年齢級)	二九、四七	(第三年齢級)	三三、二二	
(第二年齢級)	六八、八五	(第四年齢級)	一九、五五	

となりまして、第二年齢級の者に著しく多く、之に次げる第三年齢級のもの
は實に其半にも満たず、第一年齢の者は第三位に居り、第四年齢の者にあり

ては遙に少ない事實を認めらるゝ、之れ果して何に原因して來る影響であるか、或は接客の數などに因つて來る顯象ではあるまいか、尙研究を要します。

又右の患者が幾回入院したかと云ふのを遊廓別及年齢別に致して示しますと左表の如くになります。

合計	二十歳未満					二十歳乃至二十五歳					二十五歳乃至三十歳					三十歳以上					計									
	府中	調布	八王子	板橋	千住	品川	新宿	洲崎	吉原	府中	調布	八王子	板橋	千住	品川	新宿	洲崎	吉原	府中	調布		八王子	板橋	千住	品川	新宿	洲崎	吉原		
六二三	六	七	二	一四	一六	二四	七七	三六〇	二〇七	八	一八	二二	一〇六	九三	二三八	二七一	六四一	一、〇八一	一一	四	四	一五	二七	七五	五六	一九八	二五五	三三	三三	一、五七六
二、四七七																														
六四五																														
九六																														
三、八三一																														

此表の事實を前に掲げた患者の員數に配當して、一人の患者が此四ヶ月間に平均幾回入院したかを調べて見ますと

吉原	洲崎	新宿	品川	千住	板橋	八王子	調布	府中	總數
一、四九 ^四	一、五〇	一、六一	一、三九	一、五九	一、五二 ^四	一、二三	一、三二	一、三九	一、四九

と云ふ割合になりました。各遊廓何れも敢て大差はありませんが、只新宿が最も多く、板橋千住洲崎は之に次ぎ、吉原は丁度平均位にあり、品川府中は遙に下り、調布亦少く、八王子は最も少なきを見るのである。故に此の割合にて一患者が一ヶ年間に幾回入院するかと推算しますと、新宿の如きは四回八分餘となり、其他でも皆多くは四回半以上で、只八王子、府中が三回六分、三回九分など、云ふ數になるのを認めます。

此の入院の回數を前掲の年末娼妓の現員に照合して、此娼妓百人が一ヶ年間に幾回入院すべき運命を持つかを推算しましたところが左の如き表を

得ました

吉原	一九四六五	板橋	二二五四三
洲崎	二四一五七	八王子	一二六五六
新宿	二二七〇九	調布	一九三三三
品川	一九八六八	府中	一九七三七
千住	一七二二九	總數	二〇九一八

之によりて考へて見ますと、洲崎、新宿、板橋などが多いことも解り、先づ大體を窺ひ得らるゝのであります。夫れから次には各年齢級の患者一人が、此四ヶ月間に平均幾回入院したかを調べました所が

二十歳未満	一六七	二十五歳乃至卅歳	一三二
二十歳乃至廿五歳	一五一	三十歳以上	一一二

となり
年齢の若ければ若い程多く入院すると云ふ證據が舉りますけれども、之が娼妓の資格十八歳の材料には無論なりませぬ。

尙、此事實を年齢別娼妓の現員に配當して、各年齢級者が百人に付一ヶ年間に入院すべき運命を推算致しますと

二十歳未満	一四八〇七	二十五歳乃至三十歳	一三二九九
二十歳乃至二十五歳	三九五九二	三十歳以上	七二二九

と云ふこととなり、前と同じく第二等級の者に非常に多いのを認らるゝ、之は決して當然の結果ではない、必ずや何等か他に原因するところがあるのでありませう。

尙、此外に此期間に一人が幾回入院したかと云ふのを調べましたが、無論一回の入院者が多く、合計千六百七十七人、二回の者が六百二十四人、三回が百九十九人、四回が五十八人、五回が十二人、六回が一人、七回が無く、八回の者が一人、合計二千五百七十二人で、此遊廓別の表もあります。略して、之を百分比例に致しますと次の如き状態になります。

一回入院者	六五二〇	五回入院者	〇四六
二回入院者	二四二六	六回入院者	〇〇四
三回入院者	七七四	七回入院者	〇〇四
四回入院者	二二六	合計	一〇〇〇〇

流石に一回のみの入院者が過半以上を占めて居る併し僅に四ヶ月間にし
て已に八回も入院するものがありますとすれば此の如き者は一年間には
三十回以上も入院する理合で随分驚くべき現象と云はねばなりません。
尙此の外或は在院日数の調査或は合併症の調査もあり進んでは疾病の類
別表其他種々興味ありと云はるゝ統計もありまするが今回は之れで御免
を蒙つて不日更に機會を得て申述ぶる場合があることゝ信じます以上
如き活氣なき平凡の事柄を演説致しましたにも拘はらず長き時間御静聴
下されたのは私の最も光榮とする所であります。

終に臨んで謹んで會員諸君の健康を祈ります (明治三十八年十二月國家醫學會
雜誌二二四號)

賣笑婦の生活程度に就て

諸君私は今日前座を勤めまするが茲に掲げてあります賣笑婦の生活程
度と云ふ極めて散漫なる問題でありますが私が茲にお話しをしようと思
ふのは賣笑婦が何を食物として生活して居るか或は空氣の具合採光の工

合がどうかと云ふやうなる生活状態をお話するのでない賣笑婦は社會に
いかに生活して居るかいかに賣笑婦の生活が彌蔓しつゝあるかと言ふこ
とは社會的衛生から言つても亦花柳病を豫防すると云ふ上から言ひまし
ても醫學上の見地から見ても極めて必要のものであるまいかと申しますの
は追々お話を致しまするが自分は他の會に於ては申上げることの出來な
いようなことを今日は申上げます。

或は猥褻或は紳士の口にせざる事かも知れませぬけれども國家醫學會に
於て斯ふ云ふことが發表せられずんば他の會に於ては到底發表すること
の出來ない點と思ひますので敢て私は斯の如き散漫なる問題の下に諸君
に御参考に供したいと思ひますと云ふのは諸君ももう卒業に開もない方
もございませうが又卒業して活動して居らるゝ諸君もありませうから御
存じでありませうが此賣笑婦と云ふ問題に就ては花柳病と云ふ餘程困難
なる點があり酒精肺結核と共に醫學上國民の三大勁敵になつて居るので
此豫防法に就ては諸君に餘程御盡力を願はなければならぬと思ひますか
ら参考の爲めにお耳に入りたいと思ひます。

抑も此の賣笑(Prostitution)と云ふことは笑を賣ると云ふことで露骨に言へば淫賣でありませうが、之を狹義に解すれば代價に對して即ち支拂に對して、婦人の身體を提供することを云ひます、自分の身體を提供すると云ふことは賣淫即ち賣笑と云ふことになり、又進んで廣義に解釋致しますれば、所謂正式の婚禮、即婚嫁以外に行はるゝ所の男女の接近、肉交、即ち大澤博士の情愛も、之も賣笑と唱へ得る譯けでありますけれども我々の云ふところは狹義に解釋して、金を取て身體を提供する者を指します、此賣笑を行ふところの婦人と云ふ者をば總ての醫學者が認めて、花柳病傳播の結節點クノートンポイントで花柳病を傳播する根元であるとしてある、それで此花柳病は、傳播せられたる結果として社會の各階級に如何に傳播して居るか、と云ふことを知らうと思ふには統計的に見なければならぬ、所が此統計をあてにすることが殆んど出来ない、偶に統計があつてもそれは一部分である、統計の上から云へば一部分の統計では満足しないのである、故に若しも例の醫師に花柳病届出の義務があつたならば、即ち醫師が花柳病を診察したならば、八種傳染病の如く警察、其他の官衙へ届出の義務があつ

たならば、充分の取締をも出来ませう、隨て立派の統計も出来ませう、之は丁抹、諾威では行つて居りますけれども、其他の泰西諸國は之を充分に行つて居る所はない。

それで充分の統計を取ることが出来ない、併しながら要するに諸大家の說に依つて見ると、

第一、所謂文明開化の國に於てはさう各國ごと、に統計に差異がないようである、即ち其中淋病は主なるものであつて、梅毒は其の次である、又

第二、半ば開化して居る所の國、即ち、半開國に於ては花柳病は海岸に多くして内地に於ては少ないと云ふことはどこでも等しい。

第三、未開の國、例之亞弗利加の様な國は花柳病、殊に梅毒に於ては免疫をせられつゝある様な状態を持つて居る國がある、併しながら、斯ふ云ふ處は一旦病毒侵入すれば劇甚に流行する、之は未開なる所の國の實例である、之等の實例は諸大家が能く、之を集めて居る。

それで今コッペンハーゲンあたりの届出義務をやつて居る所の有様をお話すると、どの位に花柳病は蔓延しつゝあるか、どう云ふ状態かと云ふこと

も解るし、又多少日本に於て、之を指南車として参考に供することが出来ようと思ふので、それを縷列致して見ますと、先づ

第一には都市に於ては田舎に比すると花柳病者は數倍多い、之は日本に於ても必ずそう云ふ成績を得るに相違ない。

第二には都鄙共に花柳病の中で淋病が一番多い、殆んど七十「プロセント」と云ふものが、それにかゝつて居る、之には明なる統計がある、お承知の通り、花柳病と云へば軟性下疳、微毒淋疾の三であるが、其の中で淋疾が一番多く都鄙共に共通して居る。

第三には男女の關係を云ふと田舎に於ては、花柳病は女一人に對して、男六、三人である、都に於ては女一人に對して男三、六人である、さうすると全國を平均すれば女一人に男四、一人である、それだからもう一つ言葉を換へて言ひますれば、一人の女は四人との男の傳染源となる、即ち四人の男が茲にあると其所の一人の女を感染せしむると云ふことになる、故に男の方面から云ふと女の方が罪が深い、女一人で男四、一人を降服せしむると云ふことになるけれども、併しながら單り女の罪ではない、之れを糾さ

ば男の罪、即ち結婚の時傳染せしむると云ふ動機は主として男の方にあり。

第四には都府の人口が一萬人以上の所があるとすると、其人口一萬人に就て、二十乃至三十歳の時期所謂花柳病時期のものは十六乃至二十「プロセント」の花柳病者を出しておると云ふ、さうすると、之等をも東京なり、京都なり大阪なり人口一萬以上の所に應用することが出来ようと思ひます。

第五には人の階級、所謂生活の程度に依つて違ひがある、先づざつと列記してお話すると

(イ)軍隊に於ては比較的正確の統計を取る事が出来て居る。茲では監督宜きを得れば漸次病者を減するに明らかである。

(ロ)商人である、之れは西洋各國では花柳病階級と云つて花柳病の多き階級としてある。

(イ)よりは病者が二乃至八倍の多數を占めて居る。

(ハ)勞働者、之を調べるこゝが困難でありますけれども(ロ)よりも多く又例の疾病保険金庫の如き組合がありますからそれ等を以て調べても餘程多い、殊

に賣淫者の疑ひのある女性の職工に於ては殆んど三十プロセントまでに花柳病が蔓延して居る場合がある。

(三) 社會の中流以上にも益々蔓延する兆候がある。西洋の習慣として婚嫁が晚いから斯の如く花柳病が多くあるのでないか云ふ諸大家の説でありませぬけれども、日本に於ては決して中流以上は晩婚でない、そうすると日本の社會の罹病増加は外に原因がなければならぬと思ひます。西洋では婚嫁が労働者に於ては大變に早いと云ふことが書いてある、無論正式でなくともですが、それだから早く婚嫁するのも矢張り花柳病蔓延の原因になる云ふ説もある併しながら、労働者に於て早きに失するがために花柳病が蔓延し、中等以上の婚嫁が晚きか爲めに花柳病が蔓延する云ふことに決する。これは、そう單簡には出來ないやうに思ひます。

以上申述べました所によりまして、社會の各層に花柳病が蔓延して居ることは事實ですが、此程度を確かめんとせば是非醫師の届出義務を要する様に致したいのですが、中々困難の事業であります。届出義務があつても實際の申告はどうか、私共が或る時或る學會に於て肺病の宣告を早くしなければならぬと云ふと言つた所が、同人より随分慘酷だと云ふ評を受けました。宣告論ですらこうです、けれどもどうしても斯くの如くしな

ければ肺病などは豫防することが出來まいと思ひます、それと同じやうなことで、此頃花柳病講習會卒業式の際北里博士は花柳病を早く發見して之を一定の所に隔離しなければなるまいと云ふことを云はれた、之は出來れば良いことだが申告するよりも實際に於ては一層困難である、先づ法律として届出せしむるのが階級の狀態を調べるに就ては最も有效なる事項であらう、殊に私共營業者としてはたとへ素人から慘酷と思はれても届出のやうなもの若しくは申告的のやうな動作をとらなければ逆も花柳病の豫防に奏效することが出來まいと思ひます、殊にこれからは醫師會と云ふものから制裁を受けることになり、一面に於ては醫者の位置を向上させ且つそれ丈の勇氣を以て患者の祕密を漏洩しない程度に於て花柳病の統計をとらなければならぬと思ひます。

之は個人／＼の位置と勇氣に依つて講究せなければなりません、けれども亦醫師會と云ふものは斯の如き國家的問題に就ても研究をしなければならぬ、悪る口者が云ふ如く醫師會は主として藥價の高低を論ずるものだとすれば、國家が認めて堂々と醫師會を成立される必要もないと云はねばな

らぬ、唯もう薬價が十五錢では安いから、もつと上げなければならぬ、と云ふやうな事をやる許りでは醫師會の勢力がどこにありませうか、他までも醫師會なるものは國家的觀念を以て進まなければならぬと思ひます、且つ今後は、さう云ふ風に進むだろうと云ふことは深く信じて敢て疑ひませぬ。

自宅開業と私立病院と比較して病院より組織の完全の差はいづこにありやと云へば、内部組織の整頓の點にありうと思ふ。

然るに私立病院にても假令ば處方録、病牀日誌はいつまでも前方へ、又は異常なし、と云ふやうでは如何でしょう、さう云ふものは病院と云ふ名を掲げて即ち羊頭を懸けて狗肉を賣るやうなものでありますまいか、それと同じに病院と云ふものは相當の統計的簿冊を持つて居らなければならぬと思ひます、その中でも花柳病の統計が最も完全になつて居らなければならぬ、その他生命保險會社に於ける統計も完全しなければならぬと思ひます、追々疾病保險組合も出來ませう、又紡績會社のやうなもの、團體の職工を澤山使つて居る所は必ず衛生的統計を充分に推へなければならぬと思ひます。

私共局に當つて屢々之れを獎勵しますけれども、雲煙過眼極めて衛生上には嘆かばしい、それだから諸君にお話しやうと思つても殆んど統計の捕足すべき材料が僅少でございます、之れは國家醫學社會醫學的の現象に於て慨嘆すべきこと、存じます。

それで花柳病の蔓延して居る状態は先づこんな風である、殊に都人士が花柳病に感染する關係はどう云ふものかと云ふことに就て、ブラシユコーと云ふ人が詳しく調べて居りますから、之を我が東京其他の都市に應用することが出來やうと思ひます。

第一、花柳病蔓延の主たるものは結婚外の情交に因する事は諸大家の説が一致しております、今ブ氏によれば一八九一年より一八九二年に至る、千百二十九人中

未婚者	男	七九%	女	一〇%
結婚者	男	二〇%	女	四七、五%
離婚者及び寡婦	男	一%	女	八五%

未婚者に在つては婚外の情交即ち野合は多く男子にて、其半数なり、即ち密賣淫女郎に接すると云ふことが明である、次に結婚者に在つては女の方が却て多い之はさう云ふ譯か、直接女の方に責があるかと云ふと恐らく男の方が罪が深い様である、畢竟男が結婚して男より女に感染せしめたに相違ない。

故に男の罪になるのではあるが、尙ほ仔細に其の源に遡りて見ると婚外の情交は殊に賣淫に歸するので矢張り女子も十分責を負はねばならぬ、ブ氏によれば婚外情交賣淫より感染したる罹病数は左の如し

四百八十七人中

營業的賣笑婦より 八一・一%

同上の關係より 四・九%

下婢より

四・七%

女工等より

九・三%

即ち賣笑婦より感染する機會が一番多いのである、諸君も御承知かも知れませぬが、獨逸の法律に於ては妓樓と云ふものは公然には一つもない、茲に居れる緒方博士も洋行せられて御承知でありませうが、法律と云ふ上、體裁の上には之れは良いかも知れぬ、兎に角法律に於ては堅く禁じて居る、議院

に於て二度も問題に上つて居りますが許されないことゝなつて居る所が事實、即ち裏面は妓街(フーレンストラセー)があつて、そこに於て半公然に賣淫をやつて居る事實はさうしても之を禁ずることが出来ない、日本に於ては吉原洲崎と云ふやうに公然許し、さうして檢徵(健康診斷)をして居るが、あちらでは公然でなく、默許的に淫賣を認め、衛生警察的の監視に附してある、日本の状態は今述べたる如く娼妓に檢徵がある、檢徵(健康診斷)は絶對的有効であるかと云ふことは學者は未だ全然認めて居らぬ、併しながら比較的有効である、早期に於て即ち病毒の稀薄なる程度に於て發見すると云ふことは事實が充分證明しておる、若しも之を顯微鏡的臨牀的、化學的に精密に検査をしたならば、三千の娼妓の多數は皆花柳病中の淋病にかゝつて居るかもしれない否な、多くは花柳病の潜伏期に存在するものと云つてもよいかも知れない、併しながら比較的には無論檢徵を有効のものとして認めなければなりませぬ、即ち此檢徵の爲めに劇症の花柳病例之俗に云ふ「骨がらみ」の類が漸次娼妓中に發見せられぬ様になつた。

此方法の効果と云ふを憚らない、花柳病中淋病の診斷困難なるを以て檢徵

迄の有効無効を論ずるは「チフス」が診断上にて逸することがあるから、検査も亦之を廢せと云ふに均しいのである。先づ夫れは夫れとして、女郎に對する密賣淫には檢微と云ふことがない。然らば自から守る衛生的感念が在つて花柳病の豫防の方法を取つて居るか云ふに、上等の賣笑婦に於ては偶々認むることがある。即ち藝者杯である。其他の者に於ては極めて自衛的豫防が鈍いから、危険と云はなければなりません。

是等を比較すれば公娼は比較的危険が少なくて私娼密賣淫は比較的危険が多いと云はなければなりません。

東京は公娼の有毒数は三四%であります。下等なる密賣淫の有毒数は八倍以上である。即ち二十%以上である。そう云ふ状態である。尤も統計の取り方が未だ充分でありませぬから直ちに確然たる證左とも斷言するは、ちと早計かも知れぬが、大體に於ては以て、其毒の濃厚と稀薄とを區別することか出來やうと思ひます。だから、今日の状態は公けの唱妓にして檢微を受ける所のものは極めて稀薄と云はなければなりません。所謂骨からみと云ふやうなものは、吉原洲崎に見ることが容易に出來ませぬ。

そう云ふものは、勿て仕舞ひますから……併し斯う云ふものは、勿ねられたる後で、東京に居れば、矢張り下等の密賣淫になつて仕舞ふ。

之等は、どうして防禦且つ彼等を救濟してやればよいかと云ふことは、國家醫學會あたりで研究すべき點かと思ひます。

儲密賣淫等の生活は、どう云ふ風にして居るか云ふことを知ると云ふことは、醫學者の本分として必要である。醫者は唯治療をして自分の懷を肥す丈では、それで宜いと云はれぬ。國家醫學會が茲に存し、國家醫學的のことを研究される以上は、之等も研究することが必要であらうと思ふ。

所が密賣淫と云ふ言葉は卑して困る。或る當該官吏で花柳病豫防會などと云ふ言葉は、どうも耳に妙に響いて穢いと云ふことを云ひました。それ等の人は却つて花柳病の通であるかも知れませぬが、それ等は先づ別問題として、國家醫學會杯で之等に關する秘密状態を暴露して、どう云ふ風にしたならば、社會的衛生に適する様になるかと云ふことは、醫者でなければ出來ない仕事であります。併し之は、醫者斗りでは、いけません。各階級の宗教家なり、文學者なり、政治家なり、新聞記者なり、それ等の階級の助力を仰がなければ

ならぬと思ひます。

娼妓のことは後でお話しますが、此密賣淫のことに就ては恐らく諸君の中で初めてお聞になる方もあるだらうと思ひます。

之れから浅草公園に於ける密賣淫の状況をお話致します、私は親しく調査したのでありませぬ、或る之等のことに就て老練なる人が年來調査したことを直接聞いたので、私に實地の調査は粗漏だと云ふことをお叱りを蒙ることはお間違ひでござりますから、それは御免を蒙ります。

浅草公園に於ける、即ち賣笑連の婦女は、どう云ふ風にしてやつておるか、云へば酌酒屋、新聞縦覧所、基會所等此等のものは其多くは淫賣であるらしい、中には己れは賣淫をしないと云ふものがあると困りますから、先づ多くはと申して置きます、今某氏の談に基けるものを列記すれば

一 浅草公園附近に於て酌酒屋、新聞縦覧所、基會所等と稱して副業に従事するもの、現在八〇三戸あり、而して毎戸婦女を有すること二又は四五名にして平均三名を下らず

二 賣淫業者の使役する婦女之を玉と云ふに二種あり

(一) は抱と云ひ、十圓乃至五十圓位の前借をなし、雇主に同居す、この内に丸抱と稱して稼高は全部雇主収入に歸し、其内より一ヶ月一圓五十錢内外の給料を得るもの及び分別と稱して前借金なきものか又は甚だ少額なるものにして稼高の分合を得るものとの二種あり

(二) は通ひにして、此内には店借りして前借せざるものと、少額の前借をなすものとなり、此の通ひ中には煙草、荒物商等の娘にして晝は自家の看板となり、夜に至りて通勤する者あり、又有夫の婦にして之れに従事するものありと云ふ、通ひは稼高を七三又は四分六の割合を以て雇主と分配すると云ふ。

三 枕席料は三十錢乃至一圓なり

(一) 三十錢組は俗にチヨイと稱して酌酒屋、其他賣淫業者の別室を根城とするものにして

(二) 一圓組は俗にシケと稱して木賃宿、旅人宿等及其他の豫約せる一定場所へ泊り込むものなり。

四 浅草橋附近にては枕席料一圓——一圓五十錢にして旅舎に於て周旋

媒合をなすあり、又は婦女お客を同伴して投宿するあり、其際客よりは二人分の投宿料を支拂はしめ、又旅舎の媒合によるときは自己の収入より四割位を媒合料として支拂ふものゝ如し。

五 浅草公園附近に於ける牛屋、てんぷらや等飲食店の女中は比較的醜業を営むもの少数なるも料理店女中の多数は賣淫をなすか、又は其媒合者なり、茲に注意すべきは料理店の浴場にして女中の賣淫契約及媒合の成立する場所は多くはこの浴場なりと云ふ。

六 賣淫業者の抱婦女疾病にかゝる時は其初めは多く醫療を受くるものゝ如し、然れども、其到底再使役に堪へざる見込あるや直ちに放逐の手段を採るものゝ如し、又時として最下等賣淫業者に轉賣することありと云ふ。

七 賣淫業者の婦女を誘拐するは多くは不正なる口入業者と連絡し婦女の奉公口を索むるや甘言を以て、之を欺き、浮浪無頼の徒を豪商豪農の放盪息子と化せしめ、之と淫事を勧め、且つ金錢を貸與し、漸次墮落せしめ、又婦女の意思強固にして、普通手段にて其目的を達する見込なき場合には

一室に幽閉し暴力を以て之を姦せしめ、爾後脅迫手段を弄して、之を墮落せしむるものゝ如しと。

八 婦女中には所謂山出しと稱するものにして、田舎より誘拐せられたるもの、彼賣淫業者の手中に陥るや、所持の金錢衣類は全然或る名目の下に巻き上げられ、終に二三圓の借金を生ずるに至るや、之を返済せんとして二三回醜業に従事し、其後直ちに正業に復し、従て國元に對して秘密になさんとするの良心あるも有り、然るに此の婦女に存する一片の良心は婦女の弱點として、虎狼の如き賣淫業者の乗ずる所となるものゝごとし。

九 浅草公園附近に於て普通三圓位の借家は少しく修繕を加へ、所謂醜酒屋的となすときは多くは九圓乃至十圓を貪りつゝありと。尙私は序でに東京監獄の原胤照氏に就て密淫賣の前半身を聞いて見ました、即(東京監獄某の談に基く)

密賣淫婦の前半身

一 女工(密賣淫の大多數を占むるもの) 在郷中自家境遇の不遇を嘆じ、時に上京せる婦女の成功(比較的)を羨望するの餘り、遇々紡績會社其他の女

工募集者の来るや應募上京し、又は埼玉群馬栃木等の機業家の女工となり、數月の後自己の希望に叶はざるや、遂に他の甘言に誘惑せらるゝに至るものゝ如し。

二 良家の下婢奉公中他の甘言に欺かるゝもの

三 貧困の爲め奉公希望中、良き口なき爲め、酷酒屋の何物たるを知らず、之に住込み強力を以て墮落せしめらるゝもの

四 妾たるもの、一時業を失ふたるもの

五 自廢娼妓

六 女學生。賢婦人又は良妻賢母たらんことを所期し、上京研究中私通の結果學資不足又は學資途絶の爲め、遂に墮落するもの

七 生計困難の爲め從事するもの(有夫の婦)あり

尙原氏の談によれば

一 賣淫婦の劣等なる者は多くは低能者なり、故に之に一定の業務を與ふるも不熱心にして、多くは結果不良なり

二 彼賣淫婦に訓戒を與へ、之に配偶を與ふるも、生計の困難又は其意に充

たざることあるや再び墮落するに至る、之れ淫賣習慣を有するに由るものにして、保護事業の成績は他の犯罪者に比し結果不良なり

三 彼賣淫婦は檢舉に逢ふて入檻するや、多くは之を念頭に置かざるものゝ如し、又毫も人を怨まず、自己の境遇の何たるを憂へず、單に無粹の旦那(巡查のこと)は仕方がない、杯放言し、毫も懲懲の效なきものゝ如し

四 拘留所又は獄裡は、彼等に對し恰かも墮落練習所又は教習所なり。

密賣淫業者の婦女を誘拐し來るや、多くは監視を嚴にし、他と交通を絶ち可成世間の事情を知らしめざらんことを欲し、専ら自己の囊中を肥すを事とす、又婦女も亦初めて自己の誘惑に陥り、賤業に従事することを知らず、一日も早く其羈絆を脱せんことを希ふ、之れ郷里知人等に對する一片の良心の存するものあるに因す、然るに一朝檢舉せらるゝや、一は自暴自棄となる、一は留置場又は監獄に於て他の墮落者より初めて賣淫業者の階級方法、收入手段等の種になる、教授を受け練習をなし、終に一層墮落するに至る者比々皆然りと、識者大に留意するの價值ありと思料す。

五 彼賣淫婦を製造するものは女術即ち口入業者なり

六 彼賣淫婦の前半身は多くは女工なりと云ふ

又最下等賣淫者の状況に就て原氏の談によれば浮浪遊食の徒にして三十歳の婦女を誘惑し之を墮落せしむるや初めは多くは自己の情婦となし又は曾て情夫なる者より金銭を以て之を買取り(手切金と稱す)婦女の自由を奪ひ盡は自己の住居する長屋の一室又は二階に蟄伏せしめて自由に他と交通せしめず大小便及入浴等も必ず監視して逃亡を防ぎ夜は之を引率して所定の場所に至り番人を置き四圍を警戒し老婆にして斯道の強者をして媒介の任に當らしめ一客未だ去らざるに一客早や來り階下に待つ一定の時間殆んど間斷なきことありと而して一客の支出する處僅に五錢なることありと云ふ婦女は其時多くは自失茫然として顧客の何十人なるやを算せず故に數日にして疾病となるや之に少許の休憩を與へ再び就業せしむるなりと云ふ。

又賣淫業者誘拐婦女の逃亡を防ぐ手段として晝夜に涉り裸體となし蒲團中に横臥せしめ病氣の爲め半死半生となるや初めて徹衣を着せしめ之を放逐するものありと云ふ。

嘗て私が大阪に居りました頃に斯ふ云ふ調べをしたことがありますがその數も出て居りますが先づ淫賣婦となつて居る來歴別でありますが即ちどう云ふ譯でお前は密賣淫になつたかと云ふときに第一に一家の困窮を救濟するに出でたるものが中々多い例へば三十六年三十七年抔は一ケ年に百十八人あります即ち三十三年より三十七年に至る合計四百十九人であります併しながら斯ふ云ふ數をお話すれば長くなりますから之は別表にて御覽を願ひどう云ふ風に統計を取つたかと云ふことをお話する丈けに止めます。

第二は一家の不和に出でたる者が比較的に少い方である

第三には本人の素行が修らざるに出でたる者之れが一番多い即ち品行の不良なる婦人が例合ば三十七年抔は一年に千二百二十七人あつたそれから第四には情夫のため又は他人の陥擠に出でたる者ありそれもなか／＼あります。

それから父母あるもの之も多い假令は三十七年には八百一人あつたそれから兄弟姉妹あるもの之も多い本夫あるものもいる情夫と同居して居る者

もある、自分の子供を有するものもある、それは三十七年百十五人あつた、それから孤獨者之も著しく多い、三百七十四人あつた。

それから猶進んで料理や、貸席、待合等に雇入れたる者も之れに陥つて居る、藝者や、酌酒屋、矢場等の雇入れた者は六人しかありませぬでした。

東京と大阪とは趣きを更へております、藝者は二人しかなかつた、其他仲居又は酌婦も多い、遊藝人たるものは少ない、主たる業體ある者は多い。

終りに密淫賣を專業となす者がどうかと云へば一番多い、三十七年には千二百八十人もあつた。

尙ほ單簡に前職別はどうかと云ふことをお話しようと思ひます。

工場の職工たりしもの、之は多く、藝妓たりしもの、仲居若しくは酌婦たりし者遊藝人たりしもの、料理屋等の女中、杯が一番多い、又娼妓たりしものもある。

次に密賣淫の年數別はどうかと云へば一年以内が一番多い一六二人あつた、五年以上辛抱したものが三十九人あつた、どうも一年以内で大抵止める、さう長く密賣をやつておるものが少ないやうである。

密賣淫婦に關する事項

健 敵 毒	年 別	刑 別	年 別				合 計
			十六歳未満	十六歳以上 廿五歳以上	廿五歳以上 三十歳以上	計	
	三十三年	拘留 三、八四	一	二二九	三三八	一〇	
	三十四年	六四三	一	二二九	六四四	一八	
	三十五年	五一〇	二	一三三	五二〇	一九	
	三十六年	六一五	七	二三八	六二二	二二	
	三十七年	一、五三四	二二	四八七	一、五三〇	二一	
	合計	三、六八九	三六	一、〇九六	三、六八九	八〇	

併し之等の調べは三十三年から三十七年までの調べでありますから其以上の事はよく分りませぬが、兎に角、其他の條項に就ても左表にて詳しく御覽を願ふことに仕ませう。

年 別	疾、断診康 者ルア患疾、断診康		
	淋病	軟性下疳 其他	其計
三十三年	一〇	五三	八七
三十四年	三〇	七四	一三〇
三十五年	一四	七二	一二六
三十六年	二三	八四	一二九
三十七年	二八	一六九	二七八
合 計	一〇五	四五二	七五〇
二〇・九プロセント			
疾患ナキモノ	二九九	五一四	三八四
犯罪人ニ對ス ル%			

年 別	費用ノ				入 院 者	入 院 料
	自費ノ 人 員	自費ノ 金 額	國ニセ ヨシ 稅徵 收者 金 額	警支 人 員		
三十三年	二三	一〇九・〇〇〇	六七・四七〇	六〇	八七	六七・四七〇
三十四年	一六	六五・七五〇	八七・三六〇	二四	一三〇	八七・三六〇
三十五年	二三	七〇・一〇〇	五四・五四〇	一四	二六	五四・五四〇
三十六年	六	三八・〇〇〇	八三・〇〇〇	一〇	二九	八三・〇〇〇
三十七年	一六	七二・二五〇	一六九・一七五〇	二五	二七八	一六九・一七五〇
合 計	八三	三五四・一〇〇	四六三・六三七〇	六三	七五〇	四六三・六三七〇

年 別	費用ノ			
	全治退院者	逃走者	死亡者	金 額
三十三年	六二	四	一	四七三・〇〇〇
三十四年	二四	二	一	七九四・四五〇
三十五年	一九	五	一	六四七・一〇〇
三十六年	一〇五	九	一	七九四・〇〇〇
三十七年	二六一	六	一	一、五九四・〇〇〇
合 計	六六一	三五	二	四、三〇二・五五〇

年 別	密 賣 淫 婦 子 弟 姉 妹 夫 人 同 居 者 生 子 孤 獨 者									
	一家ノ困窮ヲ救済 スル爲メ 一家ノ不利ニ出 タル者	本人ノ素行修マラ サルニ出タルモ 情夫ノ爲メ又ハ他 人ノ陷穽ニ出タル モノ	父母アルモノ	兄弟姉妹アルモノ	本夫アルモノ	同居スル情夫有ル 者	生子アルモノ	孤 獨 者	密 賣	淫 婦
三十三年	四六	八	二四五	八七	一七五	一二八	二七	二九	二六	一三五
三十四年	六八	一一	四三五	一三〇	二九一	一七九	一八	五四	四七	一六〇
三十五年	八六	七	二七〇	一四七	二二五	一七〇	一八	三一	四三	一四四
三十六年	一〇一	五	四二六	八三	二〇〇	一一〇	二一	二七	四七	二一〇
三十七年	一一八	一八	一、二二三	一七五	八〇一	七〇七	四〇	九四	一一五	三七四
合 計	四一九	四九	二、五九九	六二二	一、六九二	一、二九四	一、二四	二三五	二七八	一、〇二三

賣笑婦の生活程度に就て

年別	料 理 屋 貸 席 待 合 茶 屋	等 二 層 入 タル 者	藝 者 屋 銘 酒 屋 矢 場 等	ニ 雇 入 レ タル 者	藝 妓 タ ル モ ノ	仲 居 又 ハ 酌 婦 タ ル モ ノ	遊 藝 人 タ ル 者	其 他 主 タル 業 體 ア ル 者	密 賣 淫 チ 專 業 ト ス ル モ ノ	計
三十三年	一九				二	五				三五
三十四年	一七				六	一				五四
三十五年	一五				六	八				五〇
三十六年	一五				七	二				六一
三十七年	三三				六	二				一五三
合計	九九				二九	二〇				三、五八九

年別	土 著	家 族 ト 同 居 ノ 者	家 族 ト 別 居 ノ 者	寄 寓 ノ 者	他 府 縣 ヨ リ	合 計
三十三年	三三	一六	一三	二一	二九	三三
三十四年	五二	二七	二二	三三	三六	六四
三十五年	五八	二一	一五	二四	二九	五〇
三十六年	三九	一六	一四	三五	四一	六四
三十七年	九七	三二	二二	一一	二一	一五三
合計	二八二	一四四	一〇七	一〇七	一五五	三、六八九

賣笑婦の生活程度に就て

年別	密 賣 淫 チ 專 業 ト ス ル モ ノ					前 職 業 別					年別
	一 年 以 上	二 年 以 上	三 年 以 上	四 年 以 上	五 年 以 上	其 他	遊 藝 人 タ リ シ モ ノ	料 理 屋 待 合 茶 屋 等 ニ 雇 入 レ 居 リ タル 者	娼 妓 タ リ シ モ ノ	工 場 ノ 職 工 タ リ シ 者	
三十三年	一五	七	六	四	二	一九	二	一	一	一三	三十三
三十四年	二七	一四	一〇	八	三	三七	一	一	二	二〇	六六
三十五年	二八	八	五	四	二	二四	三	一	三	一六	六七
三十六年	三七	八	七	三	一	三二	一	一	一	二〇	六一
三十七年	一〇六	一八	一三	八	三	八六	一	一	二	五〇	一、二二三
合計	二、一四九	五六二	四二九	二四五	一三七	二、〇〇七	一五〇	六一	四一	一七二	一、二二三

刑別	犯媒 罪合人 員者	年別				合計
		三十三年	三十四年	三十五年	三十六年	
初犯ノモノ	一八八	二六七	二四二	二九六	六六四	一、六五七
再犯以上ノ者	一九七	三七七	二六八	三一九	八七〇	二、〇三一
初回入院ノ者	六八	九七	八一	九九	二一九	五六四
二回入院ノ者	一四	一九	三四	一五	四三	一二五
三回以上入院ノ者	三	一四	一一	一五	一六	六一
拘留	二五三	同	同	同	同	同
科留	一〇二	二九六	三八九	四三九	八四六	二、〇六四
合計	一一〇	二一	一	一三四	一一	一七六

賣淫過	年別				合計
	三十三年	三十四年	三十五年	三十六年	
收得金分配ノ約ニヨリ 雇主ニ抱ヘラレタル者 單獨ニテ業ヲ營ムモノ	四三	三五	四二	四六	一六六
玉代ヲ定メ客ニ侍ル ノモノ	一七七	六二	四一	九二	一三三
脅迫取財ノ目的ニ出 タル者	六	一六	一九	七	四四
單獨ノモノ	六七	四三九	三〇四	四〇七	一、三一五
妓夫ノ附添アルモノ	五八	七二	八二	八九	四六
合計	一七三	一六二	一四一	一四二	五〇五

職業	人数	割合
居室ヲ給與シタルモノ	一六二	二一・三%
單ニ媒合ヲナシタルモノ	一八一	一〇・七%
常ニ賣淫婦ヲ抱ヘ置クモノ	一一	一・四%
料理店	一四三	一八・九%
銘酒店	一〇七	一四・一%
貸仕事	八〇	一〇・六%
新聞發賣所	四三	五・八%
煙草店	二	〇・一三%
機械職	三	〇・四%
無職業	三五九	四七・八%
合計	七五二	一〇〇・〇%

扱て東京に於ては未だ斯う云ふ調査はありませぬ、今明治三十八年に於ける密賣淫者の捕つた者だけで、即全賣笑者の九牛の一毛でございますけれども、其數七百五十二人で、其職業別は左の如し。

密賣淫者職業別

職業	人数	割合
待合茶屋	二人	〇・二七%
藝妓	五	〇・六七%
非會所	九〇	一二・〇%
飲食店	四四	五・九%
下宿屋	一	〇・一三%
工女	三	〇・四%
農業	一	〇・一三%
其他	六	〇・八%
合計	七五二	一〇〇・〇%

次に認めて前記の疑をかける業體か淺草公園のみにて

注意すべき職業並に雇婦女數 (明治卅八年末日現在) (淺草公園)

業名	大弓	揚弓	球戯	室内射的	空氣發銃	吹矢	魚釣	藝會所	合計
雇婦女數	七五	九七	七五	二一	五七	三	三六	一三三	四九七
戸數	七八	四八	七三	三八	一〇五	一六	一一八	七一	五四七

次は府下に於ける前記營業の數を擧ぐれば

待合茶屋其他營業數 (明治三十八年末日現在) (平數字は市部)

業名	戸數	雇婦女數	業名	戸數	雇婦女數
待合茶屋	六三三	六四四	飲食店	六二七	四、五八六
遊船宿	一六	一六	藝妓屋	一、四九〇	一、二五一
貸席	九	八三	藝妓	二、八三六	二、九九七
料理店	五三	六八〇	芝居茶屋	五二	
銘酒店	四四六	五八七	貸座敷	四六〇	四九六雇人
喫茶店	五五	一六八	引手茶屋	五一	男三〇二 女三九六
氷水店	四、七八四	六、〇二一	娼妓	七五三	一四一雇人 女三三六

右の如く三十八年に調べたものが斯ふ云ふ風であります。

今日藝者が東京府下に約三千人あります。娼妓は殆んど六千人之れ丈けで需要供給は決して充分でないことは明かであり、其結果として密賣淫は年に増加します。而かも、其者が有毒者か多に至つては衛生上寒心すべき次第であります。私は今日當局者としても花柳病統計の必要があると云ふ考へで調べつゝ、ありますから稍々正確なる報告をする時機もあろうかと思ひ、各遊廓に於て統計を採つて居ります。

其の統計は斯う云ふ統計であります

(娼妓に關する統計)

第 年 號	氏 名	業 就	年 齡		住 所	名 妓
			年	月 日		
血 族	父 健存 (年齢……歳) 死亡(年齢……歳 死因……)	兄弟姉妹……人 (健存……人) (死亡……)	年	月	日	所
	母 健存 (同……) 死亡(同上……)					
月 經	初開——歳	春夏秋冬				

結 婚 時 ニ 於 ケ ル 縁 事 上 ノ 有 様 娘	初婚………歳今日迄………度								
	未婚 已婚 離婚 獨身 寡婦 ………回(流産又ハ死胎分娩)………回(生兒健存)………人								
職 業 歴	娼妓トナラサル以前ノ職業 自己ノ職業………家計ノ主ナル職業………								
	管テ營ミタル職業中、藝妓、料理店雇女、銘酒店雇女、飲食店雇女、貸座敷又ハ引手 茶屋雇女、待合茶屋又ハ遊船宿雇女、藝妓雇女、遊船場雇女、貸座敷雇女、旅人宿雇 女、祕妾タリシコト 娼妓トナラサル以前ノ約ソ………年………ヶ月間 一旦娼妓廢業ノ後ニ約ソ明治………年………月間 今回ノ就業以前ノ職業………								
就 業 前 ノ 歴 病	<table border="1"> <tr> <td>徽毒</td> <td>初メテ罹リタルハ明治………年………月 爾後醫治ヲ受クルコト………回</td> </tr> <tr> <td>淋病</td> <td>初メテ罹リタルハ明治………年………月 爾後再發シタルコト………回</td> </tr> <tr> <td>軟下疳</td> <td>初メテ罹リタルハ明治………年………月 爾後罹リタルコト………回</td> </tr> <tr> <td>其 他</td> <td></td> </tr> </table>	徽毒	初メテ罹リタルハ明治………年………月 爾後醫治ヲ受クルコト………回	淋病	初メテ罹リタルハ明治………年………月 爾後再發シタルコト………回	軟下疳	初メテ罹リタルハ明治………年………月 爾後罹リタルコト………回	其 他	
徽毒	初メテ罹リタルハ明治………年………月 爾後醫治ヲ受クルコト………回								
淋病	初メテ罹リタルハ明治………年………月 爾後再發シタルコト………回								
軟下疳	初メテ罹リタルハ明治………年………月 爾後罹リタルコト………回								
其 他									

就業後の罹病事實

入 院 病 症	治療日數	入 院 病 症	治療日數	備 考
年 月 日		年 日 月		

之は娼妓の方でございます。

密賣淫の方は逆も充分に調べる譯には参りませぬ、それで第一は娼妓と成
ざる以前の職業即ち自分の娼妓に成らぬ前の職業家計の種々なる職業を、
それからして嘗て營みたる職業中、藝妓であつたか料理店の雇女であつた
か、或は銘酒屋の雇女であつたか、或は飲食店、貸座敷、引手茶屋、待合茶屋、或は
遊船宿、藝者屋、遊船場、貸座敷、旅人宿及び祕妾であつたか、どうかと云ふような
ことをば調べたる外に、尙ほ就業前に於ける縁事上の有様を調べる、未婚既
婚、有配偶、離婚して獨身であるか、寡婦であるか、と云ふことを調べる、其外妊
娠、流産、死體分娩、生子健存云々と云ふことを調べておる、其外微毒にかゝつ
た所の年月日、醫治を受けたることは何回あるか、初めて娼妓に成つたのは
何時か、今回就業前の職業は何であつたかと云ふことの統計を採つて居り
ます。

此等の調べは各遊廓に於て調べることになつておるので、最早三年越になつて居りますが、若しも之が充分行はれますると稍々花柳病蔓延の所謂結節點の一部の統計が採れるだらうと思ひます、さうすれば公娼と私娼の利害得失も解るであらうし、どう云ふ職業の者に花柳病が多いだらうと云ふことも解るだらうと思ひます。

餘り長くなりますから、此位に止むる様に致しませうが、私は此の如く不秩序に色々お話しした意味は賣笑婦の生活程度はどの位であるかと云ふよりは、どう云ふ階級になつておるか、どう云ふ職をやつて居る者が賣笑婦になつておるか、と云ふことを研究しやうと言ふのであるが、其調査した結果が若し殆んど瀟々として手の付けやうがないと云ふことであれば、我々は又手段の趣きを變へなければならぬ、抑も下等淫賣を責めるのは風紀を維持する點に於て必要であるのですが、或論者は曰く風紀を維持するに必要かも知れぬが、露骨に言つて見れば他にそれ以上もつと酷いことをやつて居る者も多いではないか、と云はるゝことを聞いておりますが、待合其他住宅内へ每晚侵入して勵行する程までの風紀的必要がありませうか、又實際として

三百六十五日行はれませうか、疊もそつとして置けば立派な一つの疊でございますけれども、若し棒を持つて敲きましたならば如何でございますか、塵芥濛々として飛散することでしょう、百鬼夜行は寧ろ晝行よりは少しは良いかも知れませぬ、故に風紀警察論は私の領域外として寧ろ衛生警察論と云ふ上から、且醫學上からして何とか方法を立てなければならぬものではあるまいかと思ひます、併しながら、そう云ふことは國家醫學會の諸君は勿論のこと、花柳病豫防に賛成されて居る人々にも勿論賛成して戴かなければならぬ。

私は醫者であるから、彼れの云ふことは我田引水である、醫者の方の側から云つたならば衛生學上研究しなければならぬと云へるかも知れぬが、風俗警察の上からはどうするかと云ふ直ぐ反駁も來ませうが、今お話しした通り家事上で密賣淫になるのも、又は娼妓になるのも、彼等は生活程度の上から餘儀なくせられておるものもある、彼等はどんな位置かと云ふことは、彼等の勢力範圍なる一隅を以て、他を推測することが出來ようと思ひますから、斯の如きものは東京至る所に瀟々として居ると思ひます、本郷にも下谷にも

居らうと思ひます、特り東京のみならず全國に此の状態が行はれつゝ居るだらうと思ひます、故に國民の健康、國民の衛生状態に就きどうでも構はぬでよいと思ふことは極めて不親切ではあるまいかと思ひます。

庶幾くは國家醫學會員諸君は今日行はれて居る花柳病豫防會と云ふものを賛成されて、大に材料を興へて下されて共々に此れ等の問題に關し提携してやつて戴かなければならぬこと、思ひます、今日は極めて不謹慎なお話で恐縮を致して居ります、けれども此席でなければ折角調べた事柄をお話するの機會はなかりうと思ひましたので敢て諸君の清聴を煩はしたる次第であります。(明治四十年四月國家醫學會雜誌第二四〇號)

檢徴法に就て

檢徴とは讀んで字の如く微毒を檢査する………娼妓の微毒を檢査することであるか、實際は單に微毒のみでなく尙ほ淋病、軟性下疳等の花柳病の有無を檢査することである、元來此の微毒檢査と云ふことは本邦では慶應三

年横濱で創めたが始まりで、夫れ以來常に此の名目の下で娼妓を檢査して居つたのであるが、先年内務省令の改正があつて、此の檢徴も娼妓健康診斷と云ふ實際の名前に改まり、從て微毒其他の花柳病及傳染性の病氣ばかりでなく、凡ての病氣、假令は肋膜炎でも、心臟病でも何でも娼妓の健康状態を診斷すると云ふことになつた。そこで本題は、即ち娼妓の健康診斷に就てと云ふべきであるが、以前からの言ひ傳を其儘に檢徴と云ふことにして置かう、先づ私は東京府殊に主として東京市のことを述べるのであるから左様御承知を願ひたい、東京府下の娼妓の數は左の如き状態である。

年 別	娼 妓 數	貸 座 數	數
明治卅三年	五、六二一	五〇〇	月
卅四年	五、一五八	四八五	
卅五年	五、五三一	四六九	
卅六年	五、一七二	四七〇	
卅七年	五、六六九	四八〇	

此の五ヶ年のことを基礎としてお話しするのであるが、先づ平均五千以上

の娼妓が東京府下にあるとして、其花柳病の患者即ち有毒者が何程あるかと言ふこと

年 別	百 人	付
明治 卅三年		四、六四
卅四年		三、八五
卅五年		三、六三
卅六年		三、九四
卅七年		三、五二

と云ふ様な有様であつて即ち百人中常に四人乃至五人ある譯である。翻て淫賣婦の方はどうであるかと云ふと、是れは主に行政執行法に因つて検査したのであつたから、其の數も頗る少ないのみならず所謂密賣淫婦の中の下等の者ばかりで、上等の密賣淫婦即ち藝妓とか酌婦とか或は高等賣淫、女學生風賣淫など、云ふ者は、多くは之れに洩れておる、而して此下等の者の中にどれ位の有毒者があるかと云ふに、明治三十五年の總數四百六十三人で其の百人中に十九人あつた、三十六年には七百十三人で、百人中十三人五

分三十七年には八百十五人で、百人中十四人四分、三十八年には六百二十六人で、百人中十六人六分と云ふ割合である。

之を娼妓に比較すると丁度四倍からの有毒者があると云ふ事實が解る、西洋の衛生家の説によると、人口百萬人以上を有する都市には公娼三千人以上を要すると云ふことであるが、東京市は先づ此の勘定に當て拵つて居る又此公娼に對して、密娼即ち密賣淫婦の數は、常に公娼の十倍乃至三十倍である、と云つて居るから、此説に従ふと東京市に密賣淫の數が三萬乃至六萬位ある譯である、そこで、單に行政執行法に依て罹病した數だけを以て、密賣淫の統計を取るのは無論間違である、只僅かの下等なる密賣淫而かも其數も極めて少ないものから觀察をした統計であるから、眞の學問上の參考には餘り價値が無いと思はれるが、それでも如斯有毒の數の多きことを示して居るのは實に寒心すべきである、又今日社會に事實となつて現はれて居る藝妓酌婦乃至は學資を得んが爲めにする女學生の賣淫、或は秘妾などに就て、悉く檢査が出来らうか、之れは頗る重大なる問題で、吾等は社會の秩序と衛生とを秤別して之を考へねばならぬ。

之は尙他日の問題として茲には先づ検査の効果如何に就き愚見を述べようと思ふ、元來検査の方法たるや固より比較的のもので決して絶對的のものでない、即ち娼妓は定期の検査を受けるからして、定期の検査を受けて居らぬ密賣淫婦よりは、比較的的安全であると思ふに至當とする、今日東京では一週に一回、頭部、顔面、口腔、咽喉と陰部とを検査して月に一回身體を検査することになつて居るが、此一週一回は果して適當であるか、固より前にも述べた通り比較的のものであるが、之を西洋各國の検査の状況に比べると、佛蘭西のパリ、フランクフルト、マインでは一ヶ月二回、伊太利のゲン、フでは五日に一回、伯林、ステッテン、巴里娼妓に對して、マルセイユ、里昂、ドレスデン、ライプツヒ等は一週一回、ローマ、ハンブルヒ、維納、マドリット、ゲヌア、マイランド、アルトナ、ゲント等では一週二回である。

如此國の異なると共に随分相違があり、本邦でも十日に一回(大阪)一週に一回と云ふ様になつておる所があるが、先づ東京では一週一回以上としてゐるのである。

検査は凡て警察醫員が行ふので、現時は十三名の専任者で行つて居るか、此

醫員が一人で一日平均八十七人強の娼妓を検査する割合になつておる、其時間とは云ふと、先づ一時三十分間乃至二時間であるから一人の娼妓に對して、僅に一分位しか時間を要せぬ、一寸素人から考へると、此の微少の時間でよく検査が出来るとの疑ひもあるが、之は熟練と手腕とによる譯であつて、長くかゝつて検査したからとて、必ずしも完全無缺に検査が出来るものではない、然し粗漏に流るゝが如きは素より望む所ではない、今假りに検査方法に於て、疎漏の點がなしとするも、醫師の技術には各優劣もあり、又厚薄もあるが故に、終には左の如き非常の懸隔をば統計の上に見ると云ふことになつたかも知れんが、之れが必ずしも其年の確乎不動の、實際有毒數だと斷言するは誰人も躊躇する所であらう。

例之へば山口縣では廿九年には三二・〇八%で三十年には二・〇三%と云ふ非常の差異がある。

尙ほ別表を見れば思ひ半ばに過ぐるであらう。

娼妓健康診断の結果

道府縣及 廳	受檢人百人中付患者				
	廿九年	卅年	卅一年	卅二年	卅三年
東京	三、三四	四、三九	四、九八	五、四五	四、六四
京都	一、二五	一、三七	一、五九	二、六九	二、一六
大阪	三、七五	二、八七	二、五二	一、八四	二、五六
神奈川	三、四〇	二、九二	三、〇六	三、八一	二、三一
兵庫	九、〇五	六、九六	七、五八	五、四五	六、二八
長崎	三、九九	三、五三	三、四七	二、五五	二、八〇
新潟	一、九七	二、二二	一、八七	二、〇〇	二、七九
埼玉	一、六二	一、八三	一、七二	三、六五	一、九六
千葉	四、二一	四、〇二	五、四九	九、八一	七、〇七
茨城	二、一七	一、七一	一、一〇	一、三四	一、九四
群馬					
栃木	一、〇一	一、六一	一、六〇	二、五九	一、六六
奈良	六、〇一	五、一四	三、九六	二、六七	二、三九
三重	〇、八五	〇、八七	〇、七一	〇、八二	〇、九四
愛知	五、三〇	四、五〇	三、六五	四、一一	三、二二
静岡	二、九八	二、二七	二、九六	三、六八	五、六四
山梨	一、五〇	二、一五	三、二八	四、四〇	一五、二八

道府縣及 廳	受檢人百人中付患者				
	廿九年	卅年	卅一年	卅二年	卅三年
滋賀	三、八九	四、一〇	四、一一	四、四二	三、一八
岐阜	一〇、〇一	一一、四九	一一、五二	四、九九	三、二五
長野	三、六五	三、八九	三、六七	二、九五	三、〇五
宮城	一、一〇	一、七七	一、〇九	四、五三	一、三三
福島	四、五七	四、五三	四、一六	三、九七	三、八七
岩手	二、二六	二、二〇	二、二二	二、二二	二、七二
青森	四、五一	九、九七	一三、六五	七、九一	一九、九一
山形	一、二二	一、一一	一、〇三	二、八二	一、一四
秋田	三、〇六	三、一三	二、五一	二、八七	二、三五
福井	三、六四	三、八六	四、五四	四、四四	四、三六
石川	二、九三	四、五四	二、九八	一、二九	二、一七
富山	二、〇三	二、一一	六、九〇	一、四八	一、九五
鳥取	四、六〇	五、七〇	六、〇六	六、五八	九、六一
島根	九、〇三	八、〇一	七、八六	四、一四	三、七四
岡山	一、九〇	四、八八	一、八六	一、八九	一、三七
広島	四、一七	四、七一	四、一四	二、七八	二、七九
山口	三、二〇八	二、〇三	一、二六	一、七九	一、九六
和歌山					
徳島	一、〇三八	二、六八	九、六一	六、五六	一、三五九
香川	三、二八	四、七五	二、四八	二、五一	二、八四

檢査法に就て

一一七

愛媛	四、〇六	四、三三	四、五五	六、二九	六、四六	四、四九	三、七八
高知	一、二〇	一、六五	一、三四	一、二三	一、二六	〇、四三	〇、二六
福岡	四、四六	五、〇〇	六、二三	五、二二	一、三四	三、四三	三、九二
大分	一、五五	一、九四	〇、九九	一、四二	〇、七五	〇、七七	一、一四
佐賀	三、九七	三、六九	三、五三	四、三二	三、六八	四、四五	四、四七
熊本	二、六八	二、一一	二、八八	二、一三	一、八七	一、九三	一、六六
宮崎	二、〇一	一、八四	一、九六	一、九二	二、〇〇	〇、五〇	一、六七
鹿児島	一、六、九五	一、三、〇三	五、〇七	五、六〇	四、六三	六、二〇	四、二九
沖縄	—	一、七八	三、八八	三、五一	四、五四	四、三九	八、二三
北海道	二、五一	一、七五	一、五七	一、七四	一、八一	一、六一	一、七〇
合計	四、〇六	三、四四	三、〇三	二、七四	三、〇六	二、七五	二、七四

(追加)東京の部は本表の外卅六年三、九、四、卅七年三、五、二なり。
次に前の検査醫と均しく治療の醫者も平均一人で五十人位治療する(手術は除いて)其時間の割合も丁度一人二分間平均であるから之れもよく二分間位の時間で治療が出来るると疑はれるが實際左程でもない、如此き状態であるから、検査方法は未だ完全無缺とは言はれぬ、只比較的有効のものといふべきものである、然し現時の状態に満足してよいかと云ふに我等は無論

改正向上的の方法を取らねばならぬ、而して其方法手段に就ては、大に研究すべき餘地ありと思ふ、先年本廳の當局者が肉眼上有毒者と認められざる、稀薄の尿道分泌物或は子宮分泌物を精密に鏡檢したるに、子宮第一度の分泌物(即ち稀薄水様の物)は百の中二十七・二、麻菌を含み、子宮第二度(白色濁濁あるもの)は百の中六十六・六、尿道第一度の分泌物は百の中五十五・五、尿道第二度の分泌物は百の中八十三・三と云ふ數を得た。
此の試験の結果によりても、検査方法は充分嚴重にせねばならぬ事が明かであると同時に、方法手段に於ても、一層簡便にして確實なるものを撰擇し、且其統一を謀らねばならぬ事と信ずる、之等の問題に就て、花柳病豫防會は、率先して解決を與へねばならぬと思ふ、併し前にも述べた如く、検査せぬ密賣淫婦よりは検査する公娼の方が比較的安安全である云ふこと、又此は此點だけでも言はれることと思ふ。
花柳病豫防會は、宜しく此の比較的安安全なる者を衛生的に保護して比較的安安全なるもの、即ち多く病毒を散蔓せしむる毒物を少なくする方法を講せねばならぬ、一體花柳病を蔓延せしむるは、男女を比較すると、私は男よりは

寧ろ女子の方が多いと思ふ、フイニンゲル氏は女性に於ける二類型を區別して一を娼婦と稱し、一を母婦と稱した而して現社會は此兩極端を彷彿すと謂へり、即ち甲に屬する者は人の妻となり子が出來ても娼婦的性質を有する者を云ふので、乙に屬するものは生れながら母となるべき資性を具へて居るものを云ひ、此の母の類型よりは娼婦の類型の方が遙かに多いと云ふておる、之れは、或は極端なる酷評かも知れぬが、兎に角花柳病を蔓延させるに、女子の罪が多いといふのは先づ賣笑の婦人に限られて居るのが第一の理由である。

今でも極めて少數の俳優共が男的賣笑をやるけれども、之れは頗る少數で又之を需要するものも少數の婦人であるから之を除けば賣笑は婦人の專賣であると云ふてよろしい、そこで此の花柳病の豫防會には宜しく、婦人部をも設け、婦人をして、自ら戒め、廣く豫防の目的を貫徹せしむる方法を講ずる必要があると思ふ。

予輩は以上の如き賣笑的性質を有する婦人が所謂止むを得ざるの惡業をなす場所を必ずしも限局一定せねばならぬと固執するものでない、即ち散

娼を作るのも一の手段であらう、即ち若し一回でも、密賣淫の行爲があつたものは其場所を指定し且つ必ず検査して、比較的安んずるものとして、秘密に公衆に供給せしむると云ふことにする方法も或は宜しいかとも思はれる、然し取締の上に於ては、今日の集娼制の方が、比較的充分の效果を見るこゝが出来ようと思ふ。

彼の文明國には文明と云ふものは凡て悪いことを秘密にして、見えぬ様にするのを貴ぶ様であるが、或る西洋人は却て吉原を見て之は文明に適合して居ると云ふて賞めた者があつた。

恐らく衛生文明のとならむか、兎に角表面だけ奇麗にして、穢き所は隠して置くといふのが文明の本旨と心得て居る輩が多いので困る、娼妓を廢止して密賣淫婦のみにする……娼妓は公許するのは國の體面に關するから之を廢すると云ふ如きは、形式的文明であると云はねばならぬ、本邦でも全國中で、公娼の設置してない所は僅に群馬和歌山の二縣のみで、其中和歌山にては本年度から公娼を置くとか云ふ話であるが、兎に角群馬縣では、酌婦に微毒の多いことは事實で、之は誰れも皆唱へて居る所である、此等のとほ

皆如何に公娼が必要であるかと云ふことを確める材料になるのである。散娼を許可するに就ては、別に成案はないし、又此集娼制度がよいか、散娼制度がよいかと云ふことは、單に衛生上のみならず、風俗問題、倫理の問題でもあるから、今日は述べないが、目下行ふ處の檢査の方法に就ては、個人として多少の理想を有して居るから、之より以下、其理想を少しく述べようと思ふ。檢査醫に對して、醫學的講習を促すこと。檢査醫員に對して、尙進んで醫學的養成をする必要があると思ふ。何となれば、花柳病學の發達は頗る近年のことであるから、此新知識を充分に理會せしむべく養成する必要がある。今日では決して舊來の儘で、何等の進歩的學問を窺はずに居ることは出來ぬ時節である。尙此の養成によりて、全國の檢査醫の程度を同一にすることに近きたい、即ち此の目的を達せん爲めに、少なくとも講習を創始したいと思つて居る。一體昔から醫者中で、檢査醫と、監獄醫と、檢査醫との三つを世間より劣等の者と見做されてあつたが、近頃檢査醫の方は傳染病學の進歩と細菌學的知識の發達した爲めに、頗る社會から重要視せらるゝになり、監獄醫も監獄醫務の講習を創めたためと、監獄衛生が進んだ言ひ換へれば、監獄行政

の進歩した結果、醫務所長は高等官待遇と云ふ様に、社會に重んぜらるゝに到つたが、單に檢査醫のみは、吳下の舊阿蒙で何等の進歩をも認めぬ、又社會も之を喜ばぬ有様であるから、之は是非一つ本會が主動となつて、迷夢を醒し、兼ねて新知識を興へて改良する必要があると思ふ。尙同時に其舊慣に伴ふ品性を陶冶するの必要がある。本會は此の如き希望を持つて居るから、御來會の各位に於ても、此の邊を御諒察になつて、男女諸君共同情を持つて、御入會を願ひ度いのであります。

尙序を以て二三の希望を簡單に述べて、終りとしやう、即ち其の希望は

第一 妓樓での飲食を制限すること。 之は外見を張る爲であるから、頗る不必要である。即ち登樓をする前には、必ず何方でか飲食をした後に、忽然野心を起すのであるから、何も登樓してから後、其目的以外に飲食する必要はない。此の邊は西洋と同一に、單に其目的を達する丈の場所にするのが宜しい。此の不必要なる飲食の費用は、どの位であるか、一寸解らぬが、先づ三十三年から卅七年迄の五ヶ年の平均では、一ヶ年中に登樓する遊客の數が二百六十萬三千十三人で、其消費金高の平均は三百四十九萬

千二百十圓三十六錢二厘となつておる。此の中の大部分は恐らくは飲食費其他の雜費であらう。随分多額の金額であるが、安寧の爲め、衛生の爲め、餘義なきものとするれば、尙一層の節約を希望するのは至當の事であらう。そこで之を制限すると云ふことにすれば、或は妓樓各室の構造を改良する必要も起ることであらう。

第二 行政執行法の趣旨を擴張して、尙範圍を廣め、より多くの密賣淫者を監視することの出来るやうにせねばならぬ。現時の如く、單に下等の者ばかり検査したのでは、效力少ないと思ふ。

第三 には、男女學生の監視を嚴重にすること。之れは最も必要ある未來の賢母たり、良妻たらんと欲する人、未來の柱石たるべき人々が、現時の有様は甚だ痛嘆に堪へぬ次第である。我輩は「シャツ」の袖を「リボン」で止めて居る中學生、青年學生を見、又繪葉店に於て如何はしき裸體畫を買ふ學生を見る、とき常に見て、嘔吐せんと欲するのである。彼等學生は何故に如此風體をなすか、何故に審美であるなど、稱して、美を研究すべく、裸體畫を買ふの必要がある。又女學生間に於ける戀愛小説の流行は、何故に此の

如き傾向を現はし來れるや、曰く之れ皆墮落の結果にあらざるなし。

吾等父兄たるものは、須く深く注意を加ふるにあらざれば、此の惡風遂に純良なる子弟をも化するに至るべし。頗る危しと云はねばならぬ。

第四 花柳病本態、之が危険を周知せしむる必要あり。之れは特に何等かの手段を以て、普ねく天下の人に知らしめねばならぬ。事であるが、随分田舎などでは、淋病を病まぬものは男の仲間でない、と云ふ馬鹿者もある次第であるから、或は文書を以てするなり、或は今日の如く講演をするなりして、廣く多く此の病毒の害を知らしめねばならぬ。

以上述べたのは、單に檢査の方法のみでなく、色々希望をも加へてあるが、申すまでもなく、私一箇人は、只花柳病豫防會の會員としての説で、當局としての言ひ草ではないから、どうぞ此事は、吳々誤解のない様に御聴取を願ひたいのである。(明治卅九年三月醫海時報六一三號以下)

賣淫は果して社會生存の一條件なるや否や

私は只今御紹介の榮を得ました栗本庸勝でございます。今日問題を掲げて

諸君の御面前で演説を致しますのは、私の極めて名譽とする次第であります。過日國家醫學會の講演の席上に於て、私の敬愛する松井法學士が賣淫のことに就て御話になりました。吾々達醫學に従事しております者は、極めて良き賜物を得たので参考に資したる點が澤山御座います。就きまして君は風俗と云ふ上から主として御述べになつたように考へましたので、私は醫學的、即ち衛生的の方から御話をして見たいと存じます。此所に居らるゝ諸君は各府縣の重立ちたる、凡て警察の木鐸にならるゝ各位と信じます。から御耳に入れ置きまして其内から御取捨を願ふ様になりましたならば、此一大問題たる所の賣淫が即ち「ブロスチツチオン」に就て社會によき結果を得る時代も來りはしないかと云ふ考から、松井君の驥尾に附して、此問題を掲げたる次第であります。

私は醫學上から御話しを致しますから、諸君は或は之を猥褻の嫌はあるあるまいかと云ふ御懸念がありはしないか、又今一つは私が三部長を奉職して居まりすから、或は之は三部の意見ではあるまいかと云ふ御懸念があるかも知れませぬが、此の二つは前以て御斷りして置きますが、一つは學術的

の言葉で御座います。一つは私一己人の理想でございしますから、公私混淆せられざらん様に御聴取を願ひます。

先づ此の賣淫の御話をする前に吾々が愛情、或は情慾と云ひます、或は春情といひます、或は又色慾ともいひます、即ち、其中で良い言葉を以て申しますと、先づ愛情、ローベ、若しくは戀愛と云ふ様なことを以て云ひ表はします。すると、その生理的慾は吾々は以ております、一例を申せば、その生理的慾は吾人が呱呱の聲を擧げました時に直ちに起る所の慾、即ち食慾は哺乳を表はします、之が人生の最も始の慾で、此の食慾と同じ様に吾々が一定の時期になると前に申しました慾が出て來る、此の慾の出て來る時期を春期發動期と申します、之が男に於ては凡て骨格狀況が變り、或は聲音の狀態が異りて來る、俗に云ふ聲變りであります、女は月經の潮來、即ち月役が來ると云ふ事で表はしておる、土地及氣候に依て差がありますが、先日本では平均十三四位から此の春期發動期の時期に達して來る男女とも、そうであり、まず一體此等、慾性の中で一番吾々達が一刻も生理上から論じても離すことの出來ない所の情慾と云ふものがある、つまり人情の微細を穿ちしか

も一番完全に發達したるものは此一つの戀愛の慾である。若も人間社會に此の戀愛推しひろめて凡て情愛と云ふものがなかつたならば、社會は成り立つことが出来ないが、其の根本の起りは何故にあるかと云ふと前に云ふ通り、之は一つの戀愛的の慾に外ならぬのです。夫故に戀愛生理的慾により潤飾を加へ良き馴致を致す方法を與へましたならば、極めて良き方向に向ふ、併しながら之に潤飾もなく、馴致もなく致しましたならば、夫れこそ非文明的野蠻的慾に陥入ります。即ち之を名けて獸慾と申します。夫れ故に獸慾と……戀愛……愛情とは鬘髮を容れざる所の差といはなければならぬ。

一步誤れば獸慾となり、一步を進むれば極めて尊ぶべき愛情人情と云ふものに成て来る。故に第一に之を審美的にも云ひ表はすことが出来る。例へば双が岡の兼好法師が「色好まざらん男は玉の杯の底なき心ちぞする」とか、云ふことが有ります。が、之を稍々獸慾的に御話しすれば英雄色を好む、などと云ふことにもなる。兼好法師の方は大に審美的である。其男は其優美の様に見へる。又支那では願はくは輕羅となつて細腰に著かんと云ふことが云つ

てあります。が、之などは審美的でありませう。如此ことが夫婦間に有つたならば、家庭は極めて圓滿で社會は先づ平安であらうと思ふのであります。かの裸體美人裸體畫と云ふことに就て、松井君は始終御研究と思ひますが、之れを審美に考へる人間があれば、良しいが、社會の多くの没分曉漢は審美的に解釋しないで直ちに獸慾的猥褻的に直覺するには困る。夫れであります。から、之を審美的に應用すること、應用しないこと、は、文明と非文明との別れ途で有らうかと、私共は考へております。

單に之は審美的に解釋せらるゝのみでなく、又第二には、宗教的に解釋せらるるのが澤山あります。例へば戀愛を土臺として肉食妻帯を禁じたる宗教もある。之は色慾、即ち戀愛と食慾とを標準として一番人間の困難なる節慾をプリンチープとして論じたる宗教である。又比丘比丘尼を分ちたるが如き又甚しきに至りては、今はどうか知りませぬが、日本にお添寢と云ふものがあつたそうです。之は宗教的に戀愛を獸慾的に應用したものでないかと考へる。又モルモン宗では多妻であります。即ち一人の夫は多くの妻を持つ。持たれたる妻は爲めに最も幸福であると云ふ。或る新聞に書いてある所

によると、モルモン宗の男を或る西洋女醫が治療した時にモルモン宗の宗徒が治つた、其の禮に、あなたは私の妻の一部に加へて上げませうと云つた、所が女醫が怒つて夫れを隣りの人に話した、然るに、其隣りの妻是れもモルモン宗の言ふにはあの人は悪るいが幸福になるには私の亭主の所へ御出でになつたら良かろうと云ふことを言つた、と云ふことが書いてありました、が、之れ杯も戀愛を宗教の中に入れて、それに依つて満足を生ずる、即ち圓滿なる信仰と云ふことが表はれて居る、まあ斯う云ふ様なことで、又發達したる宗教には、一夫一婦、夫は一人でなければならぬ、妻も一人でなければならぬと云ふことになつておる、兎にも角にも戀愛を宗教に加味したることは或は滅却若しくは節慾せしめやうと云ふ方法でも、或は積極的に之を應用したる宗教でも、此戀愛分子が宗教の旨趣を看過こされたことはない、と私は考へる、専門外であるから能くは解りませぬが、私共の調べた所では、さうである。

所で第三に吾々が必要を認めて居るのは戀愛を道德に認めることです、之は西洋も日本も同じく孔孟の教でも同じである、孔孟は夫唱婦隨と申します、即ち之は道德的に出來て居る、又若しも此の夫婦相和すと云ふことがなければ、從て朋友の信義もなくなつて參ります、之れは、皆其本は夫婦相和すと云ふ所から成立つて居りますから、如何なる國でも、文明の所では、夫婦相和するのが極めて必要な道德的條件であると云ふことは、一致して居るやうに思はれる、それでありませうから、審美的に之を應用したる場合もあり、又一番廣きは道德的に應用したる場合であります、此道德に應用する其極致は何處かと云ひますと、夫婦即ち男女同棲であります、夫婦は同じく住まはなければならぬ、民法にも書いてあります、即ち戀愛の慾を充すには夫婦は同棲をしなければならぬやうになる、もう一つ言葉を換へて言へば、生理的結果として、男女兩性が同棲をしなければ其目的を達することが出來ない、と云ふことは、自然的に天帝から賦與せられたる所の一の顯象であります、それでありませうから、生理的に發動したる春期發動期は吾々達が衛生上に注意せなければならぬ、之れが生理的であるから、馴致若しくは節慾の方法を取らないでも、良いかと云ふと、決してさう云ふ意味のものではない、之をして審美的若しくは、道

徳的に爲らしむるには、其方法が要る、其方法が要るのみならず、衛生的により、之を保存しなければならぬ、それに就ては、先づ春期發動期に於ける衛生概則を單純に御話して、前提と致しませう、此の時期に達すると、あなた方に兒女を澤山お持ちの方もありませうと存じますから御参考までに申しますが、子供が十三、四、五になりますと、薄著をさせて置くことが必要である、殊に京阪に於けるが如く、自分の子供を愛するが爲めに人形か或は著物だけが歩いて居るかと思はれる程厚著をさせるのは宜くない、蒲團も軽くしなければいけません、重いと其爲めに生殖器の部分を壓迫して、其爲めに春情を刺撃する故に薄著蒲團は極めて必要であります、第二には食物を少くすること、と云ふて滋養物を取るとなると云ふのではない、間食をさせるなと云ふことであります、殊に注意すべきことは寢る前に物を食はせるのは大變に悪い、それと同じく、永く起きて居れば物を食ひたくなくなりますから、早く寢かすことは必要であります、第三には運動を奨励すること、殊に私共は東北のものであります、東北に於ては子供がよく出来る、冬期中暗い所におる、それが害になる、故に運動を奨励して、野外の散歩も必要であるけれど

も、春期發動期には過勞を禁ずること、も條件であります、多く骨を折らせること、神經衰弱を來たすことになり、ます、神經衰弱を來たすと春情が盛になる、肺病患者が死期前に却つて房事過度になることがある、之は神經衰弱の結果であります、第四には勉強時間の制限をしなければならぬ、腦髓が麻痺すると夢を見る、一體人間が睡眠するのは腦が貧血するから眠れるのである、それをば勉強して疲らせすぎるのが悪いが爲めに夢を見る、其夢も雜多であります、春期發動期には所謂妄想を起すものである、第五には之は教育の方であります、つらぬ小説は嚴禁しなければならぬ、殊に一時戀愛小説の流行した時分には春期發動期のものが戀愛小説を讀むと先づ野卑になる、又義太夫清元杯の文句を聞くのはいけない、寄席が一番いけない、此所に松井さんも居りますから追々改良になつて良くなりますけれども、まだ是杯もいけない、續いて芝居です、芝居でお半長右衛門を見せるのは良くない、私は或人に聞きましたが、勸工場に往くと、社會の狀態が解る、役者の似顔を見ると年増の女は寫眞屋の前を通抜けて、一寸立戻つて買ふ若い女は人の居ない所を見て手早く買つて包んでしまふ、女が軍人や警察官の寫

眞を買ふならば笑聲起る(宜しいが役者の寫眞を丸儲なり若い女なりが買ふのは墮落と云はなければならぬ第六には禁酒禁烟であります禁烟は幼年者禁烟法で差止められておりますが之は一つの刺戟物であります酒も同じく刺戟する故に春期發動期のものに酒や煙草は許すことは止めなければなりません。

それから手淫の注意であります手淫と云ふものが寄宿舎に多い春期發動期に手淫の害は恐るべきもので此頃の外來病人の中で學生を見ますと云ふと手淫病が少くない即ち神經衰弱症と云ふのが澤山ある諸君の子弟の中に若し神經衰弱症のものがあつたらば先づ手淫と云ふことに注意しなければなりません所謂親馬鹿で私の所の倅は勉強をしますから神經衰弱でありますと云つておるが頓んだ勉強をしておりますそれで若し此の疑があつたならば腰部を冷拭させるのです全身の冷拭は冬は困難でありますが殊に手淫をする人間に冷布を絞りにて腰部を毎日摩擦させることが必要である朝が一番宜しいが寝る前でも宜しいそれから斯う云ふものは薄い蒲團著せて寝させなければならぬそれから裸にして寝るものがあ

るそれは妄想を起す恐があります禪をする者があるなら禪を外づして寝させなければなりません。

それから今お話しした飽食に注意しなければならぬ之は重に男子の方でありますが女子はどうかと申しますると大同小異であります。

矢張りそれだけの注意をしなければならぬ此頃或學校の實見者に聞いたのでありますが休憩時間に女學生が或る所に集つて密話をする何をするかと云ふと喋々男子の批評で若しもそれをやると其團體と親密になるそれ故に甲の團乙の團と云つて密談があるそうですですから遠方へ金を掛けてつまらぬ女學校の寄宿舎又は下宿などに可愛き子女を入れる人は恰も自分の子供は要らないから溝の中に入れるのと同じであると云つても宜しい位の場合があるそれで私の國から來る子女には寄宿舎に這入りま

す前充分忠告を試みますと云ふのは衛生上から實に懸念に堪へぬ爲めでありませぬ。

それから月經の注意がない月經時は下腹部が充血して機關には血が澤山ありますから微菌の榮養にも良くなるし凡ての病氣にかゝり易くなつて

居るにも拘はらず、教員の注意不足の爲めに、月經中に體操を行はせたり、或又長く腰掛に座らせて腰部を大變に疲らせる、斯う云ふやうなことは大變に害がある、是れは本邦の習慣として月經をば障りと云つて恥かしがるが、甚だ悪い、婦人の生理的として無かつたらそれこそ赤面してもよいのである、教員の不注意もあるが家庭の注意が一番大切でありませう。十數年前斯う云ふ話が御座いました、某女學校の生徒になつたものを妻に持つても子供が出来ないと云ふことがありました、之は噂でありますから實際はごうも解りませぬが、是は月經時の際に精神及身體を疲がらしたる結果、生殖器が凡て異徴を呈して、或は子宮が前屈するとか、或は後屈するとか爲めに妊娠をすることが出来ないといふ點がありはしないかと考へて居ります、今日では女子師範學校などは、其邊は注意して月經と云ふのも恥ぢないやうになつた、之れを言ふを恥するやうでは衛生が普及したのではない、故に月經時には最も注意しなければならぬのであります、それから第六には、以上御話したる攝生を守ることが出来ないといふ、男子に於ては先程申しました神經衰弱症となり、女子にありては貧血症、一種不明の貧血

症になり、續いて例のヒステリーになります、中將湯の廣告の流行するのは是が爲めではないかと思はれる、總て物が過敏になつて心配しなくともよいことを心配をしたり、或は外の生徒に對して嫉妬心を起したり、或は泣き、或はおかしくもなきに笑ふやうに過敏の症狀を表はすのは、春期發動期に於て澤山私は認めるのであります、是は皆學校並に家庭の衛生が不完全なるが爲めに起るのであります。それ故に春期發動期に際しては如何に其子女の衛生的に發達せしむるか否やと云ふ一大問題があるのであります、之は生理的に起る慾であります、が此慾は邪魔をしないやうに、自然的に發達させなければならぬのであります、から、必ず此の衛生概則は守らなければならぬと思ふのです、之をば家庭に於て健全無難に發達せしめ、學校でも健全無難に發達せしむるので、審美的に成り道德的にも進んで往くのである、それで其次に来る問題は何かと云ふと婚嫁の問題であります。本論に立入らざる前に別の事であるやうですが、之をお話し致しませぬと意味の徹ふらぬ事と思ひますから申しますが、先づ早婚は一番悪い、早婚の

弊害は恐るべき者で、其子供は脆弱であります。總領の甚六と申しますのは早婚の人が持つ小兒ですから、そうでありませう。さう云ふ人は社會で、何にか出来ませうか、父か親爺の脚を噛り、母はまだ乳臭いのの子供を抱いて哺乳させなければならぬと云ふのは殘酷であります。子弟を愛するに於て充分なる人は、決して早婚はさせてはなりません。之は衛生上のみならず、社會上から云つても人聞が無暗に澤山繁殖するのは良くないものである。それからもう一つは血族結婚であります。血族結婚を行ふのは大變悪いのであります。ですから確か四等親以内は婚姻してはいけません。云ふ民法の規定があつたと思ひますが、至極必要の事であり、若し血族結婚をすれば、啞者、聾者、痴呆、或は畸形、即ち三ッ口とか、耳の狭まつた者とか、眼の小さくなつた者とかを産みます。それからもう一つは餘り晩婚もいけません。五十五歳以上になつて若い婦人を持つのは極めて非衛生的であります。それからもう一つお話しするのは身體を檢査して比較的健全の者でなければいけない。例へば父若しくは母に酒癖があると、其子供は多くは早世をします。それから、例の微毒は必ず、其子供は微毒であるか、極めて脆弱な者が出来、それから

瘰癧のある男女、殊に婦人は瘰癧にかゝつておる者は美人に見へる。之等は危険であります。それから癩病はいけない。肺結核もそうである。某人があれば結核に罹つておるから、早く婚姻させたいと言つたものがあります。之は亡國的であります。それから畸形の者と結婚してはいけません。若し女が跛であると、其者の骨盤は必ず狭い。其結果出産の時には腹壁を切つて子供を出さなければ母體が危くなることがある。柳腰でも大道白でも畸形はいけない。要するに結婚の條件は貧富とか、美醜とかに就て論ずる人があります。が、何故に衛生的條件を茲に持出さないかを怪むのである。醫者は病氣を治療するものだ。と云ふ人があるけれども、醫者は病氣を治療するのみならず、宜しく疾病を豫防しなければならぬものである。西洋では、財産家であると、健康診断を毎月一回受ける。確か日本で某華族が嚙矢と申しますが、某醫學博士は健康顧問として、毎月一回健康診断をせられると云ふ。即ち結婚は人生の一大事件であります。ですから衛生を第一にして、それから、財産の事、地位のことに及ぼしてはどうかと思つて、私は常に、我田引水論めい

た事を言つておりますが、つまり嫁入衛生の事も金が一萬圓も前にぶら下がれば直に貶なされて仕舞ふとは甚だ殘念の次第であります。そこで早婚も、血族結婚も、晩婚もいけない、又虚弱者が婚姻するのもいけないのでありますから、之丈の條件を以て婚禮する事になりましたならば、吾々の戀愛の慾は正當に文明的に充たす事が出来るのであります。それでありまして、之を名けて、正當の婚嫁、即ち正當に慾性を充たすべき社會の安寧秩序の下に在る所の生理的現象だと考へて居りますが、儲正當に生理的慾性を充たすことは社會一般に行はるゝや否や、之は一の問題である。若し吾々人類が春期發動期に於ても注意し、又女學校でも注意し、家庭に於ても注意し、又社會の制裁もあり、又社會經濟が許しましたならば、生理的戀愛には、順序的即ち正當に應用すると云ふこと計りで別に心配する必要はなき筈なれども、どうしても、此事は、そう旨く行はれない、それ故に社會が進むに従て、正當に情慾を洩らす所の賣淫と云ふものが、盛に行はれる様になる。故に或人が云ふには、賣淫は社會の文明史であると言つております。社會が文明に趨き複雑になると賣淫も複雑なる状態に於て發達して居る。

此間松井法學士が云はれた如く、或る所で、ハンブルグでしたか所は忘れませんが、其所の警察官に、貴方の國には賣淫があるかと言つて問はれた所が、私の所には賣淫はないと答へられたそうであります。ところが、街路には實際充滿して居つたそうです。即ち表面に於て之を打消すことだけならば、極めて容易である。西洋人の方は表面が餘程づるい、併しながら、其實地に於ては例へば、巴里では私の聞く所によれば、裸體女を見せる所がある。或は如何はしき所を觀覽料を取つて見せる所があると云ふことである。併しながら、表面には少しも表はれて居ない。

今日本の如きは表面に表はれて某國の王族が遊廓に歩を枉げられて戯むられたとか云ふ評判があります。寧ろ、日本は露骨である。或は馬鹿正直かも知れない。西洋ではそうでなく、文明の進むに従つて露骨ではない。そして、もしも審美的の者のみなければ、いが中々、そうは行きませぬ。甚しきに至つては遂に祕密の上衣も追々剥げる有様である。其趨向の今日の世の中に賣淫もなく、單に赤裸となつて獸慾横行に任かせたならば、どうしようか、第一には鶏姦が頻りに流行をするでもありません。又強姦も、社會には頻り

に盛んになるでありませうし、又私通の罪惡も出來ませう、姦通もございませう、手淫、墮胎、棄兒、殺兒、此等の惡徳總ての犯罪行爲と云ふものが今の數十百倍に増加するものである、即ち若しも、賣淫がなかりせば、此事實は現然たるものと思ふ、思ふのみならず過去の事實に於ては充分之を證明して居る、歴史は已に充分之を證明して居る、曾て松井君の言はれた如く、昔は賣淫を非常に嚴刑に處した時代もあつたさうです、何とか云ふ女帝は、若し賣淫が捉まると鼻を剝いたやうな嚴刑に處したと云ふことがあります、賣淫を抑へようとして、政治家が苦心經營、色々やつたけれども、實際は之に反して、どうしても抑へることは出來なかつた。

故に現代、今日の社會の狀態としては、賣淫は惡業には相違ない、善業と認め、ることは出來ないが、生理的の發動として止むを得ざる所のものであるから、惡業として、之を寛假する必要はありはしないか、若しも生理的の惡業として寛恕しない時には、今話した他の犯罪行爲が多くなりますから、一方に抑へても、一方に揚がりますから、つまり結果はせろになりはしないか、生理的を抑へると云ふとは、土臺人間の柄にないことでありますから、人工的に

歴しても絶滅することは出來ない、故に之に對する方法は、絶滅か、放任か、或は之を制限するか、三つあると云ふとは、松井君より承りましたが、放任は危険でありますから、或程度に於て、制限することは必要であります、けれども之を絶滅すると云ふことは、到底不可能にて、夢の話と一般であります、寧ろ生理學的に人體を別に組織しなければ、之は出來得るものではない、どうしても歴史が之を立派に證明しております、そこで此歴史に因して極めて簡単に賣淫の歴史を御耳に入れて見ませう、隨分、之は古代からあつたことで、人間が生れると、一種の慾が出る、食慾がある、又或時期に成れば、戀愛の慾が起る、人間の歴史と共に餘程古代からあるのであります、今ダヌワイブと云ふ本に在つたことを意譯して申し上げます、獨逸の古い森林時代にフリーと云つて、淫を他人に與へる女と云ふ者がありました、開化は獨逸の森林から出たと云ふておりますが、賣淫も森林から出たのであります、それで昔は接待的賣淫と云ふのがあります、今もあるか知りませぬが、之は昔です、それはどうかと云ふに日本にも昔ありました、自家の子女若しくは妻女又は下婢をば珍客に出すの禮です、つまり自分の妻女若しくは下婢をして賣淫

させるのであります。之を名けて接待的賣淫と申します。之が今でもあるのはヒマラヤの西、カムチャッカ、エスキモーに在ります。接待に應じたい方は其所迄御出になるも宜しからん(笑聲起る)。

第二は神聖的又は宗教的賣淫と云ふのがあります。之は、或祭日になると坊さんか若くは坊さんの關係者にお参りした婦女が淫を許すのであります。昔バビロンでは愛の神に對して供物として婦人と産まれたる者は一遍其所の僧侶に淫を與へなければならぬ。斯う云ふ規則である。つまり、日本でお添寢と云ふことは、或は此の接待的賣淫であつたかも知れない。今は印度に残つております。第三には祭禮的賣淫と云ふのがあります。之は神聖的、或は宗教的のものから、胚胎したのか知りませぬが、前のは坊さん丈けに許しましたが、之は祭禮になると凡ての婦女は誰にても許して居る、即ち名けて戀愛的祭禮と云つております。日本でも鎮守のお祭には極めて猥褻の行爲があります。盆踊の如きもそうであります。埃及、濠洲、南米の一部に今残つて居ります。第四には情婦的賣淫、或は共同婚と私は譯しました。婢妾を蓄ふることは此中であり、之に附加へて、私姦も一種の賣淫である。正當の婚姻を

しないで私姦するのは、一の賣淫であります。残念ながら此の共同婚は日本に澤山あります。警八風をひどく吹かせれば、此種の賣淫も取締らなければならぬことになる。之が第四であります。それから第五は吾々が相當に取締らなければならぬし、又他の犯罪行爲に代はる爲めに之を寛假し存置しなければならぬ賣淫である。それは所謂營業的賣淫であります。營業的の賣淫を分つて之を本業にする者、女郎杯は本業にするものである。或は副業にするもの、巻煙草を賣りて、賣淫をする、之れは副業であります。藝者が待合で淫を賣るのも副業であります。或は又一時的のものもある。夫が病氣で困つておるから、柳蔭影暗き所で淫を賣る者杯は一時的のものである。此の營業的賣淫は古くから在りて、古代の歴史にも埃及、印度、布哇、希臘、ローマ等にも澤山ありましたが、殊に東洋に於て發達したのは支那續いて發達したと西洋人が認めたのは日本であります。そんなものが發達したものです。扱て此の五の分類は學問上の分類でありますから、之が果して社會に其通り行はれ得るや否やは別であります。賣淫が上下共に廣く瀰蔓して居ることは事實であります。殊に第五の營業的賣淫に向つては、極力法律、若くは、其他の手

段を以てやる事が必要だが、他の以上四つのものに向つては、如何に之をやるか云ふことは、一つの問題でありますけれども、各緩急の輕重もありますから、吾々は一つより四までは昔の歴史談の部類に屬するものもあるとして、それ等は非常に弊害はないものとして差措いても宜しいが、吾々共がどうしても研究しなければならぬのは、營業的賣淫であります。若し此の營業的賣淫にして注意を缺いたならば、社會の徳義を破るのみならず、私の問題たる所の吾人々類の健康を害すると云ふことは、實に非常のものである。即ち、若しも、吾人の健康を傷害することが盛んであつたならば、吾人の元氣が消耗する、元氣即ち國家の元氣の大關係が生ずる、其證據は後にお話致しますけれども、どうしても、之は默過する譯には往きませぬから、醫者の立場として私の望みまするは、是非共衛生的に制限は取らなければならぬ。即ち、根絶法は逆も出來ず、松井法學士も根絶法は出來まいと云はれましたが、私も同感であります。故に私は健康と云ふものを一の標準として衛生的制限法を行ひたいと考へて居ります。もう一つ言葉を換へて言ひますれば、賣淫は歴史上から云つても、決して止めることは出來ない、逆も免るべからざ

る問題に向つて根絶法だのと云ふやうなことは、絶對的に出來ない、又續いて放任法も出來ないから、吾々の人體の生理的作用を寛假して、或程度迄は之を許す、從て其者がいつでも衛生的健康状態に於て存在し、且つ簡人の健康を害せず、尙ほ一國の元氣を消磨せざる程度に於て行はるることは已むを得ない、否、寧ろ必要條件である、然し其弊害のある所も充分悉知した上でなければならぬ、故に賣淫は社會の一條件である、之がなければ人間は完全に社會をなさない、否、社會が成立つたならば、此の賣淫は常に伴つて來るものである、そこで、之は存在するものと見て、さて、どうすれば存在に隨伴する衛生的弊害を薄らげる事が出来るかと云ふと、先づお耳に入れなければならぬのは、其弊害の状態如何であります、即ち衛生的の状態をば私は之から述べようと思ふ。

數年前に各國の比例を取りました所が、日本の兵は千人に付二十人、花柳病患者がありました、獨逸と、奧太利と、英國は、千人に付き三十人であり、露國、佛國、伊國は、其又二倍乃至三倍であります、日本の方が割合多くない、斯ふ比較して見ると、大變日本は宜しいやうであります、日本兵の方は統計が

不完全でありました時分のことでもありますから、之れを以て論ずることは出来ませぬ、今統計年鑑に據つて調べて見ますと、陸軍現役兵は三十二年に於ては、患者總数が十六萬六百四十九人、其中花柳病即ち淋病、軟性下疳、梅毒等を合はせると六千六十五人あります、之を百分比例にすると、三・七七%であります、三十三年には、花柳病患者が三・三九%であります、それから三十四年は、二・九八%であります、患者百人の中で、之丈けあるのであります、續いて徴兵の丙種檢丁に就て調べた所が

三十二年

四・二五%

三十三年

三・八七%

三十四年

三・三二%

であります。

陸軍の現役兵に於て、斯の如き花柳病患者があるのは喜ぶべき現象ではありませぬ、一つの城を取らうと云ふ場合に、横根を出して追駈ける譯に往かない、麻病に罹つて居つて、まあ排尿してから、鐵砲を打つと云ふやうなことではない、故に是非共花柳病患者は少なくしなければならぬ、併し賣淫

を衛生的に取締ることは、獨り花柳病計りではない、まだ、恐るべき病がある。

それは後として、扱、其次に、今度は東京の事柄に就てお話をすると、東京の公賣淫即ち娼妓志願者……立派なる志願者であります……それをば調べて見ますと、東京には遊廓が九ヶ所ありますが、三十五年の調べが非常なものである、女郎の候補者中、三・三・九五%は、有毒者であります、娼妓の候補者は、百人の中で、三十三人は、已に成らぬ前から花柳病を持つておる、そして、其志願者は、落第すると、外の學校に轉じなければならぬ、何所の學校かと云ふに、密賣と云ふ學校に轉じなければならぬ、或はとくに轉しなければならぬ、或はとくに轉しなければならぬ、或はとくに轉じ居つたものもあるならぬ、即ち三十五年に吉原邊から落第者が、世の中に散布したことは、餘程注意しなければならぬ、それから東京の密賣淫は、二十八年では一萬〇六百四十九人、又二十九年に於ては九千七百九十四人が捉らへられた所、三十四年に於ては、すつと減じて二百八十八人である、若も此の統計丈けを見て喜ぶと大間違であります、之は人種問題とか云ふことで、其反動現象と認められる、決して密賣淫其物が少な

くなつたのではない、今其の有毒の程度を調ふるに、三十四年は密賣淫の有
毒者一七・〇%、即ち百人の中十七人の花柳病がある、それから三十五年は百
人中一五・三%有毒者であつた、随分多い、所で密賣淫の種を能く御承知なさ
らぬといけない、微毒には、一期二期三期とある、三期は先づ傳染はしない、然
るに三期に成つた者が、何回も取上げらるるから、割合に有毒者が少い様で
あるが、初めの者を持ちて來ても傷がなければ、入院させない、それから、診斷
充分でない、見落すこともある、それで之等密賣淫に比して、娼妓の有毒數
はどうかと云ふと、三十四年の娼妓の數は九ヶ所で五千五十八人、又三十五
年は四千八百四十九人ありまして、三十一年より餘程減りました、三十一年
は六千三百九十人ありましたが、自由廢業などの落第生があつた爲めに、自
然と少くなつたらしい、而して其の檢微の結果は、有毒者は二・八%でありま
す、即三十五人に一人、有毒者がある割合であります、不名譽の戰爭は負傷し
たるものであります、所で負傷兵の多くは密賣淫の方で、娼妓よりは七八倍
の毒を密賣淫は持つておるのであります。

日本の檢微は、西洋から云へば、餘程不完全であるにも拘はらず、檢微したる

娼妓は二・八%の數を得るのであるが、密賣淫者一五・〇三、即ち七人に就き一
人あると云ふ現象になつたらば、衛生と云ふ眼から見て申しましたならば、
之は、どうしても何とか始末をしなければ、國民の健康に對して、寒心する價
値が有らうと、私は考へる、ピストルと云ふ人の言には、私娼即ち密賣淫は公
娼に比すれば二十倍の麻疾があると云ふことを言つております、そこで統
計はまた二十倍にはならないけれども、事實は二十倍かも知れませぬ、ピス
トルは決して吾人を欺かないのであります、又或學者は百萬以上の都府は
少くとも三千人以上の公娼を要すると云つて居りますが、日本は夫より以
上でありますから、衛生上では良いかも知れない、所で公娼は斯くても私娼
は十倍乃至三十倍するものである、故に東京の如き百萬以上の都では三萬
以上の地獄がなければならぬ譯合である、然るに此の地獄の拘引されたもの
は僅々四百六十三人であり、三四萬あるべき地獄が拘引されたもの
は四百六十三人であると云ふと、未だ何萬と云ふ地獄が其の邊に徘徊して
居ると云ふことは、皆さん疾に御承知のこと、考へますが、如何に之を取締
るか、と云ふことは、慎重なる考慮を要します、私は唯事實として御話するの

であります。が内務省の先輩の御方も御出席ですから御承知でありませう。明治三十四年貸座敷遊客の人員が府縣北海道合計四百九十九萬五千四百五十五人、内東京府だけで二百五十萬八千七百七十八人でありませう。又三十四年末の娼妓は同四萬〇三百五十五人、藝者三萬二千二百七十九人、料理店雇女三萬四千四百三十六人、飲食店雇女二萬五千八百二十九人と云ふ具合に澤山あります。此の澤山の雇女連のあるにも拘はらず拘引せられたる者が少なかつたのは事實喜ぶべき衛生風俗の結果でありませうか、之れこそ餘程の問題であらうと考へます。私が大阪に在職しておりましたとき左の記事が某新聞に記載されました。

本年三十四年ヲ指ス一月以來八月ニ至ル八ヶ月間當府下ニ於テ密賣淫ノ處分ヲ受ケシモノ、四百九十六人ニシテ、夫レノ刑ニ處セラレタリ、而カモ彼等ハ雨後ノ草モ管ナラズ、日ハ一日ヨリ、月ハ一月ヨリ増加シ、其勢力行政執行法ノ厲行モ、健康診斷ノ實施モ殆ンド風俗ノ紊亂ト、病毒ノ傳播トヲ防止スル能ハザラントス。

中略

墮落前ノ職業別ハ

工場ノ職工	百五十九人	藝妓	一人
仲居又ハ酌婦	十四人	遊藝人	一人
料理店待合、茶屋ノ雇女	十二人	娼妓	十三人
雜	二百九十六人		

又家族ノ關係ハ

父母アルモノ	二百三十二人	兄弟姉妹アルモノ	百八十四人
本夫アルモノ	十五人	情夫及同居セル者	三十七人
生子アル者	三十六人	孤獨ノ者	百十八人
又賣淫ヲナス原因ハ			

本人素行修ラザル結果 三百十八人 一家ノ困難ヲ救済スル爲 七十二人

一家不和 八人 情夫ノ爲メ又ハ他人ノ 三十三人

右ハ事實なるが、皆多くは一年以上五年内外之に従事してありしものなり、而して其疾病者は百〇二人にして即四分の一彼等の爲に毒疾を受くる者日夜幾百人あるを思へば實に寒心に堪へざるなり

斯かる具合に有毒が多いと云ふことは事實である、又一方には公娼が稍々
輕毒の状態であると云ふことも事實である。

今文明と稱する倫敦ではガワ―氏の調査によれば、二十五歳の男子を呼んで來ると八人毎に一人の微毒患者があると云ふ、倫敦には娼妓、即ち公娼がない、今試みに各國の例を單開に御話しますると、米國は公娼がない代りに警察の監督があつて無病と掲げてあるから、畜犬税取締の如く鑑札があるから直に明了すると云ふ、英國では私の所は、斯かる不潔なるものはないと云ふが、微毒の産物は澤山ある、伯林にもある、獨逸には、歩行區域が定つて居ります、維納にも女郎がある、土耳其には賣女がないそうですが、澳太利には矢張あるそうです、佛國は極めて嚴重な様子です、嚴重に檢徹しておるそうです。

斯る有様ですから、平均して、公娼存置の必要は認めておる、從て健康診斷即ち、檢徹は必要である、そこで、舊慣風俗に省み、又經濟に基き、又其方法を衛生的にするには如何すれば良いかと云ふには、先づ第一に公娼は獎勵までもする必要もあるまい、必要の時は設置は許さねばならぬ、日本には幸ひに何

所でも遊廓の制度がありますから宜いが、和歌山縣、群馬縣にはない、爲めに事實花柳病が多い、大阪で女郎となるものは、和歌山地方より來る者が多い、和歌山種には又花柳病が多い、故に公娼は寧ろ設置して、而して相當の束縛をなすがよろしい。

第二回の萬國花柳病會議（一九〇二年ブリュッセル）決議の第一項に現行の取締法は效力少なし、宜しく一般の法律を以て賣淫を取締るべしとある、大に參考とすべきである、第二の法としては、彼等は不正當の稼業であること云ふ譯か、隨分税を取られる、それで其金を多く、彼等疾病豫防に掛けるならば、宜しいが、其金は外に掛けると云ふことになる、衛生上宜しくないと云ふ、若し外の事に使用する位なら、吾々は寧ろ減税して、其代り制限を加へたいと考へておる、併しながら減税は兎も角、彼等は極めて可哀相なる憫むべきものであると云ふことを明かにしたい。

萬國會議の第四項の決議には、

「賣淫者は犯者とするよりも、恰も傳染病者の如く取扱ふべし」とあります、活人形とは之等のことを云ふのでありませう、此點から申しましたも、彼等

公私兩娼ともに施療を受けべき性質のものなるのみならず、取締上是非共公費を以て治療するのが豫防上缺くべからざる要點であります。大阪は現に府立難波病院で府費で治療しております。又他の縣にも多く其例があります。が、東京はまだ其の運びに至りません。

私共は醫學上より打算しても、官で遣つて完全なる施療をして遣り、只押へ付ける所のみが能事ではないと考へております。敢て例のひいきをする譯でもありません。が、私は夙に斯る意見であります。萬國會議にも、花柳病に罹るときは、何人と雖、病院に入り無代價にて治療を受くべし云々とあり、之れは賣淫者のみでなく、汎く均霑を必要と認めたる譯であります。

次に地域を區劃し、且つ家屋を制限したい。吾々が衛生的に最も希望するのは、妓樓内で鯨飲馬食否な飲食を客にさせないようになしたい。泥酔して房事を行ふは非衛生であり、且つ費用の掛かる事である。妓樓は實際慾を充たさんとする爲め、已むを得ず看過して居るのであるから、飲食は勿論殊に歌舞の類は別室か別樓でするのは衛生的必要の策であるまいかと思ふ。次に授産場を設置することが必要である。放免するのも必要であるが、衛生上より

言ふと娼妓の結果を附けるは必要である。

次に健康診断を厲行しなければならぬ。前會議でも、檢査治療は必ず官醫を以てしなければならぬと云つております。官醫は學術經驗ある、常識ある、即ち其の他の誘惑に應ずることのない醫者を用ひなければならぬと云ふことになつておる。之は東京府其他の所でもやつて居りますが、一體檢査醫の待遇が悪い。監獄醫は以前は待遇が悪かつたが、今は高等官になれる。又檢査醫も高等官になれます。が、此の檢査醫だけは極めて冷遇されております。總て學術及び其他の事は、人後に墜ちはしないかと云ふ杞憂を持つております。すから、檢査の勵行と共に、之は適當なるものを置かなければならぬと考へております。即ち花柳病學の素養經驗あるもの、細菌學の知識ある者等を多く集めねばならぬと信じます。

扱て檢査と云ふことは普通の言葉になつております。が、娼妓に對しては獨り、微毒を檢するのみならず、凡ての花柳病をも見ねばならぬ。且其他健康診断の病類は第一肺結核、東京は死者の四分の一又は五分の一は肺結核であります。此れ程恐るべき者はない。益からでも、煙管からでも、或は箸、ハンケチ

手拭、そう云ふ物から傳染するのである。それから癩病之は極めて日本に多い。西洋では癩病と云ふとを非常に恐れますが、日本人は割合に驚かない。三十三年は三萬三百五十九人癩病患者がありました。東京だけでも二百六十九人あります。本郷臺に往くと龍岡町邊に外來が澤山あるそうです。斯ふ云ふ癩病が娼妓にあるか、ないかを能く注意しなければならぬ。其次は微毒です。彼の海岸微毒と云ふのがありまして、下の關の微毒は海岸微毒であり、また之は普通の微毒よりも重い故に品川の微毒の方が吉原の微毒より重い状況があるそうです。微毒も危険であります。これは山根君の所謂亡國論でも人も知つておりませう。それから痲病、土肥君が痲病家庭破滅論を唱へられた。それから下疳、トラホーム、慢性の皮膚病等は能く注意しなければなりません。其次に客の數を制限すると、廻し牀を制限しなければならぬ。是は餘程衛生に利益があります。それから客室のことです。私共が吉原で見ると、皆障子であります。妮々喃々隣室の音がよく解る。故に今度建築するときには西洋的にして、其中に便所と消毒薬を置いて錠を掛けて、他の人が侵入しないやうにして、そこで消毒の出来るやうにすれば良いと思ふ。是非妓樓に消毒

薬をば備へて置きたい。多少衛生の思想のある者でも、或は酒の爲に往くことがある。誤つて悪事を遂行しても、消毒するにも何にもないと云ふのでは困るから、消毒薬を置く必要があります。それから浴室と洗面所を改良する。とで、必ず客が歸るときは浴室に入れる。そうしないと歸さないと云ふ位にしたい。又洗面所から肺病が傳染するから、之を改良しなければならぬ。それから寢衣、夜具から肺病が傳染する。夜具の天鵝絨の中に結核微菌が這入つたならば、決して容易に取れませぬ。故に必ず白色の物にして、客の代はる毎に取換へさせなければならぬ。之は移して以て旅人宿にも應用されるのである。それから、今一つは私娼に對しては、今の規則がございますから、相當の規則を御勵行になるは至極宜しいでせう。或は二枚鑑札が宜しいと云ふ人もある様です。どうも中には娼窠たる假性淑女的の藝妓、酌婦もありませう。が多くは、二枚鑑札の事實を包んでおる者が澤山あります。或は登録とか或は鑑札だけを警察署で與へるとか、何とか此の假性先生の待遇をしたいと思ふ。それから私の理想として居りますのは、曾て私が大阪に在職中に博覽會の開設がありました。彼の地は中々の花柳の都である。大阪の博覽會に來

て歸り掛けに微毒淋病のお土産を持つてお歸りなさるといけないから藝妓酌婦即ち仲居の身體の検査をしたいと思つた。しかし身體検査は決して陰部を見る必要はないのである。

相當の學術のある者が見れば知ることが出来るから、時の警部長に謀つてまあ、やろうか、やるまいか位のことでありましたが、其後東京に私は轉任して参りました。乍併之れが果して行はれるが、行はれないかは法律學者並に其他先輩諸君の御考へもありませうが、私は衛生上から觀察して其の必要を考へております。

肺病、癩病、微毒……微毒は尙治療は出来ませんが、治療の金がない其他の副産物が此の賣淫にあると云ふことを認めております。

賣淫と云へば直ちに花柳病と云ひますが、私は賣淫は花柳病+肺病其他と云ふことを排念して居ります。

要するに賣淫は社會の生存條件として必ずなければならぬものである、之を隠さうと云ふのは所謂はいからで一にも西洋二にも西洋と云ふことではありませんが、却て西洋人には日本人の公娼は良いと云ふて参考の爲めに吉

原に來る者もあると云ふ位でありますから、どうか之は社會存在の必要なものとして御研究ありたい、其他愚案も少しは御座いますけれども餘り時間を費しましたから、そは此の次に申上ぐることにします。要するに彼の存娼廢娼可否の陳腐論は過去の夢でありまして、今世紀は中々そんな悠長な場合でない。

萬國會議では、社會問題として、大なる議制局を置かねばならぬと云ふ人もある位であります、又研究すれば、する程困難でもあり且つ當今の取締では不充分故、寧ろ放任して覺醒せしむるが宜しいと云ふ突飛論までも出たさうです。

賣淫と云ふ文字が醜陋だから君子は庖厨を遠くくの類で、口にしたくないと云はるゝかも知れぬが、便所が臭いからと云ふて、よす譯には参りませぬ様なもので、此の賣淫は社會生存の一條件でありますから、寧ろ臭氣止をする工風が肝要で、便所それ自身を廢すると云ふ筆法のものではありません、然し無論非露骨的でなくてはなりません、不日日本花柳病豫防會なるものが出来ますから、賛成の上此の賣淫なる事に就て御助力の研究を仰ぎ度い

と存じます。

以上述べましたことは自分一己の理想でありまして、決して職務の上から述べた議でございませぬから、公私御區別を願ひます、又事が甚だ卑褻に亘りましたが私共は醫者でありますから、解剖生理の事は何とも思ひませぬ、異様に御感じの方もございませうが、誠に紳士の面前で失禮を申しました、此段幾重にも御断りを致します。

(明治卅七年三月大日本私立衛生會雜誌二五〇號)

賣春ノ害毒及其豫防終

明治四十四年六月七日印刷

明治四十四年六月十日發行

賣春ノ害毒及其豫防奥附

正價金五拾錢

不許複製



著者 栗本庸勝
編者 小立鉦四郎
發行者 中村政雄
印刷者 報文社

栗本庸勝
小立鉦四郎
中村政雄
報文社

發行所

東京市本郷區湯島切通坂町八番地(電話下谷一三三〇)
(振替貯金口座東京一四九)
京都市下京區三條通寺町東入ル(電話五五四六二)
(振替貯金口座大阪一五〇五)

南江堂書店
南江堂京都出張所

— 肆 書 賣 販 —

全	龍岡町	丸善書店	全	心齋橋筋博勢町	松村九兵衛
全	龍岡町	朝香屋書店	全	中ノ島玉江町	丸善支店
全	春木町三丁目	半田屋書店	全	京都市三條通	角屋書店
全	龍岡町	吐鳳堂書店	全	寺町通二條南	丸善支店
全	龍岡町	南江堂支店	全	河原町通り	若林茂一郎
全	元富士町	朝陽堂書店	全	名古屋市本町三丁目	大黒屋書店
全	元富士町	南山堂書店	全	岡山市上ノ町	丸善書店
全	元富士町	明文館書店	全	中ノ町	渡邊宗二郎
全	湯島切通坂町	文光堂書店	全	仙臺市大町五丁目	三宅力松
全	湯島切通坂町	金原書店	全	新傳馬町	藤崎書店
全	元富士町	宮澤書店	全	熊本市新二丁目	金英堂書店
全	龍岡町	豊文堂書店	全	福岡市博多中島町	長崎次郎
全	龍岡町	富倉書店	全	金澤市片町	積善館支店
全	龍岡町	根津書店	全	長崎市引地町	宇都宮書店
					安中集榮堂

◎ 近世醫學叢書 ◎

晩近醫學の進歩は、猶ほ大河の決するが如く、其の研究の途に當るもの、透徹せずんば止まず。大小の業績、世に公にせらるゝもの恒河の砂よりも繁し。済民の業に従事し、日進の醫學に遅くれざらんと欲すれば、此れ等研究の跡を踪づね、收めて自家藥籠のものとなさるべからず。然りと雖も、實際醫家にして東奔西走、患者の苦惱を救ふに腐心する者、焉ぞ尤大の文獻を擁し、靜思綜合判斷の暇あらんや。而も多忙の故を以て、駸々たる醫學と没交渉に終らんか社會に於ける當該刀圭家の生命知るべきのみ。是に於て實地家をして僅少の時間を以て、現時醫學の狀態を通曉せしむるの書の刊行必要なるを見る。我が近世醫學叢書の生れたる、此の缺陷を充し其の需用に應せんが爲めなり。弊堂乃ち少壯氣鋭の學者に囑し、各々其の専門の學科に就いて東西の載籍を涉獵し、或は自己の經驗を集録し、聊か現今醫學の趨勢を窺ふを得せしめんとを乞ふ。其の逐次刊行する諸編廣く醫家全般に涉りて其新説、新療法を網羅紹介せん。實地醫家これによりて智識を増進し、加ふるに多年の經驗を以てすれば、虎に翼を添へたるが如く、其の診斷に其の療法に、毫も頭を傾け苦心の要を見ざるべし。幸に江湖の深厚なる同情により、短時日内に既に第四十二編迄を發行し、次編相踵て亦刊行せられんとす、希くは層一層の同情を賜はり、永遠に本叢書を刊行するを得ば、豈啻に弊店の喜のみに候はんや。

編一第 編二第 編三第 編四第 編五第

醫學士宮田權之丞編 (增補第二版)

子宮內膜炎及其療法

鈴木胃腸病院
院長醫學士野田太市編

盲腸炎及其療法

醫學士里見三男編

肛門病及其療法

醫學士宮田權之丞編

不妊症及其療法

東京帝國大學醫科大學
學耳鼻咽喉科助手醫學士細谷雄太編

喉頭結核及其療法

編六第 編七第 編八第 編九第 編十第

木村病院長ドクトル木村順吉編

產褥熱及其療法

ドクトル久保田詢編

輓近眼科治療法

ドクトル久保田詢編

內科學的眼病診斷

京都帝國大學
醫學士笠原道夫編

小兒結核症及其療法

東京帝國大學
醫學博士田中友治著

尿病纂錄

正價 金七拾錢
郵稅 金六錢

正價 金八拾錢
郵稅 金六錢

正價 金四拾錢
郵稅 金四錢

正價 金五拾錢
郵稅 金四錢

正價 金八拾錢
郵稅 金六錢

正價 金四拾錢
郵稅 金四錢

正價 金八拾錢
郵稅 金六錢

正價 金八拾錢
郵稅 金六錢

正價 金八拾錢
郵稅 金六錢

正價 金八拾錢
郵稅 金六錢

東京帝國大學院
外科學專攻醫學士福島尙純編

下顎關節炎及牙關緊急

醫學士宮田權之丞編

子宮出血及其療法

醫學士大久保直穆編

急性發疹症及其療法

東京帝國大學院
外科學專攻醫學士丹羽元亮編

癩疽及其療法

堤友久編

眼ノ外傷及其療法

編一十第 編二十第 編三十第 編四十第 編五十第

正價 金四拾錢
郵稅 金四錢

正價 金五拾錢
郵稅 金四錢

正價 金八拾錢
郵稅 金六錢

正價 金四拾錢
郵稅 金四錢

正價 金五拾錢
郵稅 金四錢

編六十第

醫學士竹中成憲著

肋膜炎及其療法

東京帝國大學醫科大學
婦人科教室醫學士渡邊英吉造編

妊娠時ノ合併症及其療法

編七十第

東京帝國大學醫科大學
耳鼻咽喉科教室醫學士赤松純一編

副鼻腔蓄膿症及其療法

編八十第

東京帝國大學
醫科大學教授醫學博士林春雄著

藥物學纂錄

編十二第

正價 金八拾錢
郵稅 金六錢

正價 金五拾錢
郵稅 金四錢

正價 金八拾錢
郵稅 金六錢

正價 金五拾錢
郵稅 金四錢

編一廿第

京都醫科大學
醫學士笠原道夫編

小兒貧血症及其療法

正價 金七拾錢
郵稅 金六錢

編二廿第

醫學博士阿久津三郎著

泌尿器病纂錄

正價 金八拾錢
郵稅 金六錢

編三廿第

東京帝國大學醫科大學
耳鼻喉科助手醫學士細谷雄太編

危險性耳病及其療法

正價 金五拾錢
郵稅 金四錢

編四廿第

東京帝國大學
醫科大學教授醫學博士木下正中著

產科婦人科纂錄

正價 金九拾錢
郵稅 金八錢

編五廿第

醫學士森 文男編

腦出血及其療法

正價 金七拾錢
郵稅 金六錢

編六廿第

醫學士長谷川與一郎編

癩麻質斯及其療法

正價 金五拾錢
郵稅 金六錢

編七廿第

ドクトル 田村六三郎著

下疳及橫痃

正價 金七拾錢
郵稅 金六錢

編八廿第

醫學士安藤重次郎編

汎發性腎臟炎

正價 金八拾錢
郵稅 金六錢

編九廿第

圓形禿髮症及其療法

京都帝國大學
醫科大學教授 醫學博士 松浦有志太郎著

正價 金五拾錢
郵稅 金六錢

編十三第

小兒科纂錄

東京帝國大學
醫科大學教授 醫學博士 三輪信太郎著

正價 金八拾錢
郵稅 金六錢

醫學博士 橫手千代之助著

編一卅第

衛生學纂錄

醫學士 石川貞吉著

正價 金五拾錢
郵稅 金六錢

編二卅第

精神療法學

正價 金八拾錢
郵稅 金六錢

編三卅第

續尿病纂錄

東京帝國大學
醫科大學助教授 醫學博士 田中友治著

正價 金九拾錢
郵稅 金八錢

編四卅第

腺病質及其療法

京都帝國大學
醫科大學講師 醫學士 笠原道夫編

正價 金八拾錢
郵稅 金六錢

編五卅第

內科學纂錄

醫學博士 岡田榮吉著

正價 金八拾錢
郵稅 金六錢

編六卅第

外科學纂錄

千葉醫學專門學校
教授 醫學博士 三輪德寬著

正價 金五拾錢
郵稅 金六錢

編七世第 編八世第 編九世第 編十四第 編二十四第

醫學士永野重業編

脊椎結核及其療法

醫學士加藤耕藏編

頭痛診斷及其療法

京都帝國大學醫學士笠原道夫編

小兒痙攣症及其療法

東京帝國大學醫學博士土肥慶藏著

皮膚病黴毒學纂錄

池田昌克編

耳病ノ療法

正價 金六拾錢

郵稅 金六錢

正價 金五拾錢

郵稅 金六錢

正價 金八拾錢

郵稅 金六錢

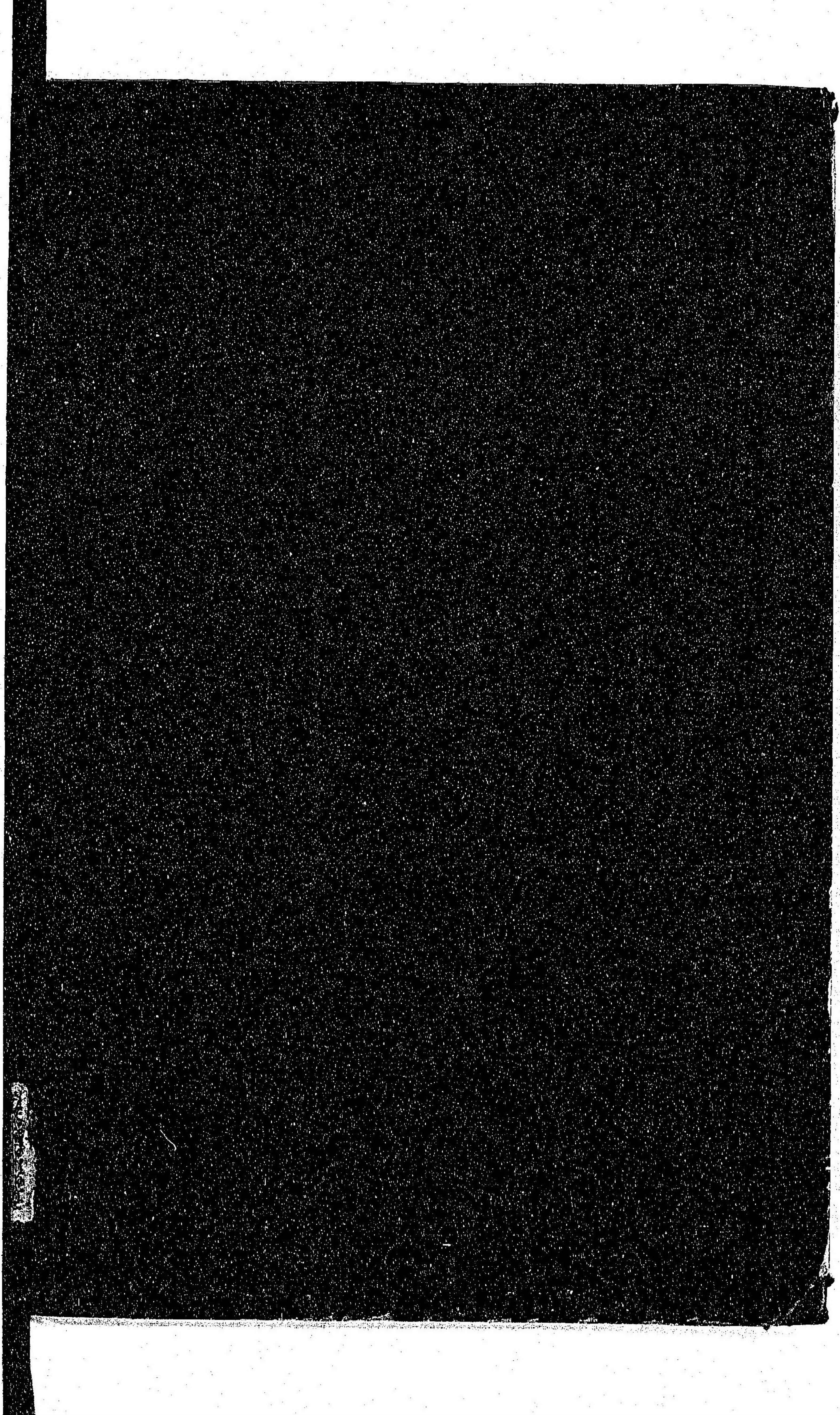
正價 金壹圓

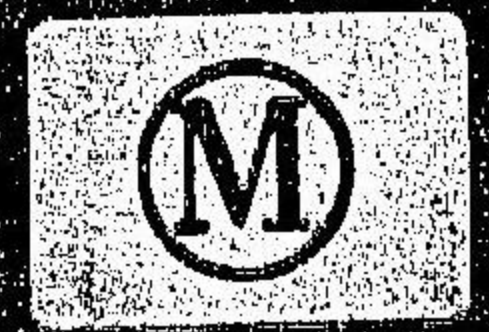
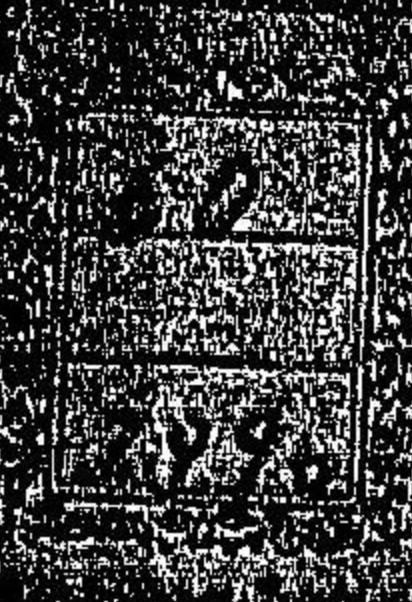
郵稅 金拾錢

正價 金六拾錢

郵稅 金六錢

60
239





060775-000-7

60-239

壳春ノ害毒及其予防

栗本 庸勝/著

M44

CBM-0682

